

令和5年第1回美里町議会定例会会期日程表

日次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	3	7	火	午前10時	・開会 ・会議録署名議員指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・令和5年度町長施政方針及び町長提出議案の一括上程 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決）
第2日		8	水	午前10時	・一般質問
第3日		9	木	休 会	・各常任委員会
第4日		10	金	午前10時	・各常任委員会報告及び質疑 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） ・閉会

第 1 号

3 月 7 日 (火)

令和5年第1回美里町議会定例会会議録（第1号）

令和5年3月7日（火）

午前10時00分開会

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名 5番 高田 美千子 議員 6番 坂田 竜義 議員
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 (1)議長
(2)町長
(3)監査委員
(4)宇城広域連合議会議員
(5)議会活性化特別委員会委員長
- 日程第4 町長提出議案の一括上程（議案第5号から議案第39号）
- 日程第5 令和5年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明
- 日程第6 議案第5号 美里町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第7 議案第6号 美里町個人情報保護審議会条例の制定について
- 日程第8 議案第7号 個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第8号 美里町老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第9号 美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第10号 美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第11号 美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第12号 美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第13号 美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第14号 美里町企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第15号 令和4年度美里町一般会計補正予算（第13号）
- 日程第17 議案第16号 令和4年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第17号 令和4年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第18号 令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算（第4号）

日程第20 議案第19号 令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 日程第21 議案第20号 令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
 日程第22 議案第21号 令和5年度美里町一般会計予算
 日程第23 議案第22号 令和5年度美里町国民健康保険特別会計予算
 日程第24 議案第23号 令和5年度美里町土地取得特別会計予算
 日程第25 議案第24号 令和5年度美里町介護保険特別会計予算
 日程第26 議案第25号 令和5年度美里町生活排水特別会計予算
 日程第27 議案第26号 令和5年度美里町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第28 議案第27号 令和5年度美里町簡易水道事業特別会計予算

2. 出席議員（10名）

1番	村崎公一君	2番	平野保弘君
3番	吉住淳一君	4番	隈部寛君
5番	高田美千子君	6番	坂田竜義君
7番	濱田憲治君	8番	福田秀憲君
9番	今田政行君	10番	上田孝君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	吉住慎二君
教育長	宮寄幸仁君	総務課長	坂村浩君
企画情報課長	松岡征二君	税務課長	池永英治君
住民課長	松永栄作君	福祉課長	谷口信也君
健康保険課長	中川幸生君	経済課長	西寺清君
林務観光課長	高田浩幸君	建設課長	富永英司君
水道衛生課長	安達浩一君	会計課長	中川利加君
学校教育課長	酒井博文君	社会教育課長	長井一浩君

5. 事務局職員出席者

事務局長	立道誠君	書記	野田まや君
------	------	----	-------

開会 午前１０時００分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。ただいまから令和５年第１回美里町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員指名

○議長（上田 孝君） 日程第１、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第１２０条の規定により、５番、高田美千子君、６番、坂田竜義君を指名します。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（上田 孝君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

２月２２日に議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、今田政行君。

○議会運営委員長（今田政行君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会を開きましたので、その報告をいたします。

令和５年第１回議会運営委員会報告。

２月２２日午前９時３０分より、中央庁舎議会委員会室におきまして、令和５年第１回議会運営委員会を開催いたしましたので、その報告をいたします。

出席者は、議会より上田議長、濱田総務文教常任委員長、坂田産業厚生常任委員長、福田委員、高田委員、私、今田、執行部より上田町長、吉住副町長、坂村総務課長、事務局より立道事務局長、野田主事の出席のもとに開会をいたしました。

議題といたしまして、（１）執行部提出議案について、（２）議員提出議案について、（３）一般質問について、（４）日程・会期等について、（５）その他を議題といたしました。

まず、（１）執行部提出議案につきましては、条例関係１０件、補正予算関係６件、当初予算関係７件、その他１２件、合計の３５件の説明を受けました。

次に、（２）議員提出議案について。２月６日に開催されました令和５年第１回美里町議会全員協議会におきまして、議会関係条例の制定を１件、改正を１件、提出議案として賛同いただいておりますので、発議第１号、美里町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、発議第２号、美里町議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを提出議案とし、ほか緊急要望書１件は不受理といたしました。

次に、（３）一般質問について。受付順で吉住淳一議員、平野保弘議員、私、今田、高田美千子議員、坂田竜義議員の５名からの通告があり、抽選の結果、１番、平野保弘議員、２番、高田美千子議員、３番、吉住淳一議員、４番、私、今田、５番、坂田竜義議員の順番に決定をいたしました。

次に、（４）日程・会期等について。会期予定表のとおり、３月７日より３月１０日までの４日間とする会期といたしました。日程の内容につきましては、議案集の「令和５年第１回美里町議会定例会会期予定表」のとおりです。

議会初日、本日は、令和５年第１回美里町議会定例会議事日程により、日程第３、諸般の報告、次に、全国町村議会議長会表彰に対する表彰状の伝達、日程第４、町長提出議案の一括上程（議案第５号から議案第３６号及び同意第１号から第３号）を上程。日程第５、令和５年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由の説明の後、日程第６、議案第５号「美里町個人情報保護法施行条例の制定について」から日程第２１、議案第２０号「令和４年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）」を内容説明の後、質疑・討論・採決を行います。次に、日程第２２、議案第２１号「令和５年度美里町一般会計予算」から日程第２８、議案第２７号「令和５年度美里町簡易水道事業特別会計予算」までは、内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は議会最終日に行います。終了後は、散会の予定としております。

議会２日目、３月８日は一般質問を行います。質問順については、平野保弘議員、高田美千子議員、吉住淳一議員、私、今田、坂田竜義議員の順番で行います。

一般質問が終わり次第、散会といたします。

議会３日目、３月９日は休会とし、各常任委員会開催の予定となっております。

議会最終日、３月１０日は各常任委員会の委員長の報告及び質問を行います。

その後、議案第２１号「令和５年度美里町一般会計予算」から、議案第２７号「令和５年度美里町簡易水道事業特別会計予算」を再度上程し、内容説明は終わっていますので、質疑・討論・採決を行います。次に、議案第２８号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」から議案第３６号「町道路線（古町上原線）の認定について」の内容説明・質疑・討論・採決を行い、次に、同意第１号「美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて」から同意第３号「美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて」の内容説明後、採決を行います。次に、発議第１号「美里町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」並びに発議第２号「美里町議会の個人情報保護に関する条例の制定について」の内容説明後、採決を行います。その後、議員派遣の件、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件を協議し、閉会の予定と

なっております。

以上、2月22日に行われました議会運営委員会の報告といたします。議会運営
会委員長、今田政行。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま議会運営委員長の報告のとおり、会期は、本日3月7日
から3月10日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日3月7日から3月10日までの4日間に決定いた
しました。

—————○—————

日程第3 諸般の報告

○議長（上田 孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長から12月定例会以降の報告並びに熊本県後期高齢者医療広域連合議
会議員報告を行います。なお、報告一覧はお手元にお配りしておりますので、主な
ものだけ申し上げます。

まず、12月14日、町内におきまして、町有林視察を全議員の皆様とともに
行っております。

12月20日、令和4年第3回宇城広域連合議会臨時会を濱田議員とともに出席
しております。

年が明けまして1月2日、文化交流センターにおきまして、令和5年美里町二十
歳の祝典を全議員の皆様とともに出席いたしております。

1月21日、緑川ダムにおきまして、緑川湖どんと祭りに出席しております。

1月26日、令和5年第1回美里町議会臨時会に全議員の皆様とともに出席して
おります。

2月の6日、自治会館におきまして、令和5年第1回熊本県後期高齢者医療広域
議会議員の全員協議会並びに定例会に出席しております。

2月の20日、中央公民館におきまして、嘱託会との意見交換会を全議員の皆様
とともに出席しております。

2月の22日、委員会室におきまして、令和5年第1回の議会運営委員会を委員
の皆様とともに出席しております。

2月の24日、自治会館におきまして、令和5年第1回熊本県市町村総合事務組
合議会定例会に出席しております。

3月の3日、中学校の卒業式に、砥用中学校は副議長に行ってもらっております。私は中央中学校に出席したところでございます。

3月の4日、霊台橋の歩道開通式を議長・副議長と坂田委員長で出席したところでございます。

以上で報告を終わります。

続きまして、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告を行います。

第1号議案「専決処分報告及び承認について、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について」から、議案第10号「令和5年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」までの全10議案につきまして、可決・承認したところでございます。

主なものといたしまして、令和5年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計予算については、歳入歳出それぞれ2億6,478万2,000円を定めたところで、全員可決したところでございます。

以上で、後期高齢者医療広域連合議会議員の報告を終わります。

以上で、議長の報告を終わります。

次に、町長に行政報告を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、私のほうから前定例会後の行政報告をさせていただきます。なお、皆さんの画面にも出ていると思います。今回から試験的に、行政報告、主だったものをですね、報告をさせていただくというようにかたちにさせていただいております。また、その中でも主なものをここでは報告をさせていただきたいと思います。

12月のまず14日・15日にかけて、女川町を訪問をいたしました。昨年の10月の12日に女川町の須田町長が、全国お礼行脚の中で美里町に立ち寄られ、復興がほぼ終了したという報告がございました。ので、12月の14・15、議会後にですね、女川町に出向していた人間を連れて、女川町のその復興がほぼ完了した姿というものを視察をしてきたところでございます。

12月の22日、前教育長の吉永教育長の退任式を行い、次の日、朝から新教育長の宮寄教育長の就任式を行っております。また、この日夕方、森の小さなクリスマスマルシェということで、八角トンネルでクリスマスマルシェイベントをさせていただいております。これ、初の試みでありまして、地域おこし協力隊、あるいは元協力隊、あるいはフットパス研究所、あるいはまちづくり公社あたりが中心となってですね、マルシェを開催し、スウェーデントーチを販売したり、実際にスウェーデントーチを点火したりとか、そういったことをやりました。

令和5年の1月1日は、久しぶりに新春霊台橋マラソン大会、1月の2日は、二

十歳の祝典に出席をいたしました。

1月の13日、熊本県の町村会の新春の集い、1月の26日は、令和5年第1回臨時会に出席をいたしております。

2月の9日、市町村意見交換会、これはTSMC関連の意見交換会が宇城地域振興局で行われました。宇土市長、宇城市長と私、出席をしてですね、熊本県内におけるTSMCの今後の動向、あるいは経済波及効果等の説明があり、宇土市、宇城市、美里から大体同じような要望をしたところなんです、企業誘致をするにしても、今のような農振除外ができないのであればなかなか難しい。だから、しっかりと企業誘致できるような対応をとってほしいという要望をさせていただいたところ です。

2月の15日、会計検査院会計実地検査。これはコロナの交付金が適正に使われたかということで、熊本県、いろんな所を会検が入っております。非常にドキドキしましたが、無事に美里町は適正であるという確認をいたしたところでございます。

2月の16日、地域づくり夢チャレンジ推進事業県知事表彰伝達式。これは、「eスポーツでいい里づくり」が今度表彰を受けたというかたちでございます。その日の午後から、高田幸也先生の叙勲伝達式を行いました。

令和5年2月の20日、第2回の臨時議会、2月の22日、第1回議会運営委員会が開催をされております。

そして、先ほど議長の報告にもございましたが、3月の4日、霊台橋歩道の開通式が開催をされました。これは、町、そして議会、それから地元の皆さんで要望をしてですね、平成30年から本格的に着工をしたわけでありまして。約5年の年月をかけて霊台橋の歩道が完成しました。これで、歩行者の安全が保たれると思いますし、観光客の方も安心して霊台橋が見れるし、カメラマンの方も安心して霊台橋を撮影できるんじゃないかなと感じたところでございます。

以上で、私のほうからの行政報告を終わらせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、監査委員の例月現金出納検査報告を求めます。5番、高田美千子君。

○監査委員（高田美千子君） おはようございます。例月現金出納検査の結果について報告いたします。美里監第48号の公文をご覧ください。

美里監第48号 令和4年12月26日

例月現金出納検査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第235条の2第1項により、令和4年11月分の出納検査を行ったので、同条第3項の規定によりその結果に関する報告をします。

1、検査対象は、会計管理者所管の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金に關す

る現金、一時借入金。ページをめくっていただきますと、出納計算書、調書、明細書が添えてございますのでご確認ください。

2、検査の時期。令和4年12月23日金曜日。

3、検査結果。諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく確実なものと認める。

以上。

なお、令和4年12月分の例月現金出納検査につきましては、令和5年1月25日水曜日、同じく令和5年1月分の例月現金出納検査につきましては、2月27日月曜日に大西監査委員とともに実施いたしました。

それぞれの検査結果につきましても、諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく確実なものであると認めたところでございます。

以上、例月現金出納検査の結果について、報告を申し上げました。

○議長（上田 孝君） 以上で、監査委員の例月現金出納検査報告を終わります。

次に、宇城広域連合議会議員の報告を求めます。7番、濱田憲治君。

○7番（濱田憲治君） 改めまして、おはようございます。宇城広域連合議員の報告をいたします。

令和4年第3回宇城広域連合議会臨時会が令和4年12月20日に、午後2時から行われております。場所については、宇城広域連合2階交流プラザであり、参加者は守田連合長及び元松、上田副連合長。宇城市議会より、広域議員5名、宇土市議会広域議員3名、美里町より上田議長と私、濱田。宇城広域連合事務局の出席のもと開催をされております。

議題としまして、議案第22号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、採決の結果、賛成多数により原案が可決されております。

次に、議案第23号、宇城広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、採決の結果、全議員賛成により可決されております。

次に、議案第24号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について、採決の結果、全議員賛成により原案可決をされております。

次に、議案第25号、令和4年度宇城広域連合一般会計補正予算（第3号）について、歳入歳出それぞれ5,011万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億2,194万7,000円とする案です。主な内容として、清掃費及び消防費の需用費（燃料費・光熱費）の増加及び建設中のエネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業における地質調査により、法定基準を超える鉛が検出され、掘削除去、処理等業務委託料が主な内容であります。採決の結果、全議員

賛成により原案を可決されております。

以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わります。

次に、議会活性化特別委員会委員長の報告を求めます。8番、福田秀憲君。

○8番（福田秀憲君） おはようございます。議会活性化特別委員会を3回行いましたので、その報告をいたします。

まず、最初に第9回の活性化委員会として、令和5年1月の26日に行いました。これは、第1回の臨時会の後に続けて実施をさせていただいております。出席者は、議員全員です。上田議長も特別に参加をいただいております。

この議会活性化の取組としまして、基本条例をつくろうということで条例をつくりましたが、その基本条例の第1回目の検討ということで、案を皆さんに配付してそれを検討していただきました。第1回でしたので、実際にはその内容をずっと読み上げて説明をしたわけですが、全条項について、条項の追加また削除、文言の訂正など、各自で調査・研究を行っていただくようにしております。

次に、第2回目と言いますか、第10回の議会活性化特別委員会は、2月の6日に実施をしております。これは、全員協議会の後に続いて実施をさせていただいております。第10回も議会の基本条例の検討ということで、検討させていただきました。前回の議員の調査の研究を行った修正案を出していただきまして、その修正案について条項の追加や文字の、文言の訂正などを行ったところであります。具体的には、「住民」を「町民」に統一するというようなことと、しなければならないという、「何々する」というようにしておりましたけれども、「しなければならない」というようなかたちに変えたりなんかしております。

次に、第11回の議会活性化の特別委員会を2月の20日に実施をしております。これは、第2回の臨時会後に実施をしたわけであります。このときは、上田議長にも特別に参加をいただいております。この回も議会の基本条例の検討ということを第3回目を実施したわけでございます。

条文はほとんど変更する所ありませんでしたが、坂田議員の提案によりまして、条文の整理をして、章を改めて作っていかうと、特別に新たに章を、政治倫理の章を加えて作り直したところであります。

この条例案につきまして、町村議会事務局長の古家さんにも見ていただきました。また町の総務課のほうにも意見を求めたところであります。今後ですね、現在、出版社のぎょうせいという所に、専門の業者さんですが、そこにもチェックしてもらおうようにして提出しているところであります。

この修正したものについても、皆さんにその日のうちにお配りをしておりますの

で、その調査・研究をされたところについては、次回にですね、皆さんで検討していきたいなと思っております。この中に、政治倫理条例の改正をとということで検討をしましょうということに、話になりましたけれども、活性化委員会は、議長を除いた全員になっておりますので、全体的な全員協議会で協議した方がよからうということで、全員協議会のほうで検討するように決定をしております。

以上、活性化特別委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会活性化特別委員会委員長の報告を終わります。これで、諸般の報告を終わります。

次に、全国町村議会議長会表彰に対する表彰状の伝達を行います。令和4年度全国町村議会議長会より、福田秀憲君が表彰されておりますので、表彰状の伝達を行います。

ここで、表彰伝達補助のため、議会事務局野田主事が議場内に入ることを許可いたします。福田秀憲君は、答弁席の前までお進みください。

「表彰状、熊本県美里町、福田秀憲殿。あなたは、町村議会議員として、長年にわたり地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績は、まことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。令和5年2月8日、全国町村議会議長会会長、南雲正（代読）」おめでとうございます。

（拍手）

○議長（上田 孝君） ここで、福田秀憲君よりご挨拶をお願いいたします。

○8番（福田秀憲君） 皆さん、おはようございます。前回の、確か表彰、濱田さんと誰だったですかね、されたときには、この喋る時間が皆さんされなかったと思うんですけれども、今回ないと思ってですね、安心してきたら、朝から挨拶してくれということだったので、挨拶をさせていただきたいと思います。

この時間をですね、本当に貴重な時間なんですけれども設けていただいて本当にありがとうございます。私、長年議員生活をやってまいりました。いろんな活動をやってまいりましたが、いつもやはりこう、議員としては初心に返って、新たな気持ちでやらなきゃいけないなということでいつも取り組んできたところがあります。振り返って考えて見ますと、本当に今までやって町民の人たちの本当に役に立ったのかなという思いがしております。何をして、本当に役に立ったのかなという思いがいつもしているところでもあります。でもやっぱり、少しは役に立ってきたのかなという思いが自分の少しは慰めになっているところでもあります。私の基本として、地方自治法にもありますように、住民の福祉の増進、それと最小の経費で最大の効果を出すということをいつも頭に置いて議会活動をやってきたところがあります。質問に関しても、そのときの時期のやつもありますけれども、5年・10

年先を見て、町をどういうふうにしたいかというやつを頭に置いて質問をしてきたつもりであります。なかなか行政の壁もありまして、実現できるものもあるし、実現できなかったものも多々あるところであります。これからもですね、町民全体の奉仕者として、少しでも役に立っていききたいなという思いがしております。

今日は、本当に皆さんのおかげで受賞することができました。本当にありがとうございました。

○議長（上田 孝君） 福田議員におかれましては、長年のご功績に対する受賞、誠におめでとうございます。

以上で、表彰状の伝達を終わります。

お知らせします。システムの不具合が発生いたしましたので、再度会議への参加をお願いします。

ここで、タブレット端末の調整を行いますので、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前 10 時 38 分

再開 午前 10 時 45 分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、再開します。

-----○-----

日程第 4 町長提出議案の一括上程

○議長（上田 孝君） 日程第 4、町長提出議案の一括上程を行います。

議案第 5 号から議案第 36 号及び同意第 1 号から同意第 3 号までの案件を一括して上程し、案件のみ議会事務局長に朗読させます。立道議会事務局長。

○事務局長（立道 誠君） それでは、議案書の 2 枚目をお開きください。読み上げます。

議案第 5 号 美里町個人情報保護法施行条例の制定について

議案第 6 号 美里町個人情報保護審議会条例の制定について

議案第 7 号 個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 8 号 美里町老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号 美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 10 号 美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 1 1 号 美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 2 号 美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 3 号 美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 4 号 美里町企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 5 号 令和 4 年度美里町一般会計補正予算（第 1 3 号）
- 議案第 1 6 号 令和 4 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 次のページをお願いします。
- 議案第 1 7 号 令和 4 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 8 号 令和 4 年度美里町生活排水特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 1 9 号 令和 4 年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 2 0 号 令和 4 年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 2 1 号 令和 5 年度美里町一般会計予算
- 議案第 2 2 号 令和 5 年度美里町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 2 3 号 令和 5 年度美里町土地取得特別会計予算
- 議案第 2 4 号 令和 5 年度美里町介護保険特別会計予算
- 議案第 2 5 号 令和 5 年度美里町生活排水特別会計予算
- 議案第 2 6 号 令和 5 年度美里町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 2 7 号 令和 5 年度美里町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 2 8 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議案第 2 9 号 有安地区旧工場跡地解体工事請負契約の一部変更について
- 議案第 3 0 号 町道路線（船津吐合線）の廃止について
- 議案第 3 1 号 町道路線（船津吐合線）の認定について
- 議案第 3 2 号 町道路線（上鶴中川原線）の廃止について
- 議案第 3 3 号 町道路線（上霍中川原線）の認定について
- 議案第 3 4 号 町道路線（上鶴線）の廃止について
- 議案第 3 5 号 町道路線（上霍線）の認定について
- 議案第 3 6 号 町道路線（古町上原線）の認定について
- 同意第 1 号 美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 同意第 2 号 美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

同意第 3 号 美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めること
について

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会事務局長の朗読を終わります。

-----○-----

日程第 5 令和 5 年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明

○議長（上田 孝君） 日程第 5、令和 5 年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明を行います。

町長に、令和 5 年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由の説明を求めます。

上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、まず、令和 5 年度の施政方針を申し上げさせていただきます。

令和 5 年第 1 回美里町議会定例会の開会に当たり、美里町長として町政運営に関する施政方針の一端を述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の発生から 3 年が経過し、5 月には新型コロナウイルスの感染症法上の分類が季節性インフルエンザと同じ 5 類に移行する方針が国から示されております。感染者の外出自粛や医療費負担、マスクの着用等、これまでと対策が大きく変わると想定されます。現在、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって景気回復が期待される一方で、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動の影響に十分注意する必要があります。

そのような中、町の施策においては物価高騰対策、子育て支援、マイナンバーカード取得促進など、住民生活に直結する分野に重点を置いたまちづくりに努めてまいりました。なお、本年度におきましては、上水道の整備、水道ビジョン及び経営戦略に沿い、地方公営企業法の全適用に向けた円滑な移行事務と並行して、水道未普及地域の将来にわたる安全な水道水の供給に向けた取り組みの推進、保育料の完全無償化、小・中学校給食費の半額補助及び町独自に給付金上乗せを行い、拡充して実施する出産子育て応援給付金等を行い、美里町で安心して子どもを産み、安心して子育てができるよう取り組んでまいります。

しかしながら、このような状況の中でも少子高齢化、人口減少社会への対応、産業の活性化や雇用の創出、自然災害に対する危機管理など、多くの課題に直面しております。これらの課題を常に念頭に置きつつ、第 2 次振興計画で示す施策への取り組みを着実に実行し、令和 5 年度につきましてもオール美里で議会並びに町民の皆様とともに、町民一人ひとりが幸せに暮らせるまちづくりを進めてまいります。

それでは、まちづくりの基本目標に沿って、主な取り組みについて述べさせてい

たきます。

第1に、協働のまちづくりへの取り組みについて申し上げます。

最初に、町民や地域との協働と地域コミュニティの推進におきましては、補助制度の整備から3年目となる美里町おもやい応援補助金を活用し、住民による新たなチャレンジや相乗効果による好循環が生まれています。今後も引き続き地域コミュニティから元気にしていく取り組みを応援していきます。

広報・広聴の充実におきましては、町ホームページのリニューアルを行い、町外の方に魅力ある美里町を発信し、併せて町民の皆様に向けて、迅速でわかりやすい行政情報の配信に努めます。

第2に、健康・福祉のまちづくりへの取り組みについて申し上げます。

子育て支援の充実におきましては、新たな施策として0歳児から2歳児までの保育園、認定こども園の保育料の無償化を行います。既に実施しております3歳児から5歳児までの保育料の無償化と併せて、全ての就学前の子どもに対し、幼児教育・保育の完全無償化を実現することで、子育て支援サービスの充実を図ります。さらに、国の出産・子育て応援給付金に加えて、町独自の追加給付を行い、出産・子育て世代への支援の充実強化を図っていきます。また、近年、全国的に増加傾向にある児童虐待の早期発見、早期対応を図るため、関係機関と連携を図り、児童虐待防止の支援体制の強化に努めてまいります。

地域福祉の推進におきましては、社会福祉協議会と連携して、地域見守りネットワークの充実を図り、支援者の広がり推進してまいります。また、地域福祉計画を策定し、地域社会とのつながりや支援が必要な人を支えるため、自助・共助・公助の仕組みづくりに取り組んでまいります。

健康づくり、医療機関との協働におきましては、予防を重視した健康づくりへの支援として、がん検診や特定健診等の受診を促し、町民が自身の健康状態を正確に把握し、適切に体調管理ができるよう支援していきます。また、健康づくり推進委員や食生活改善推進員とともに、血圧に関する意識啓発を行い、課題解決に向けて具体的な活動を展開してまいります。さらに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に努めてまいります。

第3に、教育・文化のまちづくりへの取り組みについて申し上げます。

学校教育の充実におきましては、令和4年度末に第2次教育振興基本計画後期計画を策定し、今後5年間、新たな時代に対応した教育の推進に取り組むとともに、教育環境の整備を積極的に進めてまいります。また、これまでに整備した学校ICT機器を活用し、中学生がふるさとの良さを再発見し自ら発信することで、ふるさと教育に通じる取り組みを進めてまいります。

学校給食では、現在の水準を維持し、安全・安心な給食を提供するため、給食費の半額を助成するなど、保護者の負担軽減に努めます。また、美里町の未来を担う子どもたちの進路に向けた可能性を広げるために、一人ひとりの学力向上を図る美里町公営塾を本年度も開講します。併せて、各学校に設置している学校運営協議会をさらに活性化させ、地域住民や保護者が学校運営に参画することにより、地域と一体になった特色ある学校づくりや各課題を地域と一緒に解決することを目指してまいります。

社会教育の充実におきましては、近年のライフスタイルの複雑化や多様化に対応するため、教育機会の充実を図り、社会教育の理念の実現に努めます。また、令和2年度から取り組んでいるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進にさらに取り組み、子どもたちが志を果たすことができる未来の創造及び社会に開かれた教育課程の実現が図られるよう、学校と地域全体で子どもたちの成長を支えてまいります。

第4に、産業・観光のまちづくりへの取り組みについて申し上げます。

まず、令和5年度より企業誘致に係る新たな補助金を整備し、有安地区工場跡地をはじめ、町内への積極的な企業誘致を行います。

農業の振興におきましては、令和6年度に予定している美里農業振興地域整備計画の全体見直しを見据え、農業振興地域内の農用地区域について基礎調査を実施し、農用地区域の整理に取り組んでまいります。また、野生鳥獣による農産物被害に対して、国の鳥獣被害防止総合対策事業交付金等を活用し、捕獲による有害獣の個体数減少を図るため、直接的な捕獲補助及び箱罟の貸付等、農作物被害の防止対策に積極的に取り組むとともに、町からの鳥獣対策事業に係る補助の拡充も併せて取り組んでまいります。

次に、農業経営の核となる担い手の確保・育成につきましては、国・県の有効な支援制度を活用し、農地の集積や営農資機材の整備等を進め、経営基盤の確立・強化を図り、法人や集落営農組織、認定農業者、新規就農者等が意欲的に農業に取り組める体制の確立を目指してまいります。

農業の基盤づくりでは、県営事業として、美里地区中山間地域農業農村総合整備事業によるほ場整備、用水路改修及び低用2期地区として、引き続き特定農業用管水路等特別対策事業による老朽化した用水管の更新を進めてまいります。併せて、農家の身近な問題や中山間地等の条件不利地の小規模な生産基盤の整備には、町土地改良事業補助金等による助成を通じて、きめ細やかな支援を行ってまいります。また、次期県営事業といたしまして、美里2期地区中山間地域農業農村総合整備事業によるほ場整備、頭首工及びため池改修について、事業計画作成や公有地編入承

認申請書作成業務を実施し、事業採択申請や法手続きを進めてまいります。

今後も熊本県と連携を深め、農家の耕作条件の改善、作業負担の軽減を目指し、農業生産基盤の整備を図ってまいります。

林業の振興におきましては、従来の森林整備に関する事業に取り組むとともに、森林環境譲与税を活用した事業として、意向調査を基に、管理が適切に行われていない人工林について、森林の多面的機能の発揮に向けた間伐等を目的とした美里の山除間伐推進事業を引き続き運用し、森林整備を進めてまいります。町民の財産である町有林につきましては、戦後植林された高齢級の山林が大半を占めることから、森林経営計画に基づき、引き続き計画的な間伐、皆伐、植林を進めてまいります。

また、木材価格の低迷、林業所得の減少、林業従事者の減少・高齢化等により、管理されないまま放置された森林が多く点在してきています。このような中、森林・林業に目を向けてもらえるよう自伐型林業に興味を持つ方等を対象とした、チェーンソーの取扱い、伐倒、造林等の研修会を開催することで、新たな担い手の確保や次世代まで引き継がれる森づくりを目指した取り組みを行い、林業の振興に努めてまいります。なお、近年激甚化する災害から住民の生命・財産を守るため、防災・減災を目的とした治山事業等の対策を県に要望してまいります。

観光の振興におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による観光施設への入場者数減少は回復傾向にあり、フォレストアドベンチャーで約10%の増、隣接する美里の森キャンプ場ガーデンプレイスは季節ごとのアウトドアイベントの開催やSNSを活用した情報発信を行うことで約18%の増、石段も日本一として全国区のテレビに取り上げられたことや、3年ぶりのイベントの開催、密を避け、誰でも手軽に日本一にチャレンジができることから、利用者は10%の増となりました。

数年前より、熊延鉄道遺構の八角トンネルがインスタ映えするとSNSを中心に人気が出て来場者も増えてきたことから、八角トンネルの案内看板を設置したり、散策路や駐車場などの周辺整備を行い、美里町の新たな観光地として更なる観光客の誘致につなげます。

今後も、町内の観光施設やその周辺の景観整備を積極的に進め、県内外からの誘客に努めてまいります。

第5に、住みよく快適なまちづくりへの取り組みについて申し上げます。

防災対策の充実におきましては、引き続き防災情報の発信やマイタイムラインの推進を行い、町在住の防災士や自主防災組織との連携・支援により、防災体制の強化を図ります。逃げ遅れ防止、だれ一人取り残さない避難体制の構築のために、要配慮者利用施設等の避難計画や体制及び要支援者の個別避難計画の実効性のある連携・支援を進めてまいります。また、引き続き団員確保を進め、装備品の購入や活

動支援と併せて、消防団員の処遇改善や負担の軽減を行いながら活動環境を整え、地域防災力の向上を図ります。

移住・定住促進と良好な住宅形成におきましては、引き続き空き家バンク制度による所有者と利用希望者のマッチングを行い、空き家の利活用を促進することで、移住・定住人口の増加を図るとともに、空き家バンク制度を活用した移住・定住者に対する補助による支援を引き続き実施いたします。また、都市部での移住相談会等において、本町の魅力を積極的に発信いたします。併せて、空き家の利活用と並行して、空き家に関する多様な相談に対応できる人材育成や、住民向けセミナーを実施し、町民の皆様に建物の価値を再認識していただき、空き家の発生抑制に努めてまいります。

公営住宅につきましては、美里町公営住宅等長寿命化計画（第2期）を策定し、今後の人口数及び地域要件並びに官民連携手法を取り入れた長期にわたって安全で快適な住まいづくりに取り組んでまいります。

道路の整備促進におきましては、住民生活の利便性や通学路の安全確保及び災害時の安全性を確保するために、生活道路の計画的な整備を推進してまいります。道路の維持管理の面におきましても、安全確保を第一に改修・補修を行ってまいります。

また、橋梁やトンネル、舗装等におきましても、各計画に基づき、老朽化対策を実施し、点検結果による補修対策を行ってまいります。国・県道の整備促進につきましては、県事業の積極的な推進を国・県に要望してまいります。

生活交通手段の充実におきましては、過疎化の進展や自家用車の普及により、公共交通機関の利用者は年々減少傾向にあります。通勤・通学・通院・買い物等の総合的な交通手段として地域住民の日常生活に必要不可欠な生活交通である路線バスを維持・確保するために、赤字路線に対する事業者への運行費補助を継続して行ってまいります。

また、美里バスにおきましては、運行事業者と協力し、利用促進や意識啓発を行いながら、利用者の意見を聞き、利便性の向上に努めてまいります。

上水道整備につきましては、中央北地区の整備が喫緊の課題となっております。令和3年度に小筵地区に新たな水源の確保を行い、令和4年度に中央北地区簡易水道事業創設認可を取得しました。令和5年度から令和14年度にかけて実施設計及び工事を行う計画としております。また、甲佐町との水道用分水供給協定を締結することにより、安全・安定的な水道用水の供給を図ってまいります。今後は、町内において新たな水源確保の検討及び早期の工事完了に向け、整備を推進してまいります。既存の水道施設におきましては、安全で安定的な水道用水を供給するため

に老朽化に伴う維持管理及び更新に努めてまいります。

町営水道未普及地域の組合及び地区で行う水道事業におきましては、老朽施設の改修等に伴う水道整備事業に一定の要件を満たすことで補助金を交付してまいります。また、水質に問題がある場合は、家庭用浄水器設置費補助を行い、安心・安全な飲料水の確保を推進してまいります。

最後に、人口減少社会において職員数の減少が見込まれる中、安定的かつ持続可能なかたちで行政サービスを提供していくためには、これまで述べたあらゆる分野の施策においてデジタルを活用していくことが住民の暮らしを守ることにつながると考えます。

そこで、住民がデジタル化の恩恵を享受できるようにするため、行政手続のオンライン化を進めるとともに、町税や保険料、その他手数料等のキャッシュレス決済や各種証明書のコンビに交付サービスの導入等を進め、住民サービスの充実と利便性の向上に努めてまいります。また、引き続きマイナンバーカードの普及促進に取り組むとともにデジタルの活用に不安がある住民に対し、スマホ教室を開催するなど、地域全体のデジタル化にも努めてまいります。役場内部におきましても、業務基盤の整備等により事務の効率化を進め、限られた職員の人的資源を行政サービスの更なる向上へつなげるよう努めてまいります。

以上、令和５年第１回美里町議会定例会にあたっての施政方針とさせていただきます。

続きまして、令和５年第１回美里町議会定例会提案理由の説明を申し上げます。

今定例会に提案しております議案は、条例１０件、補正予算６件、当初予算７件、その他１２件の計３５件でございます。

はじめに、議案第５号、美里町個人情報保護法施行条例の制定から、議案第７号、個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴いまして、関係条例を整備するものでございます。

次に、議案第８号、美里町老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定につきましては、美里町老人福祉センターを町直営で管理できるよう、関係条例を改正するものでございます。

続きまして、議案第９号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定から、議案第１１号、美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法令に係る基準の一部改正に伴いまして、関係規定を改正するものでございます。

次に、議案第12号、美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴いまして、出産育児一時金の支給額を40万8,000円から48万8,000円に改定するものでございます。

次に、議案第13号、美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴いまして、関係条例を改正するものでございます。

次に、議案第14号、美里町企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定につきましては、美里町における企業等の誘致及び立地を促進するため、関係条例を改正するものでございます。

続きまして、議案第15号、令和4年度美里町一般会計補正予算（第13号）につきましては、主に、現在宇城広域連合で進めていますエネルギー回収型廃棄物処理施設の旧ごみ処理施設解体費用に係る負担金の増額や、簡易水道事業特別会計への繰出金の増額、さらには令和4年度の事業実績の見込みにより、所要の補正を行う必要が生じたため、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億7,748万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を79億6,817万6,000円とするものでございます。

続きまして、議案第16号、令和4年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から、議案第20号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）までの5案件につきましては、収入実績並びに支出実績等に基づき、補正を行っているものでございます。

続きまして、議案第21号、令和5年度美里町一般会計予算につきましては、予算総額を前年度当初より1億800万円減の69億4,700万円といたしております。

歳入の主なものでございますが、町税では、固定資産税の償却資産の減収を見込んで516万3,000円減の8億2,204万4,000円を計上いたしております。

また、地方交付税では、地方財政計画において、デジタル田園都市国家構想事業費や脱炭素化推進事業費等の創設により、7,300万円増の33億994万5,000円を計上いたしております。

また、国庫支出金では、令和4年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の皆減等により、2億99万5,000円減の7億5,680万3,000円を計上いたしております。

また、分担金及び負担金では、子育て環境の充実を図るため、保育料の完全無償

化を実施することなどにより1,215万6,000円減の1,806万7,000円を計上いたしております。

また、繰入金では、財源不足に伴う財源調整のため、財政調整基金を繰り入れたことにより、2億3,645万円増の3億9,382万3,000円を計上いたしております。

さらには、町債において、普通建設事業費の減少により、1億9,384万7,000円減の5億615万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出の主なものでございますが、総務費では、有安地区旧工場跡地の開発に係る地質調査及び路上調査の委託料や周辺敷地の用地購入費などを計上いたしております。また、デジタル活用による住民サービスの向上を図るため、住民票などの各種証明書を全国のコンビニで取得可能とするコンビニ交付システムの導入経費や、住民税など公金の支払いを専用の機械で納めていただくことができる公金ステーションやセミセルフレジの導入経費を計上いたしております。

さらには、観光分野において、本町が目指すべき方向性を明確にするため、市場のニーズ調査を実施し、新たな観光プログラムの開発に係る経費などを計上し、前年度より1,738万7,000円増の12億300万9,000円を計上いたしております。

次に、民生費では、町内の介護施設等が実施する大規模修繕や耐震化整備等に係る介護基盤緊急整備特別対策事業補助金や介護保険特別会計繰出金の増額などにより4,260万2,000円増の19億5,313万9,000円を計上いたしております。

次に、衛生費では、清掃施設に係る宇城広域連合負担金や簡易水道事業特別会計繰出金の増額により、836万5,000円増の5億5,611万9,000円を計上いたしております。

次に、農林水産業費では、新たな団体営水利施設等保全高度化事業簡易整備型を活用して行う萱野揚水機場改修工事や、令和6年度の農業振興地域整備計画の全体見直しに係る基礎調査の業務委託料などを計上しておりますが、林道開設事業などの減少により、農林水産業費全体では、前年度より4,817万2,000円減の4億9,609万円を計上いたしております。

次に、土木費では、社会資本整備総合交付金事業（通学路対策）として、町道鳥越線ほか4路線の改良工事や、町道岩石洞岳線、これは洞岳隧道ほか1件の道路メンテナンス事業などを計上しておりますが、令和4年度までの計画で実施してきた道整備交付金事業分などの減少により、土木費全体では、前年度より1億4,133万円減の6億1,624万5,000円を計上いたしております。

次に、教育費では、保護者の負担軽減を図るため、小・中学校の給食費の半額補助を計上いたしております。また、砥用小学校のスクールバスが20年以上経過しており、子どもたちの安全を確保するためスクールバスの購入費などを計上しておりますが、令和4年度で実施した文化財保護関連の工事が皆減したことなどにより、教育費全体では、前年度より3,061万円減の5億8,657万8,000円を計上いたしております。

最後に、公債費につきましては、過去に行った起債事業の償還が始まり、前年度より7,194万円増の10億6,621万3,000円を計上いたしております。

続きまして、議案第22号、令和5年度美里町国民健康保険特別会計予算から、議案第27号、令和5年度美里町簡易水道事業特別会計予算までの6案件につきましては、各事業運営のための必要額をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、議案第28号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更につきましては、熊本県市町村総合事務組合で共同処理する事務から、構成1自治体が脱退するため、規約の一部変更について地方自治法の規定により議会の同文議決を得るものでございます。

続きまして、議案第29号、有安地区旧工場跡地解体工事請負契約の一部変更につきましては、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決に付すものでございます。

続きまして、議案第30号、町道路線船津吐合線の廃止から、議案第35号、町道路線上電線の認定までの6案件につきましては、町道の起点及び終点の位置の変更に伴うものでございます。

また、議案第36号、町道路線古町上原線の認定につきましては、町道路線として新たに認定するため、議会の議決に付すものでございます。

続きまして、同意第1号から同意第3号までの美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めることの3案件につきましては、3名の委員の任期が令和5年3月31日で満了するため、地方自治法施行規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせますので、慎重なるご審議をいただき、速やかなるご議決をお願いいたします。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、令和5年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開を11時30分とします。

-----○-----

休憩 午前 11 時 15 分

再開 午前 11 時 30 分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第 6 議案第 5 号 美里町個人情報保護法施行条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第 6、議案第 5 号、美里町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、ペーパーレス会議システムの同期をお願いいたします。また、なお、議案第 5 号の議案につきましては、システム 01 議案集フォルダー内の⑤議案第 5 号、美里町個人情報保護法施行条例をご覧いただきたいと思います。

それでは、議案第 5 号につきましてご説明申し上げます。

議案第 5 号、美里町個人情報保護法施行条例の制定について

美里町個人情報保護法施行条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 7 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の一部改正に伴い、個人情報保護法施行の規定の整備が必要となるため、提案するものでございます。

これまでの個人情報保護制度は、個人情報を取り扱う主体ごとに適用される法律や所管が異なっていましたが、社会全体のデジタル化への対応や、個人情報の保護とデータ流通の両立強化及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、令和 3 年 5 月 19 日に個人情報保護に関する法律の改正を含むデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、令和 5 年 4 月 1 日から新法に一元化されます。これにより、個人情報保護制度の所管は国の個人情報保護委員会となり、これまで個人情報保護条例で定めていた事項の多くは新法で規律されるため、現在の個人情報保護条例を廃止し、規定を整備の上、新たに個人情報保護法施行条例を制定することになりました。

次のページをお開き願います。

美里町個人情報保護法施行条例でございます。第 1 条から第 5 条までの条立てとなっております。

第 1 条につきましては、趣旨でございます。先ほど条例制定の背景の内容のとおりでございます。

第2条につきましては、定義でございます。新法では「地方公共団体の機関」という用語が使用されていますが、現行の個人情報保護条例では「実施機関」という用語を使用していることから、引き続き「実施機関」という用語を使用するための規定となります。

3条につきましては、手数料に関する規定でございます。個人情報の開示について、開示の実施手数料（写しの作成代とか郵便代になりますが）を徴収するため、手数料額についての規定となります。

第4条につきましては、審議会の諮問に関する規定でございます。新法では、審議会等に諮問することができる場合を、「特に必要がある場合とは」と規定しているため、現行の個人情報保護審議会の諮問事項を再検討し、第1号から第3号を諮問事項として規定しております。

第5条につきましては、委任規定でございます。

附則でございます。

第1条が施行期日、第2条が美里町個人情報保護条例の廃止、第3条・第4条が経過措置となっております。新法及び本条例の施行並びに現行の個人情報保護条例の廃止に伴い、個人情報保護条例の守秘義務、開示、訂正及び利用停止に係る請求並びに罰則規定に係る経過措置を本条例の規定後、遅延なく通知することを規定いたしております。

以上で、議案第5号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。なお、議案第5号から議案第14号までの採決は起立により行います。

議案第5号、美里町個人情報保護法施行条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第5号、美里町個人情報保護法施行条例の制定については、
原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第6号 美里町個人情報保護審議会条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第7、議案第6号、美里町個人情報保護審議会条例の制定
についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、ペーパーレス会議システムの同期をお願いいた
します。なお、議案第6号の議案につきましては、システム01議案集フォルダー
内の⑥議案第6号、美里町個人情報保護審議会条例をご覧くださいと思います。
議案第6号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第6号、美里町個人情報保護審議会条例の制定について

美里町個人情報保護審議会条例を別紙のとおり定める。

令和5年3月7日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正及び関係条
例に基づく個人情報保護審議会の規定の整備が必要となるため、提案するものでご
ざいます。

次のページをお開き願います。

美里町個人情報保護審議会条例でございます。第1条から第9条までの条立てと
なっております。

第1条につきましては、設置でございます。新法及び美里町議会の個人情報の保
護に関する条例に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、
美里町個人情報保護審議会を置くと規定しております。

第2条につきましては、所掌事務でございます。ここでは、新法、美里町個人情
報保護法施行条例及び美里町議会の個人情報の保護に関する条例に規定される審査
請求についての調査審議、また実施機関及び議会に意見を申し出ることができるこ
とが規定されております。

第3条につきましては、組織に関する規定でございます。審議会の委員を5人以
内とし、識見を有する者の中から、町長が委嘱すると規定いたしております。

第4条につきましては任期を、第5条につきましては秘密の保持について規定い
たしております。

第6条につきましては、審議会の審査権限に関する規定でございます。必要があ
ると認められるときは、地方公共団体の機関又は地方独立法人に対し、審査請求の

あった開示決定、訂正決定及び利用停止決定などに係る保有個人情報の提示、また審査請求に係る事件に関し、審査請求、参考人及び地方公共団体の機関、又は地方独立行政法人に対し、意見書又は資料の提出を求めることができるなどの規定がなされております。

次のページをお開き願います。

第7条につきましては意見陳述を、第8条では提出資料の写しの送付等について規定いたしております。

第9条につきましては、委任規定でございます。

次のページをお開き願います。

附則でございます。

第1項が施行期日、第2項が経過措置となっております。第1項の施行期日につきましては、法の施行日であります令和5年4月1日、第2項、第3項では、廃止前の美里町個人情報保護条例で委任を受けた審議会の委員について、委員の委嘱を受けたものとみなす内容を規定いたしております。

以上で、議案第6号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第6号、美里町個人情報保護審議会条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第6号、美里町個人情報保護審議会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第7号 個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第 8、議案第 7 号、個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、ペーパーレス会議システムの同期をお願いしたいと思います。なお、議案第 7 号の議案につきましては、システムの 01 議案集フォルダー内の⑦議案第 7 号、個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例をご覧いただきたいと思います。

議案第 7 号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第 7 号、個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 7 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の一部改正に伴い関係条例の整備が必要となるため、提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。第 1 条から第 23 条までの関係条例の一部改正となっております。

改正内容につきましては、美里町個人情報施行条例に規定があるものは、改正文を美里町個人情報保護条例（平成 17 年美里町条例第 1 号）を個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び美里町個人情報保護法施行条例（令和 5 年美里町条例第 1 号）に改める。

指定管理に対しては、美里町個人情報保護法施行条例の規定がないため、改正文を美里町個人情報保護条例（平成 17 年美里町条例第 1 号）を個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に改めるものでございます。

美里町個人情報保護法施行条例に規定があるものは、第 1 条の美里町東部地区交流施設条例ほか、第 3 条、第 5 条、第 6 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 16 条、第 17 条、第 19 条となっております。

また、指定管理者に対する個人情報保護に関する法律に基づくものは、第 2 条の美里町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例ほか、第 4 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 18 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条となります。

5 ページをお開き願います。

附則でございます。

この条例は、デジタル社会の形成を図るため、関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第３７号）附則第１条第７号に掲げる規定の施行日から施行するとしております。

以上で、議案第７号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第７号、個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第７号、個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第９ 議案第８号 美里町老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第９、議案第８号、美里町老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） システムの同期をお願いいたします。

議案第８号につきまして、ご説明いたします。なお、議案第８号、美里町老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、０１議案集フォルダー内の⑧議案第８号、美里町老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてをご覧ください。

議案第８号、美里町老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

美里町老人福祉センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 7 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

美里町老人福祉センターについて、町直営での施設管理ができるよう改正したいため、提案するものでございます。

詳細につきましては、02 説明フォルダー内の⑧議案第 8 号資料をご覧ください。

美里町老人福祉センター条例新旧対照表でございます。資料にはページ番号を付しております。左の欄は改正前、右の欄が改正後でございます。

今回の改正内容は、指定管理者による管理から町直営とするための所要の改正となっております。

第 3 条及び第 4 条につきましては、それぞれ指定管理者による管理及び業務の規定を、町が行う事業及び管理上必要な職員を置くことができるものと改正するものでございます。

2 ページをお願いいたします。

第 5 条につきましては、町直営となるため削る改正となっております。

2 ページから 4 ページにかけて、第 6 条から第 13 条までの各条文中の「指定管理者」を「町長」に改め、1 条ずつ繰り上げることとしております。

4 ページをお願いいたします。

改正前第 13 条、改正後第 12 条の所でございますが、利用料金制による指定管理者制度から町直営の管理となりますことから、見出しの利用料金を使用料へと改正しております。

第 14 条は、町直営となるため削る改正となっております。

4 ページから 5 ページにかけての、第 15 条から第 17 条につきましては、見出しを含む各条文中の「利用料金」を「使用料」に、「指定管理者」を「町長」に改め、第 18 条につきましては、「指定管理者又は」の部分进行削り、各条を 2 条ずつ繰り上げることとしております。

第 19 条につきましては、個人情報保護に関する法律の一部改正等の影響によるものと合わせ、同条を第 17 条とする改正でございます。

6 ページをお願いいたします。

第 20 条につきましては、町直営となるため削る改正でございます。

第 21 条及び第 22 条につきましては、3 条ずつ繰り上げる条番号の整理を行っております。

別表第 1 及び別表第 2 につきましては、表中の「利用料金」を「使用料」にそれぞれ改めるものでございます。

再度、01 議案集フォルダー内の⑧議案第8号美里町老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてをお願いいたします。

2ページの附則でございます。

この条例は、令和5年4月1日から施行することといたしております。

以上で、議案第8号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第8号、美里町老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第8号、美里町老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第9号 美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第10、議案第9号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ペーパーレス会議システムの同期をお願いいたします。

議案第9号につきまして、ご説明いたします。

議案第9号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 7 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、関係条例を改正する必要があるため提案するものでございます。

資料につきましては、02 説明フォルダー内の⑨議案第 9 号説明資料をご覧ください。

美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の新旧対照表でございます。資料にはページ番号を付しております。左の欄は改正前、右の欄が改正後でございます。

今回の改正内容は、主に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正等による所要の改正を行っております。

目次につきまして、第 4 章に雑則第 53 条を新設しているものでございます。デジタル化の推進に伴い、保育所等が作成・保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続等に関するもので、書面等によることが規定又は想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の規定となります。

第 1 条につきましては、条文中の接続表現の字句の改正でございます。

第 2 条につきましては、次の 2 ページをお願いいたします。現行の子ども子育て支援法の条項に合わせる改正でございます。

第 4 条につきましては、子ども子育て支援法における第 19 条第 2 項を削り、第 19 条第 1 項を第 19 条とする子ども子育て支援法の一部改正による所要の改正でございます。

2 ページから 4 ページ、上段でございますが、第 5 条につきましては、第 1 項を残し、第 2 項以下第 6 項までを削る改正でございます。なお、第 2 項以下第 6 項までの規定につきましては、後の第 4 章雑則の第 53 条へ包括される所要の改正がなされております。

4 ページの第 6 条から 7 ページの第 20 条の改正につきましては、第 4 条と同様に子ども子育て支援法の一部改正によるものでございます。

7 ページの第 26 条につきましては、民法の一部改正による懲戒権の削除に係るものでございます。

第 35 条から 11 ページの第 37 条につきましては、第 4 条と同様に子ども子育て支援法における第 19 条第 2 項を削り、第 19 条第 1 項を第 19 条とする子ども

子育て支援法の一部改正によるものでございます。

11ページの第38条第2項につきましては、第5条の第2項以下第6項までを削る改正の影響によるものでございます。

次の第39条、12ページの第51条、14ページの第52条につきましては、第4条と同様に子ども子育て支援法における第19条第2項を削り、第19条第1項を第19条とする子ども子育て支援法の一部改正によるものでございます。

なお、11ページから12ページにかけての第42条第1項第3号につきましては、現行規定に合わせた字句の改正でございます。

15ページをお願いいたします。第4章雑則を新設した電磁的記録の第53条でございます。子ども子育て支援法施行規則の一部改正により、第53条第1項から、18ページの第6項までを新設しております。

15ページにお戻りください。第53条第1項につきましては、記録の保存等に関する見直しで、条例の規定において書面等により行うことが規定されていたものを電磁的記録により行うことが可能となる規定でございます。

次の第2項につきましては、保護者等の同意の取得等に関する見直しで、事業者から利用者へ電磁的方法による情報提供、また利用者への電磁的方法による同意取得についても対応が可能である旨の規定でございます。

次の第3項につきましては、保護者等に電子情報処理、電磁的方法による記録の要件規定でございます。

次の第4項につきましては、事業者が使用する電子情報処理組織を使用する場合及びファイルへの記録の方式について、保護者等に承諾を得る旨の規定でございます。

次の第5条につきましては、保護者等から電磁的方法による情報提供を受けない旨の申し出があった場合の除外規定でございます。

次の第6項につきましては、電磁的方法によらず書面等における取扱いに関する読み替え規定でございます。

再度、01議案集フォルダー内の⑨議案第9号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての4ページをお願いいたします。

附則でございます。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行するとしております。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第9号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第9号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。再開を13時10分とします。

—————○—————

休憩 午後0時05分

再開 午後1時10分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

日程第11 議案第10号 美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第11、議案第10号、美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） システムの同期をお願いいたします。議案第10号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第10号、美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年3月7日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、関係条例を改正する必要性が生じたため、提案するものでございます。

詳細につきましては、⑩議案第10号資料により説明申し上げます。

美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表でございます。資料にはページ番号を付しております。左の欄は改正前、右の欄が改正後でございます。

今回の改正内容は、主に省令の改正とともに関係法令の現行規定に合わせるための所要の改正を行っております。

はじめに、目次でございますが、第6章を新設しております。デジタル化の推進に伴い、保育所等が作成・保存等を行うものや保育所等と保護者等の間の手続等に関係するもので、書面等によることが規定又は想定されているものについて、電磁的方法により対応も可能である旨の規定を追加しております。

次の第1条につきましては、本条例の根拠規定が現行児童福祉法第34条の16第1項となっているため改正するものでございます。

2ページをお願いいたします。

保育所等の連携、第6条につきましては、家庭的保育事業所等による連携施設の確保要件の規定であります。3ページから5ページの上段にかけまして、第2項から第5項を新設し、確保要件の緩和等を規定するものとなっております。

5ページの安全計画の策定等、第7条の2及び3の新設規定につきましては、近年、認定子ども園の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという大変いたましい事件が発生し、こうした中、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において、令和5年4月1日より安全に関する事項についての計画（以下、安全計画といいます）、これを各施設において策定することを義務付けるとされたことによるものでございます。

6ページをお願いいたします。

第10条につきましては、家庭的保育事業所等がほかの社会福祉施設等を併せ設置するときの設備及び職員の基準でございますが、改正前の左の欄、ただし書が削られ、その行う保育に支障がない場合に限り併設の場合の設備及び職員について、兼ねることができることとされた緩和規定でございます。

次の第13条につきましては、令和4年12月10日に懲戒権の削除並びに体罰などの禁止を定めた民法等の一部を改正する法律の成立により、削除することとしております。

7ページをお願いいたします。

第14条第2項につきましては、衛生管理に係る措置及び訓練実施に係るものでございます。

次の第16条第2項につきましては、4号におきまして食事の提供にあたり、搬入施設として、保育所等から調理業務を委託している事業者のうち、町長が適当と認める者からの搬入も可能とする改正でございます。

次の第23条第2項につきましては、7ページから8ページにかけまして、字句を改正するものでございます。

8ページでございますが、第29条第3項及び第31条第3項につきましては、小規模保育事業所A型及びB型並びに事業所内保育事業におけるそれぞれの保育士の配置基準に関し、これまでの保健師及び看護師に加え、新たに准看護師を一人に限り保育士としてみなすことを可能とするものでございます。

8ページから9ページにかけまして、第37条につきましては、第1項第2号の字句の改正と併せ、同第4号におきまして母子家庭等における居宅訪問型保育事業の利用要件の緩和を規定しているものでございます。

次の第43条第1項第2号につきましては、現行の適正基準1.65平方メートル以上とする最低基準に改正するものでございます。

次の第44条第3項につきましては、第29条第3項及び第31条第3項同様に、事業所内保育事業においても、これまでの保健師及び看護師に加え、新たに准看護師を一人に限り保育士としてみなすことを可能とするものでございます。

10ページをお願いいたします。

第45条につきましては、町長が適当と認める特例保育所型事業所内保育事業については連携施設に関する特例としての確保義務の免除規定でございます。

次の第47条第3項につきましては、第29条第3項及び第31条第3項並びに第44条第3項同様に、小規模型事業所内保育事業所においても、これまでの保健師及び看護師に加え、新たに准看護師を一人に限り保育士としてみなすことを可能とするものでございます。

次の、目次の新設となる第6章の雑則でございますが、デジタル化の推進に伴い、家庭的保育事業者等及びその職員が作成・保存等を行うものや、保護者との間の手続等に関係するもので、書面等によることが規定又は想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の規定の追加でございます。

11ページをお願いいたします。

附則で、食事の提供の経過措置に、第3項を新設するとともに、第4項以下必要な項の番号整理を行っております。

第3項でございますが、家庭的保育事業者等の食事の提供について、家庭的保育事業者のみ自園調理の削除の適用を猶予する経過措置期間を10年とするものでございます。

次の第4項でございますが、家庭的保育事業者等が連携施設の確保を猶予する改正前の経過措置の期限をさらに5年間延長するものでございます。以下は、項の繰り下げに伴う所要の改正となっております。

再度、議案集のほうになりますが、4ページから5ページにおける附則でございます。

施行期日、第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置、5ページをお願いいたします。第2項、この条例による改正後の美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下、この項において「ブザー等」という）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならないとしております。

以上で、議案第10号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 10 号、美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第 10 号、美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 12 議案第 11 号 美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第 12、議案第 11 号、美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） システムの同期をお願いいたします。議案第 11 号につきまして、ご説明します。

議案第 11 号、美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 7 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）の一部改正に伴い、関係条例を改正する必要性が生じたため、提案するものでございます。

詳細につきましては、⑪の議案第 11 号資料により説明いたします。

議案第 11 号資料、美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表でございます。左の欄は改正前、右の欄が改正後でございます。

今回の改正内容は、主に国の放課後児童健全育成事業の設備運営に関する基準、運営基準の一部改正に伴う所要の改正を行っております。

現行の第 6 条の次に、「安全計画の策定等」を第 6 条の 2 として、第 1 項から第 4 項までを「自動車を運行する場合の所在の確認」を第 6 条の 3 として、それぞれ

新設いたしております。

2 ページをお願いいたします。

第10条第3項につきましては、放課後児童指導員の要件の一つとして、都道府県知事が行う研修を修了した者に加え、地方自治法に規定される指定都市、中核市の長が行う研修を修了した者も対象とされたことによるものでございます。

次に、現行第12条の次に、「業務継続計画の策定」を第12条の2として新設いたしております。第1項から第3項までいずれも放課後児童健全育成事業者の努力義務規定となっております。

次に、衛生管理等、第13条につきましては、「放課後児童健全育成事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる」としていたものを、具体的には「職員に対し、それらの予防、まん延の防止のための研修並びに、3 ページをお願いいたします。感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない」としております。

議案第11号にお戻りいただきまして、2 ページの所でございますが、2 ページの附則でございます。

施行期日、第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

安全計画の策定等に係る経過措置、第2項、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とするをいたしております。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 11 号、美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第 11 号、美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 13 議案第 12 号 美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第 13、議案第 12 号、美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川幸生君） まず、はじめにシステムの同期をお願いいたします。議案第 12 号についてご説明を申し上げます。

議案第 12 号、美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 7 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 23 号）が公布されたことに伴い、出産育児一時金の支給額を見直す必要が生じたため、提案するものでございます。

次のページをご覧ください。

美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例

美里町国民健康保険条例（平成 16 年美里町条例第 107 号）の一部を次のように改正する。以下、改正規定でございます。

説明資料として提出しております新旧対照表により、ご説明いたします。

02 の説明資料フォルダー内の⑫議案第 12 号資料をご覧ください。左の欄が改正前、右の欄が改正後の規定となっております。

今回改正する第 6 条第 1 項中の下線部「40 万 8,000 円」を「48 万 8,000 円」に改めることにより、出産育児一時金の支給額を 8 万円引き上げるものでございます。この出産育児一時金につきましては、平成 6 年に創設され、以降被保険者の出産前後の家計への負担軽減のため創設され、これまで 4 度の支給額の引き上

げが行われているところでございます。

再度、01議案集フォルダー内の⑫議案第12号をご覧ください。

2ページでございますが、附則でございます。

施行期日としまして、第1項、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

また、経過措置としまして、第2項、施行期日前に出産した被保険者に係る美里町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるとしております。

以上で、議案第12号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第12号、美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第12号、美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第14 議案第13号 美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第14、議案第13号、美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川幸生君） まず、はじめにシステムの同期をお願いいたします。

議案第13号についてご説明申し上げます。

議案第13号、美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和５年３月７日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者の医療に関する条例の一部改正に伴い、関係条例を改正する必要があるため、提案するものでございます。

次のページをご覧ください。

美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

美里町後期高齢者医療に関する条例（平成２０年美里町条例第２号）の一部を次のように改正する。以下、改正規定でございます。

説明資料として提出しております、新旧対照表によりご説明いたします。〇２説明資料フォルダー内の⑬議案第１３号資料の新旧対照表をご覧ください。左の欄が改正前、右の欄が改正後の規定となっております。

今回改正します第２条第１項第８号中の第５条第１項を、第３条第１項に条文を整備するものでございます。

再度、〇１議案集フォルダー内の⑬議案第１３号をご覧ください。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行し、令和４年４月１日から適用するものとしております。

以上で、議案第１３号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第１３号、美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第13号、美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第15 議案第14号 美里町企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第15、議案第14号、美里町企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） 議案第14号についてご説明申し上げます。システムの同期をよろしくお願いします。

議案第14号、美里町企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について美里町企業振興促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年3月7日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございますが、美里町における企業等の誘致及び立地を促進するため、美里町企業振興促進条例の一部を改正する必要性が生じたため、提案するものでございます。

次のページにまいります。

美里町企業振興促進条例の一部を改正する条例

美里町企業振興促進条例（平成27年美里町条例第31号）の一部を次のように改正する。以下、改正文でございます。

これまで、美里町への企業振興に係る優遇措置として、固定資産税の課税免除と雇用奨励金の交付を定めておりましたが、新たに用地取得に対する奨励金も追加することでさらなる企業誘致の促進につながるよう、美里町企業振興促進条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、02説明資料フォルダーの⑭議案第14号資料で説明いたします。新旧対照表になります。左が改正前、右が改正後の条文でございます。

まず、最初の丸印、題名ですが、これを「美里町企業立地促進条例」に改めます。

次に、第2条第1項第1号の施設等において、「日本産業分類に規定する電気・ガス・熱供給・水道業」を削除するよう改めます。

次ページに参ります。

改正前の欄、同号カの括弧内、「除く」規定を削除し、新たに第3条第2項に「指定しない」施設として追加するかたちに改めます。

次のページに参ります。

第4条の奨励措置では、第1項第3号として、「企業用地取得奨励金の交付」を

追加し、第6条において企業用地取得奨励金として、土地の取得価格の50%（上限5,000万円）を交付することを明記しております。第6条の追加に伴い、元の第6条から第11条をそれぞれ第7条から第12条に繰り下げております。

ここで、先ほどの議案書に戻りますので、しばらくお待ちください。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行すること。また、第2項に経過措置を設けております。

以上で、議案第14号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、濱田君。

○7番（濱田憲治君） 7番、濱田です。

新たな企業の取得奨励金というかたちで上限が5,000万円ということになっております。町長の施政方針の中でも、東南産業跡地は適用にするかたちが見えてくると思いますが、他の土地を取得するに当たっては、町長も述べられたように農業振興地域が関係してくるというようなことになると思います。せっかくここまで金額を設定されておりますので、これを活かすようなかたちでされて、イメージを持っておられると思いますけれども、町長のイメージ的に、どこのどういう取得用になっていくようなつながりを持っておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 新年度の予算です、農振を今後しっかり見直していくための委託料というものを組ませていただいております。いろんな観点から見直しをかけていきたいと思いますが、現時点でここを外すというようなことは控えさせていただきたいというふうに思います。以前、もう少しここをとかっていう限定するですね、またいろんな話が出たり、動きが出たりするといけませんので、現時点ではまだ未定であるというところでお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（上田 孝君） 濱田君。

○7番（濱田憲治君） 近隣の自治体もこういうかたちで土地を取得される奨励金等をつくっておられるのか、ちょっと存じ上げておりませんが、近隣自治体でこういうかたちをつくっておられるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） ご説明いたします。

近隣の市町村、甲佐町、それから御船町、それから宇城市、近隣にあると思うんですが、そこも同じような用地取得の奨励金を設けております。ほかの自治体もい

ろいろ設けている所があるんですけども、その上限額とか率とかはバラバラと定めますかね、それぞれの目指すところの規模感とか、そういったものによって定めていらっしゃるような状況になりまして、美里町の場合に、考えた場合にこれが妥当なところではないかというふうに判断して、この率、それから額、上限額というかたちにさせていただいております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 濱田君。

○7番（濱田憲治君） 近隣でも同様なことを考えておられるということで、美里町もせっかく謳ったということであるならば、この奨励金を交付できるような企業が来ていただくように望んで、質問を終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに、質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第14号、美里町企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第14号、美里町企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。再開を14時ちょうどいたします。

—————○—————

休憩 午後1時49分

再開 午後2時00分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

日程第16 議案第15号 令和4年度美里町一般会計補正予算（第13号）

○議長（上田 孝君） 日程第16、議案第15号、令和4年度美里町一般会計補正予

算（第１３号）を議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、システムの同期をお願いいたします。なお、議案第１５号の議案につきましては、システムの０２説明資料フォルダー内の⑮議案第１５号、令和４年度美里町一般会計補正予算書（第１３号）をご覧ください。

それでは、議案第１５号につきましてご説明申し上げます。

議案第１５号、令和４年度美里町一般会計補正予算書（第１３号）の１ページをお開き願います。

議案第１５号、令和４年度美里町一般会計補正予算（第１３号）

令和４年度美里町の一般会計の補正予算（第１３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２億７，７４８万４，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７９億６，８１７万６，０００円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第２条、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正、第３条、債務負担行為の追加は、「第３表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第４条、地方債の変更は、「第４表 地方債補正」による。

令和５年３月７日提出 美里町長 上田泰弘

６ページをお開き願います。第２表、繰越明許費でございます。

款の２総務費、項の１総務費の事業名、有安地区旧工場跡地解体事業１億２，４３０万円から、９ページの款の１０災害復旧費、項の２公共土木施設災害復旧費の事業名、災害・公共工事発生土捨て場整備事業１，１８６万５，０００円までの２１事業、総額８億５，７６５万７，０００円につきまして、繰り越すことといたしております。

続きまして、１０ページをお開き願います。第３表、債務負担行為補正の追加でございます。

事項の１枠目、デマンド監視装置運用手数料（中央中）から、次のページの一番下の東部出張所警備委託料までの２７項目につきまして、期間及び限度額をそれぞれ設定いたしております。

続きまして、12ページをお開き願います。第4表、地方債補正の変更でございます。

起債の目的の、地域活性化事業（公用車購入事業）から、一番下の、農地農林施設等単独災害復旧事業までの16事業につきましては、限度額の総額5億6,920万円を5億4,100万円に変更いたしております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表内に記述のとおりでございます。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算補正事項別明細書によりご説明申し上げます。また、今回の補正につきましては、令和4年度の実績見込みにより、全体にわたり所要の補正を行っているところでございます。

15ページをお開き願います。2の歳入でございます。

まず、二つ目の枠の款の1町税費、項の2固定資産税、目の1固定資産税の1,175万8,000円の減額につきましては、主に家屋の老朽化に伴い、家屋の解体が多かったことと、大規模事業所の減価償却が進んだことにより減額するものでございます。

16ページをお開き願います。

三つ目の枠の款の7地方消費税交付金につきましては、決算見込みより地方消費税交付金、一般財源分及び社会保障分合わせまして2,903万5,000円を減額いたしております。

次に、五つ目の枠の款の10地方交付税につきましては、交付決定見込みにより、特別交付税6,200万円を増額いたしております。

19ページをお開き願います。

2段目の款の14国庫支出金、項の2国庫補助金、目の2民生費国庫補助金の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（価格高騰緊急支援分）を1,408万6,000円減額いたしております。

次のページをお開き願います。

三つ目の枠の款の15県支出金、項の1県負担金、目の1民生費県負担金の子どものための教育・保育給付費県費負担金1,417万1,000円を減額しております。これにつきましては、当初見込みより利用人数が減少したため、県費負担金を減額するものでございます。

次に、四つ目の枠の款の15県支出金、項の2県補助金、目の1総務費県補助金の新型コロナウイルス感染症対応総合交付金1,134万7,000円を減額しております。

23ページをお開き願います。

四つ目の枠でございます。款の１７寄附金、項の１寄附金、目の１一般寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金を２,０００万円減額いたしております。

次のページをお開き願います。

一つ目の枠の款の１８繰入金、項の１基金繰入金の財政調整基金繰入金７,２００万円の減額につきましては、歳出予算の減額補正等により財源調整のため繰り戻すものでございます。

２６ページをお開き願います。

二つ目の枠の款の２１町債費、項の１町債、目の９災害復旧債の現年発生公共土木施設等補助災害復旧事業債２,２９０万円を減額いたしております。

２７ページからが、３の歳出でございます。

２９ページをお開き願います。

款の２総務費、項の１総務管理費、目の１一般管理費の節の１８負担金、補助及び交付金のマイナンバーカード取得促進給付金（新型コロナ対策）７００万円の増額につきましては、現在マイナンバーカードを取得された方に対し５,０００円給付しておりますが、今後発行見込みを鑑みまして、１,４００人分の給付を計上いたしております。

３２ページをお開き願います。

一つ目の枠の款の２総務費、項の１総務管理費、目の１２特定目的基金のふるさと応援基金積立金２,０００万円減額いたしております。

３７ページをお開き願います。

款の３民生費、項の１社会福祉費、目の３障害福祉費の障害福祉サービス費等給付費１,７３０万円を減額いたしております。

次のページをお開き願います。

款の３民生費、項の１社会福祉費、目の４国民健康保険事務費の国民健康保険特別会計繰出金１５３万４,０００円の増額につきましては、財政安定化支援事業の増額に伴うものでございます。

次のページをお開き願います。

一つ目の枠の款の３民生費、項の１社会福祉費、目の９子育て世帯等臨時特別支援事業費（住民税非課税世帯等分）の子育て世帯等臨時特別支援給付金（価格高騰緊急支援分）１,３００万円の減額につきましては、事業実績見込みにより減額いたしております。

次に二つ目の枠の款の３民生費、項の３児童福祉費、目の２児童措置費の節の１８負担金、補助及び交付金の施設型給付費等負担金２,０００万円の減額につきましては、利用人数が減少したため減額いたしております。

次に、その下の節の１９扶助費の児童手当１，８４９万円の減額につきましては、実績見込みにより減額いたしております。

次に、その下の節の２２償還金、利子及び割引料の３行目になりますが、令和３年度子どものための教育・保育給付交付金国庫返還金１７３万９，０００円と、次のページの令和３年度子どものための教育・保育給付費県費負担金返還金１２８万４，０００円につきましては、令和３年度の事業実績により、国及び県への返還金でございます。

４１ページをお開き願います。

二つ目の枠の款の４衛生費、項の１保健衛生費、目の３母子衛生費の節の１８負担金、補助及び交付金の出産子育て応援給付金１６７万５，０００円につきましては、国が実施する妊婦・子育て家庭への経済的支援に町単独分としまして妊娠届出時２万５，０００円、出産届出時に２万５，０００円を上乗せして支給するものでございます。

次のページをお開き願います。

一つ目の枠の款の４衛生費、項の１保健衛生費、目の７水道施設整備費の節の２７繰出金の簡易水道事業特別会計繰出金１，０５８万６，０００円を増額いたしております。

次に、二つ目の枠の款の４衛生費、項の２清掃費、目の１清掃総務費の宇城広域連合負担金（清掃施設費）４，４８５万５，０００円を増額につきましては、現在宇城広域連合で進めていますエネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業で、旧宇城クリーンセンター焼却施設の解体工事に係る負担金でございます。

４４ページをお開き願います。

款の５農林水産業費、項の１農業費、目の４農業振興費の節の１８負担金、補助及び交付金の上から７行目になりますが、農地利用効率化等支援交付金３６４万円の増額につきましては、農業用機械及びハウスなどの導入施設に対する増額補正でございます。

その下の、農業用燃料価格等高騰対策支援金（新型コロナ対策）１，２００万円の減額につきましては、実績見込みにより減額するものでございます。

４８ページをお開き願います。

二つ目の枠になります。款の６商工費、項の１商工振興費、目の１商工振興費の節の１８負担金、補助及び交付金の上から５行目の原油価格物価高騰対策支援補助金（新型コロナ対策）２，０３５万円を減額いたしております。

５０ページをお開き願います。

二つ目の枠になります。款の７土木費、項の２道路橋梁費、目の２道路維持費の

節の１２委託料の社会資本整備総合交付金事業３００万円を増額いたしております。これは、維持管理計画策定業務に新たに路線を追加するために増額するものでございます。

次に、その下の節の１４工事請負費の社会資本整備総合交付金事業１，００６万１，０００円の減額につきましては、八幡道線補修工事を水道事業との調整により見送ったため減額を行っております。

５１ページをお開き願います。

款の７土木費、項の２道路橋梁費、目の３道路新設改良費の節の１４工事請負費の社会資本整備総合交付金事業７８０万円を増額いたしております。

５９ページをお開き願います。

二つ目の枠の款の１０災害復旧費、項の２公共土木施設災害復旧費、目の１町単独災害復旧費の節の１２委託料の災害土木発生土捨て場測量設計業務委託料４８６万５，０００円を増額につきましては、金木地区に予定しております土捨て場の計画計上変更に伴い、増額補正するものでございます。

次に、その下の節の１４工事請負費の災害復旧工事（Ｒ４災害分）３４０万円の増額につきましては、主に第１立岩線の工事施工方法の見直しにより不足が生じたため増額するものでございます。

次に、その下の目の２国庫負担災害復旧費の節の１２委託料の測量設計委託料１，２６４万３，０００円の減額につきましては、事業実績により減額するものでございます。

６０ページをお開き願います。

款の１３予備費でございます。４６７万６，０００円を増額につきましては、財源調整のため増額するものでございます。

以上で、議案第１５号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

８番、福田君。

○８番（福田秀憲君） ただ今上程中の議案について質問いたします。

８ページなんですけれども、ここで繰越明許費がありまして、消防費としまして車中避難所等の整備事業ということで４，０７０万ですか、の繰越になっておりますけれども、車中避難所の等整備事業の繰越は、確か砥用庁舎の北側の駐車場のやつが車中避難所として繰越になると思いますけれども、そこだけの金額だけではですね、この金額にはならないんで、ほかにも何か車中のやつがあったのかどうかちょっとお聞きしたい。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員お尋ねの、繰越明許費の車中避難所等の整備事業4,070万円につきましては、議員おっしゃいますとおり、砥用庁舎の前ですね、畑になりますが、そちらを購入しまして車中避難所として活用するわけですが、そちらについても用地費並びに舗装工事等に要する経費を4,070万円計上しているところでございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） 確かこれ、補正予算の中に上がっておりましたけれども、確か2,000万ぐらいのあれじゃなかったかなと思っておりましたが、それと畑の用地代ですね。それにしてもちょっと金額が合わないなという思いで、質問をさせていただきました。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今予定してあるのは、そこだけというふうに聞いております。

○8番（福田秀憲君） この辺りは、ちょっと精査をしていただければと思います。用地代とか含めて、あと、まだほかにあるんじゃないかなと思いますので。よろしくお願いしておきます。

それとですね、あと50ページ。50ページの一番下に社会資本整備総合交付金事業で1,006万1,000円減額をされております。これ八幡道の舗装ということでお聞きしておりますけれども、これ水道事業に合わせて見送るということですが、その水道事業というのは今計画をされてるあの水道が来るのを待つということなんでしょうか。というのは、待てば10年ぐらい待たなければいけないというようなかたちになるんですけれども、その辺り、ちょっと教えていただければ。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今日、朝の施政方針でもお話しましたが、約10年かかりますということですが、これ10年というのは、全体、全て最後の事業が完了するまででございます。恐らくあの八幡道線は下中郡、水が一番悪い所辺りへ引くためにはですね、あそこ通らなければいけませんので、早い時期に水道管は埋設することになるのではないかなというふうに思います。そういった意味では、10年待つとかではなくて、ひょっとしたら3年、あるいは4年ぐらいのスパンで打ち替えが必要になってくるということで、こういう予算の計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） 水道事業で荒崎から水を引いて、最初に下中郡ですか、あちらのほうにやろうという話は聞いておりますけれども、それは10年はかからないでできるということ。というのはですね、八幡道はもう整備をされて、ある程度舗装はされてます。というのは、あそこにですね、私、毎朝子どもたちと、毎朝といいますか、できるときは見てずっとこうしてはおりますけれども、30人以上あそこから通ってます。ほって、手前の学校側のほうはですね、きれいに舗装ができて、うまいところですね、事故もなくやっておりますけれども、先のほうがですね、先に整備したほうがいいんじゃないかなという思いがしたんでですね、この質問をさせていただいたんですけれども、手前のほうはきれいにできていますけれども、あの先も通ってくるのはほとんど先のほうから通ってくるんで、その辺りはもう考慮したほうがいいんじゃないかなという思いが私はしております。終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

なお、補正予算の採決は起立により行います。

議案第15号、令和4年度美里町一般会計補正予算（第13号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第15号、令和4年度美里町一般会計補正予算（第13号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第17 議案第16号 令和4年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（上田 孝君） 日程第17、議案第16号、令和4年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

内容説明を求めます。中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川幸生君） まず、はじめにシステムの同期をお願いいたします。

議案第16号について、ご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

議案第16号、令和4年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和4年度美里町の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,659万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,923万2,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月7日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものをご説明いたします。

5ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の2の歳入でございます。

一番上の枠、款の4県支出金、項の1県負担金、目の1保険給付費等交付金、節の1普通交付金につきましては、6,672万3,000円を追加しております。歳出における保険給付費の特定財源として計上するものでございます。また、節の2特別交付金の特別調整交付金（市町村分）ですが、こちらを157万6,000円減額しております。こちらは、歳出における新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の減額及びヘルスアップ事業の減額等に伴い、計上しております。

次に、款の6繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金、節の2保険基盤安定繰入金につきましては、56万5,000円を追加し、節の5財政安定化支援事業繰入金を133万5,000円追加しております。ともに、繰入金の決算見込みによるものでございます。

6ページをご覧ください。3の歳出でございます。

上から三つ目の枠、款の2保険給付費、項の1療養諸費につきましては、6,681万円を追加しております。また、一番下の枠、款の2保険給付費、項の5葬祭費につきましても、10万円を追加しております。ともに、予算の不足が見込まれるため、計上するものでございます。

次のページをご覧ください。

一番上の枠になります。款の2保険給付費、項の6傷病手当金につきましては、155万4,000円を減額しております。決算見込みにより減額するものでござ

います。

次に、款の8諸支出金、項の1償還金及び還付加算金につきましては、63万8,000円を追加しております。こちらは、令和3年度の特別交付金の精算に伴い、必要となる返還金を計上するものでございます。

その下の枠、項の3繰入金につきましては、127万1,000円を追加しております。令和3年度の一般会計繰出金の精算に伴い、計上するものでございます。

いちばん下の予備費につきましては、歳入及び歳出調整のため減額しております。

以上で、議案第16号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第16号、令和4年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第16号、令和4年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第18 議案第17号 令和4年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（上田 孝君） 日程第18、議案第17号、令和4年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） まず、システムの同期をお願いいたします。議案第17号につきまして、ご説明申し上げます。

令和4年度美里町介護保険特別会計補正予算書（第3号）の1ページをお願いいたします。

議案第17号、令和4年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和4年度美里町の介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,194万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,118万2,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月7日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

6ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書の2歳入でございます。

一つ目の枠、款の1保険料、項の1介護保険料から、款の2、項の1手数料まではそれぞれの決算見込み額に応じた所要の補正となっております。

三つ目の枠、款の3国庫支出金、項の1国庫負担金につきましては、歳出側の保険給付費、居宅介護サービス、施設介護サービス、それぞれの減額に伴いまして、今後変更申請を行う見込み額に応じた減額を行っております。

四つ目の枠、項の2国庫補助金、目の1の調整交付金から、一番下の枠になります款の5県支出金、項の1県負担金までにつきましては、既に今年度分の変更交付申請に基づく額に応じた所要の補正を行っているところでございます。

7ページをお開き願います。

一つ目の枠、款の7繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1介護給付費繰入金につきましては、歳出側の保険給付費、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費を合わせた2,000万円の減額に相当する法定繰入分の12.5%を減額しているものでございます。

その下の目の5その他一般会計繰入金の節1事務費繰入金につきましても、歳出側の款の1総務費の減額補正分に見合う繰入金の減額を行っております。

以下、款の9諸収入につきましては、項の2雑入、目の1雑入では、それぞれ決算見込み額に応じた所要の減額を、目の2第三者納付金につきましては、第三者行為による介護保険費用立替分において納付がなされる金額の所要の補正でございます。

8ページをお願いいたします。3歳出でございます。

一つ目の枠、款の1総務費、項の1総務管理費から、四つ目の枠、款の1総務費、項の4計画策定委員会費までにつきましては、それぞれ事務費分における減額補正

でございます。

一番下の枠、款の２保険給付費、項の１介護サービス等諸費、目の１介護サービス等給付費におきましては、居宅及び施設介護給付費ともにそれぞれ決算見込み額に応じた減額でございます。

９ページをお願いいたします。

一つ目の枠、款の３地域支援事業費、項の１介護予防・生活支援サービス事業費及び二つ目の枠、項の１一般介護予防事業費につきましては、歳出の補正はございませんがこれらの特定財源となります歳入側の支払基金交付金や諸収入の雑入に係る歳入予算の補正による財源組替でございます。

三つ目の枠、款の４基金積立金、項の１基金積立金、目の１介護給付費基金積立金では、今後の介護保険事業の安定的な事業運営に必要な財源を確保するため積立を行うものでございます。

四つ目の枠、款の５諸支出金、項の１償還金及び還付加算金につきましては、決算見込み額による減額でございます。

最後の五つ目の枠、款の７予備費につきましては、歳入歳出予算の調整によるものとなりまして、３,５３４万８,０００円を減額しております。

以上で、議案第１７号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第１７号、令和４年度美里町介護保険特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第１７号、令和４年度美里町介護保険特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 19 議案第 18 号 令和 4 年度美里町生活排水特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（上田 孝君） 日程第 19、議案第 18 号、令和 4 年度美里町生活排水特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

内容説明を求めます。安達水道衛生課長。

○水道衛生課長（安達浩一君） 議案第 18 号について、ご説明申し上げます。システムの同期をお願いします。

議案第 18 号、令和 4 年度美里町生活排水特別会計補正予算（第 4 号）

令和 4 年度美里町の生活排水特別会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,255 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,374 万 7,000 円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為、第 2 条、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

地方債の補正、第 3 条、地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 3 月 7 日提出 美里町長 上田泰弘

3 ページになります。第 2 表、債務負担行為でございます。

事項、総合行政システムサポート料、総合行政システム A S P 利用料、期間といったしまして令和 5 年度から令和 5 年度まで、限度額が 11 万 9,000 円、34 万 4,000 円、合計の 46 万 3,000 円となります。

次に、第 3 表、地方債補正でございます。変更でございます。

起債の目的、浄化槽市町村整備推進事業、補正前限度額 1,810 万円、補正後限度額 1,350 万円。460 万円の減額となります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

まず、2 の歳入の主なものについてご説明いたします。

一番上の枠より、浄化槽市町村整備推進事業受益者分担金を実績により 114 万円減額しております。

次に、上から三つ目の枠、循環型社会形成推進交付金、これも実績により 542 万 8,000 円を減額しております。

次に、一番下の枠の町債につきまして、過疎対策事業債、下水道事業債、公営企業会計適用債を実績により、合計 460 万円減額を計上しております。

次に、3の歳出の主なものについてご説明いたします。

一番上の枠の、節の10需用費から、18負担金、補助及び交付金までにつきましては、不用額を減額しております。

次に、下の枠の節の14工事請負費、浄化槽設置工事につきましては、当初40基予定しておりましたが、29基の実施でありましたので1,150万円を減額しております。

最後に、予備費につきましては、財源調整のため13万5,000円を計上しております。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第18号、令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第18号、令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第20 議案第19号 令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（上田 孝君） 日程第20、議案第19号、令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

内容説明を求めます。中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川幸生君） システムの同期をお願いいたします。

議案第19号について、ご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

議案第19号、令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和4年度美里町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ336万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,641万1,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月7日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものをご説明いたします。

4ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の2の歳入でございます。

二つ目の枠です。款の3繰入金、項の1一般会計繰入金につきましては、439万7,000円を減額しております。保険料軽減に対する繰入金の保険基盤安定繰入金決定に伴い、計上したものでございます。

5ページをご覧ください。3の歳出でございます。

款の2、項の1後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、332万1,000円を減額しております。こちらは、特定財源である保険料負担金の増額と保険基盤安定繰入金の額確定により、減額に伴うものでございます。

以上で、議案第19号について説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第19号、令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第19号、令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第21 議案第20号 令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

○議長（上田 孝君） 日程第21、議案第20号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

内容説明を求めます。安達水道衛生課長。

○水道衛生課長（安達浩一君） システムの同期をお願いします。議案第20号について、ご説明申し上げます。

議案第20号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正（第5号）

令和4年度美里町の生活簡易水道事業特別会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ512万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億617万1,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年3月7日提出 美里町長 上田泰弘

第2表、債務負担行為でございます。

事項、水道料金システムサポート業務委託料から美里町簡易水道施設A S Cサービス使用料、期間といたしまして令和5年度から令和5年度まで、限度額は21万2,000円から103万7,000円の合計の1,574万4,000円となります。

第3表、地方債補正でございます。変更でございます。

起債の目的、簡易水道施設整備事業、補正前限度額970万円、補正後限度額590万円、380万円の減額となります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

2の歳入について、主なものについてご説明いたします。

一番上の枠の水道使用料現年分は、見込みにより1,140万円を減額しております。

次に、上から三つ目の枠の一般会計繰入金 1,058 万 6,000 円を計上しております。

次に、一番下の枠の公営企業会計適用債につきましても、実績により 380 万円を減額しております。

3 の歳出の主なものについてご説明いたします。

節の 3 職員手当から下の 18 負担金、補助及び交付金につきましては、ほとんどが不用額として減額でございますが、電気代の高騰により光熱水費 150 万円を計上しております。

以上で、議案第 20 号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 20 号、令和 4 年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第 20 号、令和 4 年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。再開を 15 時 10 分といたします。

—————○—————

休憩 午後 2 時 55 分

再開 午後 3 時 10 分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、議案第 15 号、令和 4 年度美里町一般会計補正予算について、修正の申出が出ておりますので、坂村課長に修正の説明を求めます。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

先ほどご議決いただきました議案第15号、令和4年度美里町一般会計補正予算書（第13号）の中におきまして、福田議員のほうからご指摘・ご質問等がございました中で、予算書の6ページ、第2表、繰越明許費の額でございます。その中で、款の8消防費、項の1消防費の中の事業名、車中避難所等整備事業につきまして、予算書のほうでは4,070万円と記載されておりますが、議員ご指摘のとおり金額を精査しましたところ、2,133万4,000円が正しいものでございました。

ここで修正をさせていただきたいと思います。に、合わせまして、繰越明許費の総額が9ページの一番最下段になっておりますが、8億5,765万7,000円と記載しておりますところが、8億3,829万1,000円に同じく訂正させていただきたいと思います。

なお、今回の車中避難所の工事につきましては、工事費が1,965万、前の金額よりも減ったところでございます。工事費につきましては1,965万円と公有財産等購入費が168万4,000円となっており、合計の金額が2,133万4,000円でございます。予算等の変更はございません。

この場を借りて、大変申し訳ございませんでした。

以上、修正させていただきます。

○議長（上田 孝君） 先ほどの説明のとおり、修正することにご異議ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

それでは、先に進みたいと思います。

—————○—————

日程第22 議案第21号 令和5年度美里町一般会計予算

日程第23 議案第22号 令和5年度美里町国民健康保険特別会計予算

日程第24 議案第23号 令和5年度美里町土地取得特別会計予算

日程第25 議案第24号 令和5年度美里町介護保険特別会計予算

日程第26 議案第25号 令和5年度美里町生活排水特別会計予算

日程第27 議案第26号 令和5年度美里町後期高齢者医療特別会計予算

日程第28 議案第27号 令和5年度美里町簡易水道事業特別会計予算

○議長（上田 孝君） 日程第22、議案第21号、令和5年度美里町一般会計予算から日程第28、議案第27号、令和5年度美里町簡易水道事業特別会計予算までの7案件について、一括して議題といたしまして、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は最終日に行いたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第22、議案第21号から日程第28、議案第27号までの7案件を一括して議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は最終日に行うことに決定しました。

それでは、日程第22、議案第21号から日程第28、議案第27号までを一括して議題とします。

まず、議案第21号、令和5年度美里町一般会計予算の内容説明を求めます。

坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、システムの同期をお願いいたします。なお、議案第21号の議案につきましては、システムの02説明資料フォルダー内の㊸議案第21号、令和5年度美里町一般会計予算をご覧ください。

それでは、議案第21号につきましてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

議案第21号、令和5年度美里町一般会計予算

令和5年度美里町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69億4,700万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は12億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月7日提出 美里町長 上田泰弘

7ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為でございます。

事項の1、事項の一枠目、中央庁舎LED照明リース料、期間を令和6年度から

令和15年度まで、限度額を3,458万2,000円と、その下の地域福祉支援システムリース料、期間を令和6年度から令和10年度まで、限度額を209万1,000円とし、債務負担行為を設定しております。

次の8ページをお開き願います。第3表、地方債でございます。

起債の目的の臨時財政対策債2,385万3,000円から、次の9ページをお願いいたします。一番下の社会教育施設等単独災害復旧事業640万円までの20事業で、総額5億615万3,000円の地方債を予定しております。

なお、目的ごとの起債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表内に記載のとおりでございます。

詳細につきましては、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。

12ページをお開き願います。2、歳入でございます。主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

まず、一つ目の枠の款の1町税、項の1町民税におきまして、法人税の増額を見込みまして、前年度より51万5,000円増の総額2億8,941万1,000円を計上いたしております。

次に、二つ目の枠の款の1、項の2固定資産税におきましては、償却資産の減収を見込みまして、前年度より683万4,000円減の総額4億2,956万7,000円を計上いたしております。

13ページをお開き願います。

次に、款の2地方譲与税、項の1地方揮発油譲与税から、項の3森林環境譲与税につきましては、総務省の令和5年度地方財政の見通しを参考にそれぞれ計上いたしております。

14ページをお開き願います。

一番下の款の7地方消費税交付金におきましては、社会保障分の直近の交付状況を勘案いたしまして、498万2,000円減額の2億3,690万8,000円を計上いたしております。

なお、社会保障4経費とそのほかの社会保障施策に要する経費に対する充当先は、説明欄に記載しておるとおりでございます。

15ページをお開き願います。

二つ目の枠の、款の8環境性能割交付金におきましては、令和5年度の税率区分の見直しを見込みまして、750万円減額の417万2,000円を計上いたしております。

四つ目の枠の、款の10地方交付税におきましては、国の地方財政見通しにより、交付税額におきまして、普通交付税のみにつきましては前年度より7,070万円

増額の３１億６，９８４万５，０００円を計上し、特別交付税額と合わせまして７，３００万円増額の、総額３３億９９４万５，０００円を計上いたしております。

続きまして、六つ目の枠の款の１２分担金及び負担金、項の１分担金、目の１農林水産業費分担金におきまして、農業農村整備事業地元分担金１，２７２万５，０００円を計上いたしております。これは、特定農業用灌水路等特別対策事業ほか２事業に係る地元分担金でございます。

１６ページをお開き願います。

一つ目の枠の款の１２分担金及び負担金、項の２負担金、目の１民生費負担金におきまして、子育て環境の充実を図るため、０歳から２歳までの保育料の無償化を実施することにより、前年度より６８１万円減額の２６４万９，０００円を計上いたしております。

１９ページをお開き願います。

二つ目の枠になります。款の１４国庫支出金、項の２国庫補助金、目の１総務費国庫補助金の説明欄の一番上でございますが、デジタル田園都市国家構想推進交付金を２，１１５万円計上いたしております。これは、町が策定するＤＸ推進計画を基に推進する事業費に対して、半額補助されるものでございます。また、説明欄の四つ下の地方創生推進交付金（デジタル連携共同事業）２，９１０万８，０００円につきましては、新たな地方創生推進交付金事業として取り組む５年間の事業の１年目の事業に係るものでございます。また、その下の地方創生推進交付金（緑川連携事業）６４９万７，０００円は、甲佐町と連携して行う地方創生事業に係るものでございます。

２１ページをお開き願います。

二つ目の枠の款の１５県支出金、項の２県補助金、目の１総務費県補助金の節の１総務費補助金の熊本県企業局水力発電所地元振興支援事業交付金１，０００万円につきましては、歳出の給食費半額補助の財源として充当いたすところでございます。

次のページをお開き願います。

目の２民生費県補助金の節の３老人福祉費補助金、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金４，７１８万４，０００円を計上いたしております。これは、町内の介護福祉施設等が実施する大規模改修及び耐震化補修等に係る経費を補助するものでございます。１０分の１０の補助でございます。

２６ページをお開き願います。

一番下の枠になります。款の１７寄附金、項の１寄附金、目の１一般寄附金の節の２ふるさと応援寄附金につきましては、前年と同額の４，０００万円を計上いた

しております。

次のページをお開き願います。

二つ目の枠の款の１８繰入金、項の１基金繰入金、目の１基金繰入金におきましては、不足する財源を補うため、財政調整基金繰入金を前年度より１億５,１００万増額の２億３,６００万円を計上いたしております。また、その下の減債基金繰入金につきましては、過去に発行した地方債の元金償還が開始され、令和５年度の元利償還金が１０億円を超えることから、償還に係る財源としまして、前年度より３,８００万円増額の７,１００万円を計上いたしております。また、４行目下の公共施設整備基金繰入金１,２７０万６,０００円及び地域振興基金繰入金５,８８７万７,０００円をそれぞれ基金の目的財源として計上いたしております。

３０ページをお開き願います。

二つ目の枠の款の２１町債費におきましては、臨時財政対策債が前年度より７,２１４万７,０００円減の２,３８５万３,０００円を計上し、３１ページをお開き願います。総額で昨年度より１億９,３８４万７,０００円減の５億６１５万３,０００円を計上いたしております。

３２ページをお開き願います。３２ページからが、歳出になっております。

款の１議会費でございます。次のページをお開き願います。

一つ目の枠の款の１議会費の節の１４工事請負費におきまして、議会傍聴者のための環境整備と併せまして、またペーパーレス会議システムに係る改修費としまして、議場傍聴席改修工事６８万円、議場コンセント造成工事９１万３,０００円をそれぞれ計上いたしております。

３７ページをお開き願います。

款の２総務費、項の１総務管理費、目の１一般管理費の節の１２委託料におきまして、文書管理及び庶務事務・電子決裁システム導入委託料１,５２７万５,０００円を計上いたしております。これは、ペーパーレス化と役場内部でのＤＸ化を進め、事務の効率化を図るため、システムの導入を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

節の１７備品購入費の説明欄の上から２行目の所でございますが、テレビ会議システム機器購入費６２１万円を計上いたしております。これは、中央庁舎・砥用庁舎に専用のブースを設け、そこで住民の方が別の庁舎の職員とテレビ電話を使って、対面で相談ができるなどを行うしくみを整備するものでございます。

次の節の１８負担金、補助及び交付金の説明欄の上から２行目になります。地域活性化企業人登用負担金５６０万円を計上いたしております。これは、本町のＤＸ事業を推進するために、総務省の地域活性化企業人制度を活用し、ＩＣＴ関連の一

般企業から職員の派遣を受けまして、本町においてD X事業の推進をする中で、問題点や問題の解決や今後の方向性、技術的なアドバイス等を伴走して支援したいとたく委託料でございます。

39ページをお開き願います。

目の2文書広報費の節の12委託料におきまして、ホームページ作成業務委託料800万円を計上いたしております。これは、町のホームページの更新を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

目の3財政管理費の節の24積立金におきまして、地域振興基金積立金を昨年と同額の1億円積み立てるものでございます。

41ページをお開き願います。

目の4会計管理費の節の17備品購入費におきまして、公金ステーション及びセミセルフレジの購入費2,358万9,000円を計上いたしております。これは、デジタル活用による住民サービスの向上に向けた取組としまして、両庁舎及び東部出張所の窓口に公金の支払いを専用の機械で納めていただくことができる機器を購入するものでございます。

45ページをお開き願います。

目の6企画費、節の12委託料におきまして、説明欄の8行目をお願いします。地域経済活性化事業委託料1,022万円を計上いたしております。これは、地方創生推進交付金事業として行う事業で、観光事業における魅力度調査やPR事業を実施するものでございます。また、その下の、有安地区旧工場跡地調査業務委託料2,017万7,000円につきましては、解体後の敷地の地質及び土壌調査を行うための費用として計上いたしております。

次のページをお開き願います。

節の16公有財産購入費1,500万円につきましては、有安地区旧工場跡地の東側の土地を購入し、一体的に整備を行うための公有財産購入費でございます。

60ページをお開き願います。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の1社会福祉総務費の節の12委託料におきまして、地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務委託料726万円を計上いたしております。これは、令和6年度から令和10年度までの第4期の計画の策定に係る経費でございます。

62ページをお開き願います。

目の2高齢者福祉費、節の18負担金、補助及び交付金におきまして、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金4,718万4,000円を計上いたしております。こ

れは歳入のほうでも説明させていただきましたが、町内の介護施設等が行う大規模改修及び耐震化補修等に係る費用を補助するものでございます。

次に、その下の節の１９扶助費におきまして、老人保護措置費負担金３,０８３万４,０００円を計上いたしております。

６３ページをお開き願います。

目の３障害者福祉費、節の１２委託料におきまして、説明欄の上から３行目、障害者基本計画・障害福祉計画策定業務委託料５８３万円を計上いたしております。

６４ページをお開き願います。

目の４国民健康保険事務費の節の２７繰出金の国民健康保険特別会計繰出金につきましては、前年度より４３８万８,０００円増の１億７６１万２,０００円を計上いたしております。

６５ページをお開き願います。

目の５介護保険事務費の節の２７繰出金の介護保険特別会計繰出金につきましては、前年度より７２４万５,０００円増の３億３,３２２万２,０００円を計上いたしております。

続きまして、目の６後期高齢者医療費の節の２７繰出金の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、前年度より７６万円減の７,２９４万３,０００円を計上いたしております。

７２ページをお開き願います。

款の４衛生費、項の１保健衛生費、目の３母子衛生費で、節の１８負担金、補助及び交付金におきまして、出産・子育て応援給付金３７５万円を計上いたしております。出産見込みの数により計上いたしております。

７３ページをお開き願います。

目の７水道施設整備費の節の２７繰出金の簡易水道事業特別会計繰出金につきましては、前年度より３,００１万４,０００円増の９,４９７万４,０００円を計上いたしております。

次のページをお開き願います。

款の４、項の２清掃費、目の１清掃総務費の節の１８負担金、補助及び交付金、宇城広域連合負担金（清掃施設費）につきましては、前年度より３,１０６万円増の１億３７４万１,０００円を計上いたしております。

７７ページをお開き願います。

款の５農林水産業費、項の１農業費、目の４農業振興費の節の１２委託料におきまして、農業振興地域整備計画基礎調査業務委託料５５０万円を計上いたしております。これは、令和６年度に全体見直しを行うに当たって、農地の現況調査及び編

入、除外、農地選定等をするための基礎調査に係る費用でございます。

次のページをお開き願います。

節の１８負担金、補助及び交付金におきまして、農業用機械等導入補助金１，３００万円を計上いたしております。

８０ページをお開き願います。

目の６農地費の節の１４工事請負費におきまして、農道等整備工事１，２００万円を計上いたしております。これは、坂貫水路整備工事及び岩下の揚水頭首工補修工事を実施するものでございます。また、その下の萱野揚水機場改修工事２，０００万円につきましては、団体営水利施設等保全高度化事業簡易整備型により行う工事でございます。

次に、節の１８負担金、補助及び交付金におきまして、説明欄の上から２行目になりますが、農業農村整備事業負担金３，４５０万円を計上いたしております。これは、特定農業用灌水路等特別対策事業砥用地区に対する１０％の町の負担及び美里地区中山間地域農業農村整備事業に対する１５％の町の負担分でございます。

８２ページをお開き願います。

款の５、項の２林業費、目の１林業総務費の節の７報償費におきまして、地域おこし協力隊員報償金８４０万円につきましては、自伐型林業に伴う３名の協力隊員の報償費でございます。

８３ページをお開き願います。

款の５、項の２、目の２林業振興費、節の１２委託料におきまして、林業調査業務委託料１，０５５万円を計上いたしております。これは、間伐事業を行ううえで、地域図の作成や間伐本数の算定などの作業を委託するものでございます。

次のページをお開き願います。

目の３造林業費の節の１８負担金、補助及び交付金におきまして、昨年度調査を行った地区の除間伐に対する補助金といたしまして、美里の除間伐推進事業補助金１，０５６万円を計上いたしております。

８５ページをお開き願います。

款の５、項の２、目の５林道開設費の節の１４工事請負費におきまして、林道大窪線開設工事１，７００万円を計上いたしております。

８７ページをお開き願います。

款の６商工費、項の１商工振興費、目の２観光振興費の節の１４工事請負費におきまして、ガーデンプレイス家族村施設改修工事としまして７７５万円を計上いたしております。ガーデンプレイス家族村のバンガローの修繕工事を行うものでございます。

次のページの節の１８負担金、補助及び交付金におきまして、恋人の聖地デジタル連携共同事業負担金５５０万円を計上いたしております。これは、令和５年度から令和９年度までの５年間、全国１７の自治体で広域連携により地方創生推進交付金デジタル連携共同事業を活用して行う事業に係る負担金でございます。

９１ページをお開き願います。

款の７土木費、項の２道路橋梁費、目の２道路維持費の節の１４工事請負費におきまして、町道塩井平線ほか１１路線の整備に係る町道維持工事３，４００万円を計上いたしております。また、その下になります町道小筵・松野原線及び町道永富柳谷線の改良工事に係る社会資本整備総合交付金事業３，１００万円を計上いたしております。

次のページをお開き願います。

款の７、項の２、目の３道路新設改良費の節の１２委託料におきまして、社会資本整備総合交付金事業（通学路対策）３，９００万円を計上いたしております。これは、町道金木鶴越線ほか３路線の測量設計に係る費用を計上いたしております。また、その下の単独改良事業３，７００万円につきましては、町道乙女線の延伸部分ほか１路線の道路改良に係る測量設計業務委託料と測量設計業務委託して計上いたしております。

次に、節の１４工事請負費の社会資本整備総合交付金事業（通学路対策）１億１，４５０万円につきましては、町道鳥越線ほか４件に係る工事請負費でございます。また、その下の単独改良事業２，１００万円につきましては、町道有安西山線ほか２路線の工事請負費でございます。また、その下の社会資本整備総合交付金事業（一般改良）３，０００万円につきましては、町道中津線ほか１路線の工事請負費でございます。

次に、節の２１補償、補填及び賠償金の立木補償費（社交金）１，９５３万９，０００円につきましては、町道金木鶴越線ほか６路線に係る立木補償費でございます。

続きまして、目の４橋梁維持費の節の１２委託料につきましては、橋梁点検ほか４件に係る委託料としまして、道路メンテナンス事業委託料６，４００万円を計上いたしております。また、その下の節の１４工事請負費では、町道葛野線葛野橋ほか１路線に係る工事費としまして、道路メンテナンス事業工事費６，１００万円を計上いたしております。

９３ページをお開き願います。

二つ目の枠の款の７、項の４住宅費、目の１住宅管理費の節の１０需用費におきまして、町営住宅修繕料９９０万円を計上いたしております。

また、次のページの一つ目の枠の節の１４工事請負費につきましては、古町団地

の駐車場整備に係る費用としまして、町営住宅改修工事５００万円を計上いたしております。

９５ページをお開き願います。

款の８消防費、項の１消防費、目の１非常備消防費の節の１８負担金、補助及び交付金の宇城広域連合負担金（消防費）につきましては、前年度より１，８９１万９，０００円増の２億２，３３５万２，０００円を計上いたしております。

１０２ページをお開き願います。

款の９教育費、項の１教育総務費、目の２事務局費の節の１８備品購入費のスクールバス購入費９８３万４，０００円につきましては、購入から約２０年以上使用し、老朽化が進んでいる砥用小学校のスクールバスの更新を行うものでございます。

また、次のページをお開き願います。

節の１８負担金、補助及び交付金におきまして、給食費補助金１，２１３万１，０００円を計上いたしております。これは、小中学校の給食費の保護者負担金につきまして町が半額補助するための費用でございます。

１１０ページをお開き願います。

款の９、項の２小学校費、目の１学校管理費の節の１４工事請負費の中央小学校給水装置取替工事７３２万５，０００円につきましては、中央小学校の給水ポンプ及び制御盤が経年劣化により不具合を頻繁に起こすため、機器の取替を行うものでございます。

１２２ページをお開き願います。

款の９、項の４社会教育費、目の２公民館費の節の１４工事請負費の中央公民館駐車場舗装工事８００万円を計上いたしております。

１２３ページをお開き願います。

款の９、項の４、目の２、節の１８負担金、補助及び交付金の自治公民館再建支援事業補助金（震災分）７５０万円を計上いたしております。これは、小崎公民館敷地の復旧工事に対する補助でございます。

１２８ページをお開き願います。

二つ目の枠になります。款の１０災害復旧費、項の２公共土木施設災害復旧費、目の１町単独災害復旧費の節の１６公有財産購入費におきまして、災害・工事発生土捨て場用地購入費１，５００万円と、その下の節の２１補償、補填及び賠償金の災害・工事発生土捨て場用地内立木等補償費１，０００万円をそれぞれ計上いたしております。これは、畝野金木地区の土捨て場の整備に伴う用地費及び補償費等でございます。

三つ目の枠をお願いいたします。款の１１公債費におきましては、町債償還元金

につきまして、前年度より7,185万9,000円増の10億4,585万円を計上し、総額で10億6,621万3,000円を計上いたしております。

なお、130ページから145ページまでにつきましては、附属資料になります。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第21号の内容説明を終わります。

次に、議案第22号、令和5年度美里町国民健康保険特別会計予算の内容説明を求めます。中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川幸生君） まず、はじめにシステムの同期をお願いいたします。

議案第22号について、ご説明申し上げます。1ページをご覧ください。

議案第22号、令和5年度美里町国民健康保険特別会計予算

令和5年度美里町の国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億3,644万9,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
第1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月7日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

6ページをご覧ください。歳入歳出事項別明細書の2の歳入でございます。

まず、款の1、項の1、国民健康保険税は、被保険者数、世帯数及び課税標準額の推定値、それから保険税軽減額及び徴収率の見込み額を基に今回見積もっております。

目の1一般被保険者国民健康保険税につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年課税分、滞納繰越分を合わせまして1億8,857万7,000円を計上しております。

次に、7ページをご覧ください。

款の4、項の1県負担金、目の1保険給付費等交付金につきましては、節の1普通交付金で10億6,263万4,000円を計上しております。保険給付費に必要な費用を県が全額負担するものでございます。節の2におきましては、特別交付金

としまして4,584万3,000円を計上しております。

一番下の枠になります。款の6、項の1他会計繰入金の目の1一般会計繰入金につきましては、節の1事務費繰入金から節の5財政安定化支援事業繰入金まで1億761万2,000円を計上いたしております。

次に、8ページをご覧ください。

款の7繰越金につきましては、令和4年度の実績見込み額から繰越額を試算計上しておるところでございます。

次に、9ページをご覧ください。3の歳出になります。

款の1、項の1総務費、総務管理費につきましては、国民健康保険事業の一般的な管理運営費用で、目の1一般管理費と目の2連合会負担金を合わせまして、88万2,000円を計上いたしております。

次に、10ページをご覧ください。

三つ目の枠になります。款の2保険給付費、項の1療養諸費につきましては、医療の給付に要する経費になり、令和4年度における実績等によりそれぞれ区分ごとに推定しまして、目の1一般被保険者療養給付費から、目の3支払手数料まで合わせまして9億1,671万円を今回計上しております。

次に、11ページをご覧ください。

一番上の枠になります。款の2、項の2高額療養費につきましては、目の1の一般被保険者高額療養費、目の2一般被保険者高額介護合算療養費を合わせまして、1億4,862万1,000円を計上いたしております。

次に、一番下の枠になります。款の2、項の4出産育児一時金につきましては、昨年と同額になりますが、4人の出産を見込みまして、支払手数料と合わせまして200万1,000円を計上いたしております。

12ページをご覧ください。

二つ目の枠になります。款の2、項の6傷病手当金につきましては、被用者である被保険者が新型コロナウイルス感染症により仕事に服することができなかった期間について、給与収入等の減少分の一部を支給する傷病手当金を185万4,000円計上しております。

次に、三つ目の枠でございます。款の3国民健康保険事業納付金、項の1医療給付費分につきましては、医療の給付に係る県への納付金になり、2億4,319万2,000円を計上しております。

次の枠になります。款の3、項の3介護納付金につきましては、介護納付金に係る県への納付金になりまして、県の納付金算定により、今回1,734万6,000円を計上いたしております。

13ページをご覧ください。

二つ目の枠でございます。款の5、項の1特定健康診査等事業費につきましては、受診率目標をですね、今回70%と設定した上で見積を行っております。1,007万円を計上しております。

次に、14ページをご覧ください。

款の5、項の2保険事業費、目の2疾病予防費におきましては、特定健診未受診者の受診勧奨等に等に従事する会計年度任用職員の人件費をはじめとする疾病予防に関する費用を1,332万7,000円を計上しております。

16ページをご覧ください。

最後に予備費につきましては、歳入及び歳出の調整としまして1,500万円を計上しております。

以上で、議案第22号について説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第22号の内容説明を終わります。

次に、議案第23号、令和5年度美里町土地取得特別会計予算の内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、システムの同期をお願いいたします。

議案第23号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第23号、令和5年度美里町土地取得特別会計予算

1ページをお開き願います。

議案第23号、令和5年度美里町土地取得特別会計予算

令和5年度美里町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,000円と定める。第2項歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月7日提出 美里町長 上田泰弘

詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

4ページをお開き願います。

まず、一番上の枠でございます。2、歳入でございます。

款の1財産収入、項の1財産運用収入、目の1利子及び配当金の土地開発基金利子1,000円と、次の枠の款の2繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金の前年度繰越金1,000円は、科目残値としましてそれぞれ計上いたしております。

次に、二つ目の枠の3の歳出でございます。

款の1諸支出金、項の1土地開発基金費、目の1土地開発基金費の節の27繰出金の土地開発基金利子繰出金1,000円と、次の枠の款の2予備費1,000円は、

科目残値としまして、それぞれ計上いたしております。

以上で、議案第23号につきましての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第23号の内容説明を終わります。

次に、議案第24号、令和5年度美里町介護保険特別会計予算の内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） まず、システムの同期をお願いいたします。

議案第24号につきまして、ご説明申し上げます。

令和5年度美里町介護保険特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

議案第24号、令和5年度美里町介護保険特別会計予算

令和5年度美里町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億5,709万8,000円と定める。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上をした予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月7日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。6ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の2、歳入でございます。

一つ目の枠、款の1保険料、項の1介護保険料、目の1第1号被保険者保険料につきましては、前年度から348万4,000円多い、3億2,749万1,000円を計上しております。節1の第1号被保険者特別徴収保険料は、徴収対象者を4,021人を見込み、月額保険料の基準額7,500円を第5段階として、第1段階から第9段階までのそれぞれの段階ごとの金額の積み上げとなっております。

三つ目の枠、款の3国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1介護給付費負担金につきましては、歳出側の款の2保険給付費の総額18億8,397万8,000円の中の施設分で15%、その他分で20%を乗じたものであります。

四つ目の枠、款の3国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1調整交付金につきましては、先ほどの保険給付費の総額に調整交付金割合と調整率を乗じた1億9,815万6,000円を計上しております。

その下の目の2及び目の3における地域支援事業交付金につきましては、対象となる事業にそれぞれの交付率を乗じた金額を計上しております。

目の4保険者機能強化推進交付金から、次の7ページをお願いいたします。一つ目の枠、目の5介護保険保険者努力支援交付金につきましては、保険者機能の強化や自立支援、重度化防止、保険運営の安定化等の取組に対する評価に基づき、交付されるものでございます。

7ページの二つ目の枠、款の4支払基金交付金、項の1支払基金交付金、目の1介護給付費交付金につきましては、第2号被保険者の交付金として、社会保険診療報酬支払基金から保険給付費の総額の27%分が交付されるものであります。

三つ目の枠、款の5県支出金、項の1県負担金、目の1介護給付費負担金につきましては、保険給付費の総額の中の施設分で17.5%、その他分で12.5%を計上しております。

8ページをお願いいたします。

一つ目の枠、款の7繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1介護給付費繰入金につきましては、保険給付費の総額の12.5%に当たる一般会計からの法定負担分でございます。

目の4低所得者保健料軽減繰入金につきましては、介護保険料の1号保険料で所得が低い第1段階から第3段階の被保険者の方の保険料軽減を行うための繰り入れによるものです。

9ページをお願いいたします。3、歳出でございます。

款の1総務費、項の1総務管理費から、11ページの一番上の枠、項の4計画策定委員会費までは、事務費に係る歳出予算となっております。

一つ戻りまして、10ページの二つ目の枠、款の1総務費、項の3介護認定調査費、目の1介護認定調査費の節1報酬におきまして、介護認定調査員（会計年度任用職員）3名分を計上しております。

また、節18の負担金、補助及び交付金に宇城広域連合の介護認定審査会に係る負担金531万7,000円を計上しております。

11ページの二つ目の枠、款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費の目1介護サービス等給付費につきましては、17億8,050万円を計上しております。サービスごとの金額は、右側の説明欄のとおりでございます。なお、昨年度当初と比較しますと、地域密着型介護サービス給付費で960万円の増額となりますが、昨年度と同額の居宅介護福祉用具購入費以外は減額となっています。

三つ目の枠、款の2保険給付費、項の2介護予防サービス等諸費の目1介護予防サービス等給付費につきましては、右側の説明欄の介護予防サービス給付費と介護

予防サービス計画給付費の増額を見込み、昨年度当初より１２２万４,０００円多い３,７２５万４,０００円を計上しております。

１２ページをお願いいたします。

一つ目の枠、款の２保険給付費、項の３高額介護サービス等費でございます。

目の１高額介護サービス等費は、１か月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えたときにその超えた分が払い戻されるもので、右側の説明欄のとおり、それぞれの金額を計上しております。

次の目の２高額医療合算介護サービス等費につきましては、介護保険と医療保険の高額制度を適用した後、両方の年間自己負担額が定められた上限額を超える場合に給付されるもので、右側の説明欄のとおり、それぞれの金額を計上しております。

三つ目の枠、款の３地域支援事業費、項の１介護予防・生活支援サービス事業費、目の１介護予防・生活支援サービス事業費におきましては、節の１２委託料では、事業に伴う訪問型・通所型の委託料を、節の１８負担金、補助及び交付金では対象サービスに係る事業費をそれぞれ計上しているところでございます。

１３ページをお願いいたします。

一つ目の枠、款の３地域支援事業費、項の２一般介護予防事業費、目の１一般介護予防事業費の節１２委託料では、現在湯の香苑で実施されております高齢者生きがい活動支援通所事業委託料（温泉デイ）の委託料１,７９６万９０００円、それと町内の６事業所に委託して行う介護予防サロン事業委託料１,６１６万３,０００円のほか、実施事業に対する委託料を計上しております。

以下、目の２任意事業費から、目の５認知症総合支援事業費につきましては、前年度に引き続き実施します事業費に係る経費について計上しているものでございます。

１３ページから１４ページにかけてになりますが、款の３地域支援事業費、項の３包括的支援事業・任意事業、目の１地域包括支援センター運営費につきましては、１４ページの節の１２委託料におきまして、主に９名のセンター職員に係る人件費や事業用車両等の経費として３,４０３万４,０００円を計上しております。

１５ページをお願いいたします。

上から四つ目の枠、款の６公債費、項の１財政安定化基金償還金、目の１財政安定化基金償還金につきましては、令和２年度に県から貸付を受けた１,６００万円の財政安定化基金貸付金の償還に係る最後の年度分として５３３万４,０００円を計上しております。

最後の五つ目の枠、款の７予備費につきましては、歳入歳出予算の調整によるものとなりまして、８９２万５,０００円を計上しております。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第24号の内容説明を終わります。

次に、議案第25号、令和5年度美里町生活排水特別会計予算の内容説明を求めます。安達水道衛生課長。

○水道衛生課長（安達浩一君） システムの同期をお願いします。

議案第25号について、ご説明申し上げます。

議案第25号、令和5年度美里町生活排水特別会計予算

令和5年度美里町的生活排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億605万7,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、7,000万円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月7日提出 美里町長 上田泰弘

第2表、地方債でございます。起債の目的、浄化槽市町村整備推進事業、限度額4,290万円としております。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

まず、2の歳入の主なものについてご説明いたします。

一番上の枠の浄化槽市町村整備推進事業受益者分担金、1基10万円の分担金を40基予定として400万円を計上しております。

次に、下の枠の浄化槽市町村整備推進事業使用料7,496万4,000円、滞納繰越分50万、合わせて7,546万4,000円を計上しております。

次に、一番下の枠、循環型社会形成推進交付金につきましては、40基の補助対象事業費の50%といたしまして1,803万9,000円を計上しております。

上から二つ目の枠、一般会計繰入金6,273万5,000円を計上しております。

次に、一番下の枠、過疎対策事業債、下水道事業債、公営企業会計適用債、合わ

せて1,810万円を計上しております。

3の歳出の主なものについて、ご説明いたします。

節の10需用費の修繕費につきまして、近年老朽化がみ、漏水が多く見られることから270万円を計上しております。

次に、節の12の委託料、浄化槽清掃管理委託料、2社分で9,771万1,000円を計上しております。

二つ下の生活排水事業法適用支援業務委託料790万と生活排水事業固定資産台帳作成業務委託料702万円につきましては、令和6年度より公営企業会計への移行のために業務委託としております。

上から二つ目の枠の、節の14工事請負費、浄化槽設置工事につきましては、5人槽を29基、7人槽を10基、10人槽を1基、計の40基の計画で5,463万8,000円を計上しております。

なお、10ページから14ページにつきましては、附属資料となっております。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第25号の内容説明を終わります。

次に、議案第26号、令和5年度美里町後期高齢者医療特別会計予算の内容説明を求めます。中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川幸生君） まず、はじめにシステムの同期をお願いいたします。

議案第26号について、ご説明申し上げます。

議案第26号、令和5年度美里町後期高齢者医療特別会計予算

1ページをお開きください。

令和5年度美里町の後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,310万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月7日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

5ページの歳入歳出予算事項別明細書の2の歳入でございます。

款の1後期高齢者医療保険料につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合の

試算によりまして１億８５４万３,０００円を計上いたしております。

次に、三つ目の枠になります。款の３繰入金、項の１一般会計繰入金、目の１事務費繰入金につきましては、歳出における総務費の一般管理費及び徴収費分を繰り入れるものであり、２２９万１,０００円を計上しております。

次に、目の２保険基盤安定繰入金につきましては、保険料軽減分を一般会計から繰り入れるものであり、７,０６５万２,０００円を計上いたしております。

款の４繰越金につきましては、令和４年度の実績見込額から繰越額を試算計上しております。

６ページをご覧ください。

款の５諸収入、項の２償還金及び還付加算金、目の１保険料還付金につきましては、歳出予算の保険料還付金の財源としまして、後期高齢者医療広域連合から同額を受け入れるものでありまして、１０万円今回計上しております。

次に、７ページをご覧ください。３の歳出でございます。

まず、一番上の枠、款の１総務費、項の１総務管理費につきましては、一般的な管理運営費用で２１８万４,０００円を計上しております。

続いて、上から三つ目の枠になります。

款の２、項の１後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療広域連合の医療納付の財源としまして、納付するものでありまして、歳入の後期高齢者医療保険料、それから保険基盤安定負担金、延滞金を合わせました額１億７,９１９万６,０００円を計上しております。

８ページをご覧ください。

款の３、項の１償還金及び還付加算金、目の１保険料還付金につきましては、昨年と同額の１０万円を計上しております。

予備費につきましては、歳入及び歳出予算の調整により、１５１万２,０００円を計上しております。

以上で、議案第２６号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第２６号の内容説明を終わります。

次に、議案第２７号、令和５年度美里町簡易水道事業特別会計予算の内容説明を求めます。安達水道衛生課長。

○水道衛生課長（安達浩一君） システムの同期をお願いします。

議案第２７号について、ご説明申し上げます。

議案第２７号、令和５年度美里町簡易水道事業特別会計予算

令和５年度美里町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ３億３,０６４

万5,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億5,000万円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月7日提出 美里町長 上田泰弘

第2表、地方債でございます。起債の目的、簡易水道施設整備事業、限度額1億2,000万円としております。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

まず、2の歳入の主なものについてご説明いたします。

一番上の枠の水道使用料現年分、滞納繰越分合わせて9,800万円を計上しております。

次に、上から三つ目の枠、一般会計繰入金9,497万4,000円を計上しております。

一番上の枠の水道布設替補償費につきましては、建設課の改良工事、町道内園小崎線と町道勢井下福良線の2路線での水道布設替えが必要となるため、補償費を1,489万5,000円を計上しております。

次に、三つ目の枠の簡易水道事業債、過疎対策事業債、公営企業会計適用債、合わせて1億2,000万円を計上しております。

次に、3の歳出について主なものについてご説明いたします

節の10需用費の修繕費につきまして、内山浄水所の非常用発電機取替えに1,987万7,000円、これは発電機の耐用年数が25年に対し、もう34年経過しており、現在起動してないため、停電時に水が供給できなくなりますので、新たに取り替えるものでございます。また、清光取水所、山出浄水所、大磯ポンプ場にあります非常用発電機の蓄電池の取替、こちらも耐用年数が経過しておりますので、3か所分で121万2,000円、その他漏水修理として250万円、合計の2,358万9,000円を計上しております。

節の１２委託料の下から二つ目の、中央北地区簡易水道事業測量設計業務委託といたしまして、地質調査、測量、詳細設計を行います４，５００万円を計上しております。

次に、節の１４工事請負費、中央北地区簡易水道新設工事につきまして、小筵水源地から中央中学校の付近まで、約９９０メートルの送水管の敷設を計画して４，５００万円を計上しております。

次に、節の１６公有財産購入費、公有財産購入費につきましては、中央北地区簡易水道事業に伴う萱野ポンプ場及び岩下受水槽の２筆で５６８万７，０００円を計上しております。

なお、１１ページから１４ページまでは附属資料となっております。

以上で、議案第２７号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第２７号の内容説明を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

明日８日、水曜日は午前１０時より会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後４時２８分

第 2 号

3 月 8 日 (水)

令和5年第1回美里町議会定例会会議録（第2号）

令和5年3月8日（水）

午前10時00分開会

1. 議事日程

日程第1 一般質問

順 番

- (1) 2番 平野保弘 議員
- (2) 5番 高田美千子 議員
- (3) 3番 吉住淳一 議員
- (4) 9番 今田政行 議員
- (5) 6番 坂田竜義 議員

2. 出席議員（10名）

1番	村崎公一 君	2番	平野保弘 君
3番	吉住淳一 君	4番	隈部寛 君
5番	高田美千子 君	6番	坂田竜義 君
7番	濱田憲治 君	8番	福田秀憲 君
9番	今田政行 君	10番	上田孝 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長	上田泰弘 君	副 町 長	吉住慎二 君
教 育 長	宮 寄 幸 仁 君	総 務 課 長	坂 村 浩 君
企画情報課長	松 岡 征 二 君	税 務 課 長	池 永 英 治 君
住 民 課 長	松 永 栄 作 君	福 祉 課 長	谷 口 信 也 君
健康保険課長	中 川 幸 生 君	経 済 課 長	西 寺 清 君
林務観光課長	高 田 浩 幸 君	建 設 課 長	富 永 英 司 君
水道衛生課長	安 達 浩 一 君	会 計 課 長	中 川 利 加 君
学校教育課長	酒 井 博 文 君	社会教育課長	長 井 一 浩 君

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長	立 道 誠 君	書 記	野 田 ま や 君
---------	---------	-----	-----------

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 本日の会議を開きます。

一般質問の広報紙掲載のため、広報担当者、福田主事の議場内での写真撮影を許可いたします。

-----○-----

日程第 1 一般質問

○議長（上田 孝君） 日程第 1、一般質問を行います。

通告があつておりますので、順次発言を許します。なお、発言時間は申し合わせ事項により、答弁を含め 60 分以内となっておりますので申し添えます。

2 番、平野保弘君の一般質問を行います。平野保弘君。

○2 番（平野保弘君） 2 番、平野でございます。通告に従い、質問をいたします。

本日は、昨年 12 月に新たに教育長に就任されました宮寄教育長に教育行政の執行方針をお伺いしたいと思います。

私は、宮寄教育長の人柄や実績について知っているつもりです。陸上競技協会会長であり、私も一緒に陸協の活動に取り組んできました。私が熊日駅伝で監督ができていますのも、会長のお力添えがあつてできています。また、陸上競技者としても中学時代から、中央中と砥用東中ではありましたが、二つ上の先輩としてその背中を追いかけ、ライバルでもあり目標としてきた方でもあります。美里町に対する愛着や陸上競技に対する情熱など、たくさんのことを学ばせていただきました。町民の皆さんの中にも私と同じように思われている方も多いのではないかと思います。教育長として申し分のない方だと思っておりますが、教育長としての考え方や、美里町のこれからの教育行政をどういうふうに築いていかれるのか、私たちも知らなくてはいけませんし、町民の方々にお伝えする必要があるのではないかと思います。今回質問することにいたしました。教育行政は多岐にわたり、教育長が考えていかなければならないことはたくさんあると思いますが、その中から町民が知りたいであろう点をピックアップしてお伺いしたいと思います。

まずは、児童生徒の学力向上対策について、これまでの取り組みとほかの自治体よりも力を入れてこられた点などがあるかと思えます。どう評価されているのか、また、教育長に就任されて日は浅いのですが、これからのお考えをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 本町におきましては、毎年、美里町学力向上アクションプランを定め、「大きく育てよう！小さくてもキラリと光る美里っ子」をスローガン

に、学力向上に取り組んでまいりました。これは、「熊本の学び」の理念のもと、全ての児童生徒が問いを発し、課題に主体的に向かい、学びを深める授業改善を推進し、誰一人取り残さない学びの保障や、確かな学力の育成を図るものです。このアクションプランの中に、学びの質の向上、学びの環境の充実、学びの土台づくりという3つの柱と29の実践項目を設定し、取り組んでいるところです。

具体的には、教育委員会に学力向上を目的とした教育審議員を配置し、各学校で年間100回以上の授業を参観して、先生方への授業力向上のための指導を行っています。また、全ての学校に学習支援員を2名ないし3名配置して、子どもたちの学力差を少しでもなくすよう支援を行っているところです。このほかにも、中学3年生を対象とした公営塾や町内学校の全教職員を集めた研修会を町独自で実施しているところです。

これらの取り組みの結果ということにはなりませんが、昨年12月に実施された熊本県の学力調査では、教科や学年で差はあるものの、町全体としては小学校も中学校も概ね県平均を上回っており、学力向上対策における一つの目安と捉え、一定の成果が得られていると評価しているところです。

ただ、調査結果の詳細を見てもと、学力の個人差が大きい学年も見受けられますので、学力差の縮小のための取り組みをさらに充実させていくとともに、子どもたちが主体的に学ぶ授業づくりを工夫していく必要があると考えています。

また、学力向上の取り組みは、学校ばかりでできるものではありません。家庭や地域、所属団体など、児童生徒を取り巻く周りの環境も影響するものだと思います。保護者や家族、関係者等が連携して、落ち着いた学習環境を整え、子どもたちの成長を支えていくことが大事だと思っております。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） 昨年12月の県の学力調査では、概ね県平均を上回っているということですが、一昨年も見ますと良好な成績だったようです。具体的な取り組みということでは、教育審議員の配置、学習支援員の配置、公営塾の開催、全教職員を集めた研修会を行っているということですが、これらはほかの自治体では行われていないのでしょうか。県平均を上回っているわけですから、美里町独自の取り組みであるとか、また、ほかの自治体よりも力を入れている点があるのではないのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 先ほどの説明にもありましたが、学習支援員につきましては、配置しておられる自治体もほかにはございます。ただ、本町規模の学校に2名ないし3名の配置というのは充実しているほうだと思いますし、読書推進のために

図書管理員を各学校に配置しております。これは当初、美里町だけということでしたが、近年には宇城管内にも配置されているということです。また、繰り返しになりますが、公営塾及び教職員の全体研修につきましては、他の自治体にはない取り組みだと認識しているところです。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） わかりました。そういった美里町独自の取り組みの成果が出ている、力を入れていることの成果が出ているということだと考えられます。ただですね、やはりいろんなそういうサービスが自治体間競争になってきておりますので、美里町が始めたこともですね、ほかの自治体でもまたやられてくるようになることがあるかなというふうにも思っております。

それらに加えてですね、私は美里町の小中学校はいずれも小規模校ではありますが、小規模校の特性を活かしながら学力向上につなげられている可能性もあるのではないかと考えています。特に、小学校においては、各児童の学習状況を教師がしっかり把握し、きめ細かい指導ができることにより、基礎学力の定着につなげられているのではないのでしょうか。検証してみなければわからないかもしれませんが、小規模校のメリットをより活かしていかなければならないと思っています。

いずれにしても、これまでの取り組みと結果を十分に検証されて、また、学習支援員が配置されているわけですから、学力差が少なくなるように、そして、誰一人取り残さないように、次なる対策につなげていってもらいたいと思います。

次に、中学校部活動の社会体育移行に向けての問題点・課題と取り組み方針、今後の対応をどのように考えているかということですが、この問題について、現中学生や小学生と保護者、それに現在部活動を受け持っておられる先生方も、美里町ではいつからどう変わるのか、また変わらないのか、といった不安を持っておられるのではないかと思います。

そこで、特に今後の取り組みに向けて、現状はどの位置にあるのか、今考えられる課題等について、また、教育長が考えられる理想像とかあればですね、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 中学校部活動の社会体育移行、地域移行につきましては、国から、学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方等に関する総合的なガイドラインが出され、地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てるという考えのもと、まず休日の活動を地域クラブ活動に移行し、準備が整った段階で平日の活動も順次移行するという流れを示されております。

その中で、令和5年度から7年度を改革推進期間とし、あくまでも地域の実情を考慮して進めるということになっておりますので、現段階では、休日の移行がいつからというのも、具体的なことは何も決まっていない状況です。

本町では、12月に、学校や保護者、競技団体の代表者にお集まりいただき、移行に係る検討会を開き、ガイドラインの内容や今後の流れの説明を行っており、今月中に2回目の意見交換会を予定しております。

ただ、令和5年度から移行という部分を受けて、すぐに部活がなくなるのではという認識をお持ちの保護者もおられるということで、12月に各学校を通じて小学校4年生から中学2年生までの保護者宛に、国の提言を踏まえた、町の今後の流れを示した文書を配布したところです。

現在の部活動の状況といたしましては、砥用中学校が、野球、サッカー、バレーボール、陸上、剣道の5種目、中央中学校が、野球、サッカー、バレーボール、ソフトテニスの4種目で、サッカーとバレーボールについては既に合同の活動となっております。

地域移行に当たっての問題点・課題となるのは、まずは指導者の確保だと思っております。現在ある部活動の種目協会と連携し、指導できる人材の発掘・育成を進める必要があります。現在指導されている学校の先生方にも、地域活動としてご協力いただくことも考える必要があります。

次に、部員の確保も今後の課題です。指導者を確保しても、部員がいなければ活動ができません。学校に部活動がなくなるので、町外のクラブチームに加入するという動きにならないよう、できるだけ多くの生徒が部活動に入り、その部員が休日、そして平日の地域移行をして活動をする。そのようなスムーズな移行ができますように、保護者の方々への周知を行っていきたいと思っております。

そのほかにも、保護者の負担や経費の増など、幾つかの課題が出てくると思いますが、今後、熊本県から中学校部活動における休日の段階的な地域移行推進計画が示される予定となっております。町では、その推進計画を参考にして、よりよい移行のための協議会を立ち上げる予定です。

その中で、今回の中学校の部活動地域移行によって、子どもたちに多様なスポーツ、そして文化活動の機会が与えられますよう、各種団体の意見も聞き、しっかりと検討を重ね、そして中学校体育連盟（中体連）の動きとも歩調を合わせながら、町の実情に合った体制を作り上げていきたいと考えているところです。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） このことについては、昨年6月議会でも質問しています。昨年12月に、ただいま説明がありましたガイドラインが出され、当初は令和7年度

までに休日の移行を完了させたいとする改革集中期間という表現から、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す改革推進期間へとニュアンスが緩和されています。それだけ多くのわからないことや問題があり、問題解決を含めて、関係者の合意形成に時間が必要だということだと思います。

私が疑問に思うことでは、平日まで含めた完全移行の途中に、完全移行というのは、正式な言葉としては出てこないんですけども、わかりやすく使いますが、その完全移行の途中に、休日のみの移行があると捉えられているようですが、私は休日のみの移行と完全移行とは根本的に違うのではないかと思います。休日のみの移行だと、完全に学校の部活動だと思います。そんなに今までとは変わらない。ただ休日の受け皿を組織するということがあるかなと思います。基本的には、顧問の先生のもと指導計画が立てられ、休日だけ社会体育、地域クラブで手伝うというかたちになるのではないかなと思います。学校の先生が地域活動の一員として休日の指導を行うという道も残されているようですが、ますます今までと変わらないのではないかなと思います。

私は、そういう学校が主体で地域が手伝うというイメージを持っています。それが完全移行になると、もうそれは学校の部活動ではなくなるのではないのでしょうか。指導の主体が違います。また、完全移行になると、そのとき学校はノータッチになるのか。中学校体育連盟との関係はどうなるか。とこう考えているとですね、私の思っているイメージがそもそも正しいのかと疑問に思います。

確認ですが、休日のみの移行では、中学校の部活動は先生が担い、休みの日は社会体育、地域クラブが手伝うというイメージで正しいのでしょうか。また、完全移行した後は学校から離れるのか、学校が関わりを持つことになるのか、お答えいただけますでしょうか。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） ただいまの質問ですけれども、先に説明申し上げましたように、最初休日のみを移行していくということでございます。当然、平日の部活動は学校の管理下のもと行われるものと思っております。ただ、将来的な姿としましては、平日を含めた地域への移行ということで、地域のほうが主体になって部活動、地域活動が行われるというふうに捉えているところです。

そういう意味では、基本的には学校から離れるということになるかとは思いますが。ただ、先ほども申し上げましたように、地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てるという考えに沿って地域移行がなされます。

また、中体連主催の大会がどうなるのかという具体的なものも示されておられません。県中体連としましても、クラブチームの参加も視野に入れたところで動き

が進んでおります。学校対抗の大会がどうなるのかによって、学校との関わりが引き続きあるのかもしれないとも思っているところです。

現段階で、私も含めて不透明な部分がございますので、その辺りの方向性、見極めを行ってやっていくこととしておりますが、基本的には部活動のこれまでの精神を引き継いで子どもたちの成長、そのために部活動を進めていく、地域の活動を進めていくという考えがあるかと思います。

地域の中で子どもたちを育てていくということが、これからも進んでいきますように考えながら進めていきたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） わかりました。まだまだ不確実な、また不透明な部分があるようですが、地域クラブに完全に移行した後も学校が関わってくると。子どもを育てるという観点から学校が関わる必要もあるのかもしれませんが、これもまた今までなかったことですし、イメージしにくいなというふうに思います。国や県から何らかの示しが今後あるかもしれないというふうに思っております。

それから、休日のみの移行にしてもですね、休日に行われる試合・大会へ向けての平日練習は学校の先生が行って、休日に行われる試合・大会は社会体育、地域クラブでというのも制度の上では不自然な感じがいたします。

実際にはそれぞれに外部コーチがおられますし、先生方が休日の指導をする道も残されているようなのですが、それも法律の改正を待たなければできないのか、今のまま続けていいのかなど、指導者をどうするかという問題がたくさんあります。全国では、先行的に行っている所があるようですが、先行事例の中では顧問の先生が休日も指導をするかたちをとらざるを得ない例が出ているようです。特に田舎ほどその傾向があるようです。また、指導者によっては、勝利至上主義に対する考え方の違い、教育的指導に違いがあるなども出てくると思います。事故があったときはどうするのかですとか、ほかにも問題が出てくるでしょう。大きな問題で、急ぎ過ぎてもいけないのでしょうか。不確定な部分や多くの課題をクリアしていくには、それなりの時間がかかると思います。ですが、ゆっくりし過ぎていると、ゆっくりし過ぎるということは実際にはないと思いますが、教育長がおっしゃったように、町外の、美里町以外のクラブに加入し、立ち上げたときには参加者がいなくなってしまうという事態にもなりかねません。

また、以前と比べると、中学校の部活動への加入者が減ってきていると思います。生徒数が減っていて、部活動の加入者も減って、部活動をやろうとする子たちは町外のクラブへと流れるとなれば、大変な事態となってしまいます。

ただいま教育長からお伺いしました、令和5年度から部活動がなくなるという

認識をされていた保護者がおられたということには驚きましたが、そう捉えられても仕方がないような情報しかなかったのかなと、考えなくてはいけないと思います。

県から推進計画が示されるということですが、今行えることは、部活動の魅力を発信し、現在の部活動の加入者を増やすということ。そして、現在わかっていることを、また経過をわかりやすく情報発信し、児童生徒・保護者に安心感を与えることだと思っています。

この４月から部活動の加入者が増えることを期待いたします。大きな転換点になります。知恵を絞って、アイデアを出し合って、よい転換にしていきたいものだと思います。

次に、石橋をはじめとする文化財の保護と活用について、どのように考えているかということですが、特に石橋など維持していくためには、保護・整備が必要なものもあると思います。その現状と、そういったものをどのように活用されているのか、また、今後に向けてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 現在、本町には７４の文化財があり、国指定が３件、県指定が１件、町指定が７０件となっております。内訳といたしましては、有形文化財として建造物２５件、彫刻１１件、工芸品８件、古文書１５件の合計５９件とこれが一番多く、このほかに天然記念物が９件、無形民俗文化財が５件、史跡が１件となっております。

議員ご質問の石橋につきましては、有形文化財の建造物になります。国指定の霊台橋、県指定の雄亀滝橋、大窪橋や馬門橋など町指定が六つ、合計八つの石橋が指定されているところです。

この内、国指定の霊台橋につきましては、国の補助を活用し、昭和５５年の復元工事が終了し、その後平成３１年に石積みのゆがみ等の調査が行われ、現在に至っております。

雄亀滝橋につきましては、平成３０年に水路部分を含んだ補修工事が完了し、併せて周辺の整備が県により行われ、令和元年９月に工事が完成したところです。

両石橋とも、整備後は文化財保護検討委員会からの意見を伺い、地域住民の方々のご協力をいただきながら維持をしてくている状況です。

他の町指定の石橋につきましても、毎年劣化状況等を確認し、地域ボランティア団体への清掃をお願いし、維持管理をしている状況です。しかし、周辺環境を含めた季節ごとの管理が、十分にできていない部分も見受けられ、今後の課題となっております。

石橋以外の文化財につきましても、所有者であったり、地域の方々に管理をお願いしている状況です。

また、その活用につきましても、本町の歴史や当時の状況を学ぶ教材として、各小中学校への出前講座での活用や、歴史探訪講座等社会教育の教材として、石橋をはじめとする文化財を活用させていただいており、今後もふるさと学習などで広く活用をしていきたいと考えているところです。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） 活用ということについては、教育委員会だけではなく、観光面での活用もあると思います。林務観光課のほうでこれまでの取り組みや今後の活用計画がありましたら、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 美里町には石橋愛好会がございまして、皆さんいろんな意味で石橋の保存等にご尽力をいただいているところでございます。

その中で、これ議員の皆さんにもいろいろとお話があつてかもしれませんが、雄亀滝橋が完成して200年が経つ、200年ちょっと経ったんですが、コロナ等でいろんなことが制限されていたのでイベント等できていませんが、200年が経過して、今後文化財としてより価値を高めるために、観光とかの誘致につなげていきたいというような思いもお持ちでございます。

そこで、雄亀滝橋を流れる柏川井手、ここはフットパスコースにもなっております。そういった意味では、フットパスコースを歩きながら美里町の石橋群辺りを紹介していく、そういったイベントを開催できないかということで、本年、この令和5年度の当初に関連の予算を少額ですが計上させていただいているところでございます。

なお、この柏川井手といいますのは、土地改良の西台地事業部が管理等なさっております。そういった意味では、この水の恩恵も受けていらっしゃると思いますので、そういった土地改良の事業部等ですね、巻き込んでといいますか、協力をして何らかのそういったイベントというものを開催できればというふうに考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） よくわかりました。石橋については、現在、町内に36基あるそうですが、洪水等により流出し、減ってきています。私の地元にも阿芹場橋という石橋がありましたが流出してしまいました。あつたものがなくなってしまうました。大水、洪水から守るというのは難しいかもしれませんが、貴重な土木遺産であります。教材として、また観光資源として活用していける先祖からの宝物

です。先ほど教育長が、管理が十分にできていない部分もあるとおっしゃいました。地域住民の方々やボランティア団体と協力しながら、保護、整備にも力を入れていただきたいと思います。そして、子どもたちにとって、誇れる教材として、そしてフットパスにも生かされていますが、美里町にたくさん来ていただける観光資源として、さらに活用されたらよいなというふうに思います。

次に、美里町駅伝競走大会と美里町新春霊台橋マラソン大会の運営方針についてですが、「令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告」というのが教育委員会から出されています。この中には、評価項目が全部で27項目あります。評価される事業が27あるといったほうがわかりやすいかもしれませんが、項目ごとに、事業ごとに教育委員会としての今後の方向性を五つの中から選択するようになっていきます。一つが「拡充」、次に「維持」、次に「縮小」、次に「改善」、それと「完了」という五つの選択肢があります。

27事業中、美里町駅伝競走大会と美里町新春霊台橋マラソン大会の2項目だけが「改善」となっています。あと25項目は全部「維持」となっています。

両事業とも、陸上競技協会が委託を受けて行っている大会です。教育長に就任される前に評価されたものですが、陸協の会長でもあります新教育長としての感想と今後の運営方針について、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 宮崎教育長。

○教育長（宮崎幸仁君） はじめに、町駅伝競走大会についてですが、この大会は、町スポーツ協会主催で、各支部対抗の方式により行われている大会です。中央小学校前をスタート、畝野を折り返し、農山村広場をゴールとするコースで、小学生低学年から45歳以上の選手まで、14人の選手が襷をつなぐものです。町民の健全な精神と体力向上を目的に、町合併当初から16回開催されている大会であり、郡市対抗駅伝の選考会も兼ねているところです。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大により、令和2年度から3年間開催できていない状況です。ただ、本年度はコロナの影響よりも、選手の確保が困難で参加できない支部があったというのが開催できなかった要因にも思われます。

町スポーツ協会では、各支部が参加しやすいよう、選手区分の緩和や区間数の減、コースや開催時期等の検討を行っているところです。具体的な案の一つとして、町営球技場周辺に2キロから3キロの周回コースを設定し、7区間ほどで実施する案も考えているところです。できるだけ早く各支部に提案し、協議をいただき、要項を決定しようと思っております。

次に、新春霊台橋マラソン大会ですが、この大会も本年度で51回目の開催となる歴史ある大会で、健康づくりだけでなく、対外的にも町のPRの場にもなっ

ております。大会運営を町陸上競技協会に委託し、総合運動公園グラウンドをスタート・ゴールに元日に開催されており、今回大会では町内外から274名の参加がありました。しかし、一方で、先ほど議員がおっしゃいました教育委員会外部評価委員会や一部の関係者から、元日の開催が運営スタッフの負担になっており、日程変更や内容検討が必要というご意見もいただいているところです。

このことを踏まえ、本年度の大会におきましては、陸上競技協会や関係者等で協議を行い、内容を検討し、4部門の削減や時間短縮等、見直しを行い、できるだけ少ないスタッフで大会運営ができるよう変更を加え、開催することができました。

現状としましては、町外からの参加者が多く、引き続き元日開催を望む声が多いのですが、町民の健康づくりや走力・体力の向上を図るために町民が参加しやすくすること、そして参加者へのおもてなしや、走ること以外にも美里町を満喫できる対応を図るということを考えたとき、日程変更を含め、大会のあり方を引き続き検討していく必要があると思っております。

自分の中でもまだはっきりしたかたちが見えない部分もありますが、これまでの歩みをしっかりと受け止めつつ、大会の方向性を模索していきたいと考えているところです。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） 美里町駅伝競走大会は、通称「町内駅伝」といったりもしますが、非常に小さい美里町単独で、熊日駅伝等でなんとか戦ってこれたのは、「ちゃんと戦えていると言えるのか」と、「今の順位で」と言われる方もおられるかもしれませんが、ちゃんと戦ってきたというふうに思っておりますが、この町内駅伝が非常に盛り上がっていたからだと言っても過言ではないと思っています。

各支部において、人材が発掘されてきました。また、継続して熊日駅伝に出場している選手も自然なかたちで練習に入っていける、町内駅伝に向けた練習が熊日駅伝への練習にスムーズに移っていったという面があります。

また、一時的な期間であっても、小学生の基礎体力の向上にも十分に貢献していると思います。私が知ってる範囲では、小学生も喜んで練習に参加していたと思います。もちろん、全員がそうだというわけではないのですが、小学生の体力向上に貢献していたのは間違いないというふうに思います。

俗にいうコロナ禍の中で中止になってきた期間については、今教育長がおっしゃったとおりだと思います。その間、各支部としても、事務局が変わっていき、不慣れになってしまい、選手を集めて練習をするという要領であるとか、また熱

が下がってしまったのではないかなというふうに思います。

よって、各支部にとって、参加しやすい要項に変更せざるを得ないと、私も教育長と同じように思っております。

今までのコースは非常によくできたコースだと思うのですが、もったいないのですが仕方ありません。ぜひ、全支部が参加して大会が開催できるように、各支部と意見交換をして合意形成をしていただきたいと思います。

新春霊台橋マラソンについては、当初の大会の目的とは違ったかたちで盛り上がってきていると思います。町民の体力づくり、健康づくりが目的だったのですが、町内の参加者が減少してきて、町外からの参加者は増えてきています。

教育長がおっしゃったように、町のPRの場の一つとなっています。それはよいと思うのですが、町民の参加者が減ってきているのは考えていかななくてはいけないと思います。町内駅伝の3年間の中止も影響しているのかもしれません。

それから、やはり一番の問題に挙げられているのは期日だと思います。元日に行われるという期日だと思います。しかしながら、この期日を変えてしまうと、現在の大会の性格といいですか、特徴が変わってしまいます。点検及び結果の報告書では、改善が示されていますが、非常に難しい問題だと思います。まずは、参加者へのアンケートをとることができれば、参加者の意向も考慮しながら検討を進めていただきたいと思います。

最後に、中学校の統合問題について。前吉永教育長の退任の挨拶の中で、中学校の統合ができなかったことが一番の心残りだという内容のことをおっしゃっていました。私の心にも響いてきたのですが、宮寄教育長は、中学校の統合問題について、どのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） まず、これまでの経緯を簡単に説明いたしますと、平成26年9月から町内の小中学校のあり方を考える「学校規模適正化審議会」が開催され、平成27年11月に、その審議会から「小学校は現状維持、中学校は統合を考えていく」という建議書が出されました。

平成28年10月から中学校統合審議会が開催され、平成29年12月に審議会より「統合場所は砥用中、統合時期は平成32年4月」という中学校統合へ向けた答申が出されました。

しかしながら、その後に実施されました保護者への説明会、町政座談会、保護者へのアンケート等の結果、子どもたち、保護者、地域の方々の十分な賛同が得られていないということで、平成30年12月議会の中で、現時点での統合は難しいと町長が答弁をされ、「統合を見送る」というかたちになったところです。

また、その答弁の中では、今後学校間交流を活発にし、児童生徒の意識を高める必要があるという発言をされましたので、教育委員会では、小学校同士、中学校同士、そして小学校と中学校の連携を進めてまいりました。

内容としましては、小学校では集団宿泊や修学旅行、オンラインでの3校交流、中学校でも集団宿泊、合同での合唱発表コンクールや部活動など、コロナでできないときもありましたが、こうした連携交流活動を行っているところです。

また、先ほどの町長の答弁の中で、10年先を考える必要があるということも述べられており、見送りから5年が経ちますので、私の在任期間中に、今の子どもたちと保護者に対して、統合に関する意向の把握はしておきたいと思っております。そして、その結果を踏まえて、教育委員会や町でしっかりと協議を行いながら、そしてさらには議会の皆様や、学校、地域等も巻き込んだかたちでの、統合の方向性を検討していきたいと考えているところです。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） 前回、統合の話が進んでいたころ、5年ぐらい前っていうことになりますか、私は統合が決まっていたように思っていたので、当時の砥用中学校の陸上部の顧問の先生と、陸上は駅伝の統合中学校での強化についてっていいですか、どういうふうにやっていたら、ぼんやりとですね、明確なものではないんですが、そんな話をしたことを覚えています。その後、統合の話が消え、部活動の地域移行の話が出てきました。

また、最近では、合同での部活動も行われています。5年も経っていませんが、部活動の限界を統合の理由とするのは、そういった理由は少なくなっているのかなというふうに思っています。

また、逆に学校間の交流や合同での部活動により、人間関係を理由とする反対も減ってきているのではないかなというふうに思っています。

町民の関心事でもあります。様々なケースを排除しない中で、まずはアンケートからでも、統合への検討を進めるべきだと私は考えています。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、平野保弘君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を11時といたします。

—————○—————

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、5番、高田美千子君の一般質問を行います。高田美千子君。

○5番（高田美千子君） 5番議席、高田でございます。通告書に沿い、一般質問をいたします。

1、機構改革について、2、美里町老人福祉センターの今後の活用について、3、美しい里の環境整備について、この3点について、順次質問いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大は4年目を迎えまして、やっと落ち着いたかに見えますけれども、まだ少し私たちの胸には不安が残るところです。それでも少しずつ本当の暮らしが戻って来つつあることにほっと安堵をしております。

一方で、現在、県内の注目を集めているのは、何と言っても菊陽町に進出した世界最大手の半導体製造企業のTSMCの今後の展開でしょう。地元はもちろん、ほかの自治体に取りましても、未知数の経済効果が期待されており、美里町にもその余波が届くことを願っております。

そういう時期に、美里町役場においては機構改革が実施され、4月1日から両庁舎の各課の配置が一部変わります。この機構改革において、私が特徴的に感じましたのは、新設の課の名称です。これからの美里町の政策がうかがえるような名称でとてもわかりやすいと思っております。

職員の方にとっても、言わば新鮮なりメイクのような感じで、日常業務の意欲の向上につながってほしいと思っております。この機構改革をより町の活性化につなげていただきたいという思いと、これから私たちが迎えるアフターコロナの町づくりにかける町長の意気込みの表れでもあると感じております。

そこで、今回の機構改革で将来的に期待される成果と、町長の意気込みをお聞かせください。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今回の機構改革につきましては、町民のニーズや行政課題に対応し、併せて業務の効率化及び住民サービスの向上を図るため、5課8系の再編を行うところでございます。

特に、重要な改革と位置付けておりますのは、水道衛生課の再編です。「水道衛生課」を「上下水道課」に変更し、中央北地区の簡易水道事業を令和5年度から実施してまいります。この事業は期間が約10年、総事業費約30億の大規模な事業になります。このような大規模事業を着実に実施していくためには、事業地域内にある中央庁舎に担当課を配置し、現場対応であったり、打合せ、意思決定などを迅速かつ効率的に行ってまいりたいと考えております。

また、「企画情報課」は、「美しい里創生課」に名称を変更し、企画立案する

係と商工観光を掌る係を同課に配置します。これによりまして、わくわくするような企画と観光政策の組み合わせによって、今以上に美里町の認知度を高め、交流人口の増や移住者の増につなげていきたいと考えております。

最後に、「林務観光課」を「森づくり推進課」に名称変更いたします。森づくり推進課は1課1係になりますが、「美里町の山を後世につなぐ」との思いを持って、自伐型林業の推進や森林環境譲与税の適切な執行など、森林の有する公益的な機能を維持する施策の実行に専念してまいります。

ほかにも、課や係の再編や名称変更等行っておりますが、今回の機構改革によって、業務の効率化はもちろんですが、1足す1が3あるいは4にもなって美里町がさらに発展できるよう、私たちも先頭に立って励んでまいります。それぞれの課においても職員は精一杯業務に励んでくれると期待しております。引いては、そのことが、アフターコロナのまちづくりにつながっていけばと考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 高田君。

○5番（高田美千子君） よくわかりました。美里町の今を考えてみますと、本当に課題が多い時代であるということ強く感じます。美里町をよくしたいという思いが様々な課題の解決につながるということを、町長のお話を聞きながら再認識しております。

今回は、課の名称変更とともに、業務が砥用庁舎から中央庁舎に移転する課もございますので、住民の方の戸惑いや、スムーズな住民サービスに支障となる課題が生じることも考えられます。そんな課題がもしございましたら、対策についてどう考えておられるかお聞きいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

今回の機構改革に伴いまして、町民サービスの支障となるような課題等は考えておりませんが、これまでの水道衛生課でしたり、企画情報課の情報推進係が中央庁舎に移動となります。そこで、水道や環境衛生等の業務に関する問い合わせ等の先が砥用庁舎から中央庁舎となります。そこで、砥用庁舎での担当者と直接対面でお話することができなくなりますが、令和5年度の当初予算におきまして、両庁舎をテレビ電話ができるテレビ会議システムを導入しまして、画面越しにはなりますが、直接担当者と話すことができるようになります。

また、各種申請でしたり書類の提出などは、これまで同様それぞれの両庁舎の窓口で行うことができますので、今後も行政サービスの低下につながらないよう配慮を行ってまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 高田君。

○5番（高田美千子君） 私が課題の一つになるのではないかなと気にしている点を申し上げます。役場の機構改革に付随しまして、美里町社会福祉協議会の事務所と地域包括支援センターがともに砥用庁舎1階の福祉フロアへ移転すると聞いております。御存じのように、社会福祉協議会は、町民の皆様が様々な困りごとや相談事を持って、最初にドアをたたくところでございます。地域包括支援センターの業務は特にプライバシーに細心の配慮が必要となります。役場庁舎への移転で、これまでよりも町民の相談が行いにくくなるのではないかと、これは私の私見ですが、その点を危惧しております。

この点につきまして、町はどうお考えでしょうか。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

現在、砥用庁舎には、1階に2か所の相談室があります。主に、福祉課等が住民の方との個別の相談をする際に使用しています。個室になっておりますので、議員がご心配されるようなプライバシーでしたり、人目を気にせずに相談することがないようにできるものと思っております。

もし、その相談室がですね、2か所でございますのでふさがっていた場合でも、ほかの会議室でのですね、相談を受けることができるものと思っております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 高田君。

○5番（高田美千子君） わかりました。業務の遂行に少しでも改善の必要が生じた場合には、庁舎内のほかのスペースに移動をするなど、状況を見ながら検討を重ねていただきたいと思います。

繰り返しになりますが、相談に見える住民の方のプライバシーや尊厳に十分配慮した対応をお願いいたします。

さて、社協の移転につきましては、地元の説明会がなされたと聞いておりますが、近隣の方にお尋ねしたところ、ご存じない方が多くおられます。町民の約半数が高齢者の町でございます。何ごとによらず、大切な情報につきましては、町民への周知を細やかにしていただきたいと思いますと考えております。

今回の機構改革についての町内への周知対策はどのようにされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

今回の機構改革に伴います町民の方々への周知につきましては、昨年１１月に発行しました「広報みさと」１１月号におきまして、機構改革に伴います課名・係名の変更のお知らせをいたしております。

また、今月発行いたしました３月号に、庁舎ごとの各課の配置図を記載しております。来月の４月号には、各課が担当する業務内容をお知らせするといたしております。

また、４月以降にはなりますけれども、日程調整をさせていただきまして、町政座談会を開催する予定でございます。その際、詳しいご説明をさせていただき、ご意見を伺いたいと思っております。

これから、機構改革に伴います、関係する課・係の引越作業が始まります。防災行政無線等でお知らせしながら、住民サービスの低下につながらないように、対応を講じてまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 高田君。

○５番（高田美千子君） 優しい福祉のまちづくりを目指す美里町にふさわしい、町民に寄り添う対応策をどうぞよろしくお願いいたします。

次に、美里町老人福祉センターの今後の活用について、質問を進めてまいります。

令和３年、施設の老朽化によって雨漏りが生じ、地域包括支援センターが湯の香苑に移転しております。その後、建物の調査が行われたわけですが、その結果に基づく改修費用の見積もり総額等はいかほどだったのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

永富にございます老人福祉センターにつきましては、本体棟が３０年を経過し、近年では建物内への雨漏りのほか、経年劣化による設備等の不具合が多く発生しておりました。そこで、既存施設の改修が可能であるか、また、可能である場合の概算工事費等について、その調査を令和３年度に実施しております。

調査結果でございますが、一つ目に既存施設の大規模改修案、二つ目に既存施設を解体して改築する案に係る概算での改修費用が報告されております。

まず、既存施設の大規模改修案でございますが、費用として工期で５か月間を想定した約３億７，０００万円が見込まれます。

次に、既存施設の解体・改築案でございますが、費用として工期で１年間を想定して約５億５，０００万円が見込まれます。

なお、地盤改良や外構工事費が必要となる場合には、先ほど申し上げました金額に加えまして、さらに改修費用が大きくなるとの報告を受けているところでございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 高田君。

○5番（高田美千子君） 今、ご説明いただいた、本当に多額の予算がかかるということで、それほど建物の老朽化が進んでいたということに驚いております。移転の理由は理解をいたしました。

老人福祉センターのデイサービスも、設備の不具合から現在は、佐俣にあります保健センター湯の香苑に移転しておりまして、社協の事務局が今後移転した後の施設の利用がどうなるのか、大変気になっております。今後の活用によって、改修規模、また改修方法、改修予算が変わってくると思いますが、町の計画はどのようなになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

今、議員おっしゃいましたように、以前、老人福祉センターで実施しておりましたデイサービスにつきましては、入浴設備及び空調設備の不具合のため、現在では佐俣にございます福祉保健センター湯の香苑での実施を余儀なくされている状況でございます。ご利用の皆様にもご不便をおかけしている状況でございます。

社会福祉協議会事務所の移転後、以前と同じように老人福祉センターにおいてデイサービスが可能となりますよう、現在、設備等の改修規模と費用面の検討を進めております。

なお、広範囲に多額の費用をかけての改修規模ではなく、必要とされる区域の空調設備や入浴設備等を最小限度として、改修の検討を行っているところでございます。

これらの検討を踏まえまして、令和5年度の早い時期での予算確保による改修等を目指していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 高田君。

○5番（高田美千子君） 今、福祉課長から説明がありましたが、今本当にデイサービスの皆様は、言わば砥用地区のはずれから佐俣地区までデイの利用のために通っていらっしゃるし、また、長年利用された、慣れたと言いますか永富の福祉センターが利用できないということで、様々な思いを持っていらっしゃるというふうに聞いております。

なるべく早い時期にそういった本来の、地元と言いますか砦用地区でのサービス提供ができるように、ぜひ対応をよろしくお願いしたいと思います。

長い間、町の福祉の拠点として社協が行う様々な住民福祉のサービスがこれまで老人福祉センターにおいて実施されてきました。これからも、その施設を地域のために生かし、地域に開放して、住民の福祉に資するために、どのような活用の構想を町として建てておられるのか、お聞きします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

老人福祉センターの設置につきましては、老人福祉法第15条第5項に基づくもので、高齢者の心身の健康や生活の安定等を図ることを目的に設置された老人福祉施設でございます。

以上のことから、老人福祉センターにつきましては、その設置と目的からしまして、利用する際の使用の許可が必要な施設となっております。

高齢者以外の方は、これまで老人福祉センターの事業に支障がない場合に、施設の使用の許可を受けて利用してこられた経緯がございます。

したがいまして、地域に自由に開放し、自由に利用することにつきましては、現状では困難な状況でございます。

今後は、現在の老人福祉センターが以前のように利用可能となりますよう、設備等の改修を行い、地域の方の会合や活動が可能となりますよう、環境の整備を早期に実施したいと考えております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 高田君。

○5番（高田美千子君） そういった法的なくくりの中での利用の仕方というのも、自由にはできないってことであれば仕方がない面もございますけれども、社協の事業に障りがないようなことでは利用できるということですので、いろんな活用方法というのをこれからみんな考えていただきたいと思います。思っております。

例えば、許可を得てのことにはなりますけれども、赤ちゃんから高齢者まで各世代が集える場、趣味や子育て、またボランティアの方たちの活動の拠点として、談話室とか、子どもを連れてお母さんがそこに時間を過ごしに見えたならば、そこにおもちゃの部屋があるとか、あるいはこれから先いろんな地域の方たちが集まって、調理とか料理実習などをされるようなことがあれば調理室とか、きちんと整備をしていただいて、また、いろんな集まりの場合の資料が備えてあるような資料室などもあって、それから、建物の外を見ますと、周りには本当に環境のいい施設、芝生とかございますので、そういった所に訪れたお母さんや幼児が遊

べるような遊具とか、近くの大人の方たちも高齢者の方たちもそこに来て、時間を過ごすことができるような運動があるとか、そういった総合コミュニティスペースとして活用できたらいいなというふうに思うんですが、そういうことはできないのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

老人福祉センターの利用につきましては、美里町老人福祉センター条例におきまして、利用者の範囲（利用できる対象者の範囲）の規定がございます。「町内に居住し、60歳以上の者とする」規定がございます。

このため、同条例において、それ以外の方につきましては、老人福祉センターの事業に支障がない場合に限り利用を認めることができるとされております。

ご質問のいろんな世代の方たちが様々な活動の拠点とできる、例えば総合コミュニティスペースとしての利用ができないかにつきましては、老人福祉センター内に継続した活動拠点としてのスペース等を設けることについて、老人福祉センターの設置や目的など、法令上の規定により難しい面があるかと考えております。

しかしながら、老人福祉センターの事業に支障がない場合におきましては、いろんな世代の方や地域の方、団体等も利用が可能ですことから、これまでどおり使用の許可を受けていただきまして、大集会室や和室など、いろんな会合や活動などにご利用いただければと考えております。

なお、社会福祉協議会の砥用庁舎への移転後、空きスペースも生じるかと思いますが、老人福祉センターの設置・目的に沿うものであれば可能でございますが、現段階では具体的な検討は行っていないところでございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 高田君。

○5番（高田美千子君） 地域にある施設が運用されなくなりますと、途端に人の流れが減少して、そこから地域が元気がなくなるとか、そういうことを衰退といいますか、そういうことが始まるように思います。

地域の人々の元気を維持するために、行政・住民一体となって、有益な活用方法をこれからも考案して、老人福祉センターがこれからもみんなを元気にする施設であってほしいと願っております。

次の質問です。

今回の社協の業務の移転の理由の一つに、防災面の課題も挙げられていると聞いております。現在、湯の香苑で行われていますデイサービスが、今後老人福祉センターで実施されるなど、施設の利用が継続されたとき、今後の安全面の確保

について、どう考えておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 老人福祉センターにつきましては、その一部が土砂災害防止法に基づき、県が指定している土石流危険区域に該当しております。また、レベル2の降雨により河川が氾濫し、洪水が想定される洪水浸水想定区域にも該当している所でもございます。

町といたしましては、このような環境下にある公共施設としての認識を常に意識しつつ、安全な施設運営に努めていく必要がございます。

このため、今後も、老人福祉センターにおける事業等に関しましては、これは先ほど議員がおっしゃいましたデイサービス等になりますが、そういった事業等に関しましては、災害が発生するおそれがある場合などの災害警戒時などは事業中止の判断や各種の委託事業における受託者との情報共有を密に行って、老人福祉センター利用時の安全確保に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 高田君。

○5番（高田美千子君） よくわかりました。

人口減少と高齢化で、老人福祉センターの建設当時とは周囲の状況が随分変わってまいりました。今後、私たち団塊の世代が年を重ねるほどに、これから先、町の福祉施策の充実が求められてまいります。

福祉センターの施設の改修、整備、防災面の環境整備がきちんとなされて、いつまでもたくさんの人が集う場所として、有益に活用されることを心から願っております。

3番目の質問に移ります。

今度の機構改革で、私たちの町にぴったりの「美しい里創生課」という行政の窓口ができました。

美しい里であることは、美里町の大きなアピールポイントの一つです。ところが実際は、国道や幹線道路沿いに投げ捨てられたごみが大いに景観を損なっております。

昨年行われました子ども議会でも、中学生議員が道沿いに投げ捨てられたごみ問題に触れて、美しい自然を守る活動を訴えておられました。

現在、不法に投げ捨てられたごみ対策は、町ではどのように取り組んでおられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 安達水道衛生課長。

○水道衛生課長（安達浩一君） ご説明申し上げます。

状況把握及び不適正処理の防止の取組として、ポイ捨ての多い場所や過去に通報があった場所を中心に、職員により週１回定期的なパトロールを行っております。

なお、緊急度に応じて、道路のごみ拾いも実施しておるところでございます。

以上になります。

○議長（上田 孝君） 高田君。

○５番（高田美千子君） 町としては、週１回のパトロールとかごみ対策を行っておられるということでございますけれども、実際にはまだまだ、ごみのポイ捨てによるごみの問題は課題となっております。

以前、国道沿いにつくられた植え込みに「道の里親」と書かれた小さなプレートが立っておりまして、「ああ、道路美化のボランティアをされる方がいらっしゃるんだな。地域の環境美化に協力していらっしゃるんだな。いいことだな。」と感じたことを記憶しております。

そのプレートを最近見かけないように思うのですが、その活動は、今はどうなっているのかをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

道の里親運動につきましては、平成１５年度から熊本県宇城地域振興局が中心となって、道路環境の美化水準の向上と地域を愛する心の醸成を図るため、「心ふれあう住みよいまちづくり運動」の３つの運動の中の一つとして、取り組みが始まっております。

活動に参加を希望する地域住民や団体は熊本県と協定を締結し、県管理の道路敷地内の清掃、除草及び花壇などの管理を行う際の用具支給や貸与、それとボランティア活動保険の加入について、熊本県より支援が行われてきております。

その後、事業の趣旨や支援内容が熊本県土木部所管のロードクリーンボランティア事業と類似をしていることから、平成２１年度に道の里親運動につきましては、ロードクリーンボランティア事業に統一をされております。

ロードクリーンボランティア事業につきましては、現在も取組が行われており、所管する熊本県宇城地域振興局土木部にお尋ねをしましたところ、美里町管内で２２の団体が登録をされており、現在も活動を行っておられるということでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 高田君。

○５番（高田美千子君） 地域の美化について、今もそういったたくさんの団体の方た

ちがボランティアとして協力していらっしゃるということがよくわかりました。

町の婦人会組織が、残念ながら昨年解散したんですけれども、もう随分何十年という長い間長く続けてこられた奉仕活動の一つが国道の美化作業でした。

議会でもごみ問題は課題と捉えて、昨年2回のごみ拾いボランティアをしています。また、昨年結成されました女性グループが年内に国道のごみ拾いに取り組み、美化活動に頑張っておられるということも聞いております。

しかし、不法に投棄されたごみは、見た目にも年々増えておりまして、回収してもすぐに後にはまた捨ててあるといった状況でございます。幹線道路から外れた山の中には、どれほどのごみが投棄されているか予想が付きません。

今後、定期的な町内一斉ごみ拾いの日や、ごみ拾いボランティアの育成などの対策はできないものでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 安達水道衛生課長。

○水道衛生課長（安達浩一君） ご説明申し上げます。

まず、定期的な町内一斉のごみ拾い美化作業についてです。定期的な町内一斉のごみ拾いの美化作業といたしまして、毎年2回の美化作業に取り組んでいる現状であります。

一つ目が「緑川の日一斉清掃」で、緑川の流域の自治体など、一斉に4月29日に開催しております。二つ目が、「環境美化行動の日」で、環境月間である6月の第1日曜日に開催しております。

今後は年2回ではなく、楽しく、参加しやすい企画を検討するなどしていきたいと思っております。

次に、ごみ拾いボランティアの育成についてです。本町では、住民や事業者などの有志の皆様による自主的なごみ拾い活動が進められてきました。このような個々の取り組みの支援として、ボランティアを行ってくださる際に、町へご連絡いただきますとごみ袋を提供しております。また、集めたごみの処理に関する支援といたしましては、宇城クリーンセンターでの処理費用の減免や、宇城クリーンセンターへ受け入れができないごみは町が引き受けて処理しております。

こうした支援を継続し、活動を通じたご意見や社会情勢を考慮しながら、ボランティアを行ってくださる皆様の活動の継続性や発展性を図り、町内における環境美化に取り組むボランティア活動の育成につなげたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 高田君。

○5番（高田美千子君） 今、課長のほうから、これからも町独自のそのごみ拾いボランティアの育成を検討していくっていうお返事でした。

例えば、親子で楽しくごみ拾いをするなどのイベントも、みんなで環境問題を考えるよい体験になるのではないかなと思います。よろしくお願いいたします。

全国の多くの自治体で、環境美化条例や、美しいまちづくり条例などを制定して、ごみ問題に取り組んでおられるようではございますけれども、なかなか成果が上がらないようです。現代はものが豊富にあふれている時代ですので、昔のようにもったいないという気持ちが少なく、ものを捨てることにためらいがない上に、公德心も希薄になってきたのか、車上からものを投げている人が増えているのかもしれませんが。

美里町では、こういったポイ捨ての現状に対して、これからどんな予防策を考えておられるでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 安達水道衛生課長。

○水道衛生課長（安達浩一君） ご説明申し上げます。

本町では、清潔で美しいまちづくりを目指して、美里町ふるさと環境美化条例を定めております。この中で、ポイ捨てを含む廃棄物の不適正な処理方法を禁止するため、土地や建物の所有者及び占有者は、その土地や建物及び周囲を常に清潔に保つように努めなければならないと定めています。

本町における予防策の取り組みといたしまして、不法投棄禁止看板設置を実施しており、過去9年間で150枚の看板を町内に設置しております。

そして、この不法投棄の問題を解決するには、各個人のモラルに頼らざるを得ない考えるため、引き続き効果的な注意喚起の方法を検討するとともに、地道な啓発にも努めていく必要があると考えております。

以上になります。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 最近も実は、何でこんな所に捨てるのかというような、驚くような場所にですね、ポイ捨て、不法投棄の事例がございました。

議員のほうからも、監視カメラの設置というような言葉も出ましたが、監視カメラの設置というものはとても有効な手段というふうに考えておりますが、やはりこれ設置するとなりますと、設置費、維持費、管理費ということが、これが必要となってまいります。ですので、どこもかしこも付けるというわけにはいかないというふうに思いますが、とは言えですね、もう今、公共施設の中にもポイ捨てをされるというような事例も出てきております。

そういった意味では、今後そういった監視カメラの設置に係るよい財源がないとか、そういったこともいろいろと研究をさせていただいて、しかるべき所には監視カメラを設置するということもですね、考えていかなければならない時代

になってしまったのかなという思いを持っているところでございます。

○議長（上田 孝君） 高田君。

○5番（高田美千子君） 今、町長のほうから、監視カメラのことをお話しいただきました。実は、そのことについては、調べてみたんですけれども、いろんな正当性といいますか、設置する場合にはやっぱり、そこにきちんと「設置してありますよ」というような明記をすとか、いろんなそういう配慮すべき点があるっていうふうに説明がございましたので、ちょっと難しいのかなと思いながら、今日はちょっと質問の中では省かせていただいたんですが、ご答弁いただいてありがとうございました。

現代の海洋汚染問題といいますのは、私たちや次の世代の暮らしに関わる重要な課題です。その原因の一つがポイ捨てされたペットボトルや様々なごみであるということは、私たちみんな承知しております。環境保護の面からも、ごみのポイ捨てを防止する必要があります。また、フットパスや各種のイベントの参加者の、町外からも多くの参加者、お見えになる方がおられます。そういう方たちの目に、ポイ捨てされたごみが目に留まりますと、これは大きな町のイメージダウンになると考えております。

先日、中央公民館の前を通っておりましたら、その入り口に「美里町、ごみのないまち、日本一」という、これ標語かもしれませんが、看板が立っておりました。それを見て考えたんですけれども、やっぱこの心意気を持ってごみ拾いに取り組んでいけたらというふうに思ったところです。このごみ拾いに、ごみ拾いでいいですか、ごみ問題の対策によらず、何事によらず全てのこと、町づくりに関するすべてのことを行政任せにはしてはいけない、それから地域の頑張りだけでも実現は難しい、町民の一人一人もこぞって参加して、町長がいつもおっしゃってます「チーム美里」での取り組みというものが大事だということを、今強く思っているところです。

今日は、3点について質問をさせていただきました。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、高田美千子君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を13時ちょうどいたします。

—————○—————

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、3番、吉住淳一君の一般質問を行います。吉住淳一君。

○3番（吉住淳一君） 3番、吉住でございます。事前に通告させていただきました項目について、質問させていただきます。

まず、質問に入る前にですね、海外の出来事になりますけども、先月2月6日の早朝に発生しましたトルコ南部からシリア北西部ですか、にかけて起きた大地震からちょうど1か月が経過したところでございます。死者が5万2,000人に上り、150万人以上の方が未だテント生活を強いられているということで、甚大な被害が発生をしておるところです。遠い国の出来事のように感じられますけども、日本もですね、地震の大変多い国で地震大国と言われております。身近に置き換えて考えてみますとですね、大変胸が締め付けられる思いがいたします。亡くなられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、一日も早い復興を願いたいと思っております。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。

本日の質問は、まず、今後の消防団運営について、それから自主防災組織の活動と防災士の資格取得状況について、そして鳥獣被害防止対策の現状について、最後に町営住宅の現状と今後の見通しについてということで、4項目質問をさせていただきます。

まず、1番目の今後の消防団の運営についてということで、団員数ですね、現在どう推移しているかということでお伺いをいたします。

消防団運営については、昨年の6月の議会定例会においてもですね、質問をさせていただきました。地域防災を支え、町民の安心・安全の確保のためにですね、消防団が果たす役割はますます大きくなってきていると思っております。しかしながら、全国的に団員の減少にですね、歯止めがかからない、きかないような状況が続いておるところです。本町においても同じ状況だと思いますが、昨年の質問に対する答弁でですね、令和4年度の定数400人に対して、団員数287人と、113人のマイナスということで、合併時より351人の減とのことだったと思います。

まだ4年度内ではあるんですが、ここにきてですね、現在の状況、さらに今後の見通しについて、まずはお伺いをしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

消防団員のこれまでの定数と実団員数につきましては、議員おっしゃいましたように、令和4年の6月議会でご説明させていただいたとおり、その時点での定

数が400名で団員数が287名でした。現在も定数の400名は変更しておりませんが、団員数が2名増えまして289名となっております。

しかしながら、年度内での推移であり、毎年の平均的な退団者数を考慮しますと、令和5年度の団員数の見込みは270名程度となり、今後も減少傾向が予想されるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 2名だけ増えてるということですが、見込みでは270名程度になるということで、減っていくというような状況にあるかと思います。

総務省消防庁の調べによりますとですね、全国で言いますと昨年の令和4年度ですね、これ4月1日現在の数になりますけども、78万4,000人ということで、前の年から比べると2万人以上減っておるということです。初めて80万人を割り込んだということになります。最も多かった1954年、だいぶん前になりますけども昭和29年ですね、これがピーク202万人おられたということで、これをピークにですね、やはり少子化とか過疎化で、担い手となる20代から30代、40代の男性、あるいは自営業者が減り始めて、同時に消防団の数も減少し始めたと言われております。

昨年行われた消防団のですね、減少理由調査というのがあっております。1,573人を対象にやられておるということですが、その中でですね、一番多かった理由として、「消防活動により仕事との両立が難しそうだから」というのが59.5%ということで全体の6割近くを占めております。あとは「地域への意識が低くなっているから」、それから「消防団の存在や活動の広報が不足しているから」、そして「昔から地域にある組織で、入りにくそうなイメージがあるから」、最後が「体力的にきついイメージがあるから」という順でありました。

このままですね、人材不足が進んでいけば、従来の消火活動、あるいは救助活動に加えてですね、被災者への支援、あるいは防災指導などの近年多様化している消防活動に支障が出てくるわけでございます。

国は、子育て中の女性も参加できる環境づくり、あるいは、また大学や企業と連携した勧誘に取り組むことで、社会変化に合わせた消防団のあり方を考える必要があるとしております。

しかしながら、本町においても少ない人数の中にあつてですね、運営のあり方、あるいは組織のつくり方を考えていかなければならないときに来ているのではないかと感じておるところであります。

そういうことでですね、運営のあり方ということで、次の機能別分団、あるい

は団編成ですね、についてどう考えておられるかということで、質問をさせていただきます。

消防組織法第15条においてはですね、消防団の組織は、市町村の規定で定めるとあります。それに沿ってですね、本町でも美里町消防団規則において、階級や分団割を明記されておられるところであります。

現在分団が5、女性消防隊が1、ラッパ隊が1というところで組織づくりがされているところでありますが、これが必ずしもですね、全体が機能しているとはいえないかと思っております。人数の少ない班もあつてですね、対応が難しくなっているのも事実であります。特に、平日昼間の火災対応については、人数的に厳しい分団も出てきておりすし、このまま進めば活動に支障が出てまいります。今後の運営を考えたときにですね、機能別を含めた団の編成あたりが必要になってくるのではないかと考えておりますが、見解をお伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 現在、町では機能別分団の制度を創設しておりません。以前、消防団の中で、機能別分団の検討が行われていたことは承知しておりますが、設立には至っていない状況でございます。

今後も、先ほど説明がありましたように、団員数の減少が進み、分団や班の維持、あるいは消防団活動への支障等を考えたときに、機能別分団の創設は必ず必要になってくる対応策だと考えております。

なお、総務省の消防庁では、機能別団員分団制度という定義が作られており、「参加いただける方の経験や知識、能力やメリットを生かした特定の活動を時間の許す範囲内で行うことができる」とされております。

現在、美里町では、各地区において消防団OBによる留守居員制度はありますが、あくまで留守居ということで、機能別分団とは少し意味合いが違うものとなっております。

そこで、まずは現在、現役の消防団員の方々からご意見を伺って、機能別分団の設立が必要か、必要であればどのような活動支援を望んでいるのかなどを把握した後、問題や課題等を整理していければと考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） ただいま町長からもお話がありましたけども、機能別分団あたりの団編成については、将来的には必要になるだろうというお話だったと思います。団員あたりにもアンケートをとってですね、それを基にまた編成をしていかなければならないのかなというふうに思っています。組織の現状としてですね、地域の実状をまた考えたときに、それに見合うような機能と活動がこれからの消

防団には必要になってくると思っております。

しかしながらですね、仕事上、町外に勤めておられる団員も多くてですね、分団によっては、先ほど申しましたように、平日昼間の対応がかなり難しくなっているところもあります。そのあたりの対応が急がれるというふうに思っております。

団員の勧誘、増員も大事な課題ではありますが、この先を見据えたときにですね、勧誘を含めた団員の増加はなかなか見込めないのが現状ではないかと思っております。若干増えたにしても、活動に出てこれなければですね、これはもう意味がありませんし、また、報酬とか手当の問題にもつながってくることだと考えております。

基本的に、自分たちの地域は自分たちで守るという意識、自分たちの地域を愛するといいますか、郷土愛がないと、なかなかそういう気持ちがないと難しい部分があるとは思いますが、しかしながらですね、今の時代、地域を守るとか、郷土愛とかという言葉を聞くと、逆にですね、気持ちが引いてしまう若者も少なくはないと思っております。

もちろん、積極的ですね、前向きな人材もおられると思いますので、そういう意味ではですね、勧誘活動も継続しながら、それだけに執着せず、今ある団員数を維持しつつ、少しでも中身のある組織づくり、あるいは活動を行っていくことが重要であると考えております。

今後の方向性について、検討していく必要があると思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

次に、子どもたちへの防災教育ということで質問させていただきますが、毎年ですね、3月の消防点検では、堅志田保育園の幼年消防クラブと砥用小学校少年消防クラブが通常点検を披露してもらって、防火の誓いを立ててもらっております。また、放水競技においても、砥用音楽幼稚園の園児の皆さんに演奏を披露していただいているところであります。しかし、これもですね、ここ数年、新型コロナウイルス感染症の影響でできていないのが現状であります。

そこで、小中学校ではですね、常備消防の指導のもと、毎年消火訓練、あるいは避難訓練を行っておられると思いますが、年間どのくらいの回数といいますか、頻度で行っておられるのか、まずはお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 消火訓練や避難訓練の頻度は、というお尋ねですが、各学校で実施時期に違いはあるものの、毎年2回から4回の訓練を行っておられます。

内容としましては、地震避難訓練、豪雨災害時避難及び引き渡し訓練、火災避

難訓練となっております。

地震避難訓練については、11月の緊急地震速報を受けてのシェイクアウト訓練を行っている学校もあるようです。豪雨災害時引き渡し訓練は、全ての小学校で実施され、実際、保護者に学校に来ていただき、避難経路の確認もしておられます。火災訓練は、消防署の協力のもと、消火訓練も併せて行われております。なお、中学校では、地震からの火災発生を想定して実施されているところですよ。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 地震訓練、あるいは大雨時の避難訓練、それから火災による避難訓練ですか、などを中心に2回から4回年に行っておられるということでありました。また、保護者の方々にも学校に来ていただいて、通路の確認あたりを行っていただいておりますということで、かなりしっかりした訓練が行われていると感じました。

またですね、学校現場における防災教育を考えると、もちろんほかの教科と同じくしてですね、学習指導要領の枠内で行われているとは思いますが、防災教育という特定の教科があるわけではありません。様々な教科の中でですね、ねらいに沿った要素を取り入れながら防災教育は行われていると思っておりますが、そのためにですね、文部科学省あたりからは、小中学生向けのパンフレット、教材といいますか、などが配布されていると思いますが、そういった資料があつて、活用はなされているのか、併せて、防災についての時間を取り入れた学習を行っておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 宮崎教育長。

○教育長（宮崎幸仁君） 文部科学省からは「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」というものが各学校に配布されております。ただ、これは指導者向けであり、教材ではないものの、基本的な知識や授業向けの教材として活用できる部分もあり、使っている学校もあるようです。

その他の教材として、熊本県教育委員会が作成した、熊本地震関連教材「つなぐ～熊本の明日へ～」というリーフレット及びDVDや、学校防災教育指導の手引きがあり、特に、子どもたちの被災体験をまとめた「つなぐ～熊本の明日へ～」という教材はほとんどの学校で利用され、地震避難訓練時や保護者への啓発にも利用されているということです。

防災学習の機会としましては、各学校、学校安全計画に従って、学活や関連の教科の授業時に、年間を通じて機会あるごとに実施されているということです。

また、令和3年度に熊本県が作成しましたマイタイムラインのリーフレットを各家庭に配布してあるところですが、このマイタイムラインを活用した防災教育

により、家庭の防災力を高めたいという学校もあっております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） ありがとうございます。

文科省からは「学校の危機マニュアル製作の手引き」というものが、これは指導者向けということで、教材を使ってらっしゃる学校もあるということでありました。また、県の教育委員会が作成した学校防災の教育の指導の手引きや熊本地震関連のですね、「つなぐ～熊本の明日へ～」というような教材あたりを利用されているということでありました。また、マイタイムラインを活用し、家庭の防災力を高めたいという声もあったということでありました。

この「つなぐ～熊本の明日へ～」というのは、私も拝見いたしましてけど、これは熊本地震で被災した子どもたちが体験談を語っておられるものであります。高学年向けと低学年向けの2部制になっていたかと思いますが、すごくいい教材だなというふうに私も思いました。

様々な観点からですね、子どもたちに対する火災も含めた防災教育は、現在の気象変化や環境変化を考えたときにですね、ますます重要になっていくと思っております。ただ、言うまでもなくですね、防災教育は学校教育に限ったものでは、これはありません。学校現場から離れた地域や家庭、職場も含めて防災のあり方や命の大切さを子どもたちと一緒に共有していかなければならないと思っております。

そういったことから、現在ですね、砥用小学校に5年生を対象とした少年消防クラブがあります。地域に根付いてる消防団とのですね、合同訓練あたりができないのか、それとこういった消防クラブあたりの増設がほかにもできればというふうに思いますが、その辺の見解をお伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 宮崎教育長。

○教育長（宮崎幸仁君） 各学校に今回の防災教育の実状をお尋ねした際に、防災教育の課題や要望はないかと併せてお尋ねしたところですが、全ての学校から、地域と連携した訓練を実施したいという回答をいただいております。

特に、中学校からは地域の訓練において、中学生にも役割を持たせて実施することや、企画段階から参画することで生徒の意識が変わってくることも期待されるという校長先生からのご意見もいただいているところです。

今後、関係の総務課や消防団等、関連の団体と連携しながら実施できればと考えているところです。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） ほとんどの学校からですね、地域と連携した訓練を実施したいという回答があったということです、これはぜひ実現していかなければならないと思っておりますし、検討していただければというふうに思っております。

またですね、小中学校に限らず、保育園や幼稚園の幼年においてもですね、今、堅志田保育園を含めて幾つかありますけども、クラブ等をつくられるところはそんなに多くはないのかなと思っております。

これは、宇城管内の市、町、又は宇城広域連合消防本部あたりとも関係してくるとだと思いますが、これも防火や防災の教育の一環として大変重要なことだと考えております。組織等の増設も含めて、これもお見解をお伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

現在、本町には幼稚園が1施設、保育園が4施設ございます。その中で幼年消防クラブを組織されているのは、幼稚園では、認定こども園の砥用音楽幼稚園と、保育園では、堅志田保育園とはちす保育園の合計3園となります。

この幼年・少年消防クラブに関しましては、宇城広域連合消防本部及び関係市町と関係町の消防団並びに、加入組織で構成されています宇城幼少年婦人防火委員会に加入申請することにより、正式会員になります。事業の助成等が受けられることにもなりますので、このようなことから、幼年消防クラブの主たる目的であります、防火防災教育の推進に資するものだと考えております。

今後も、関係部局と連携しながら、設立を検討する施設へ訪問などを行い、支援を行っていければと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） はい、わかりました。

少子高齢化の中にあってですね、社会で言うところの災害弱者を守っていくということは、これは行政はもちろん、地域全体の課題であって、責任でもあると思っております。

ただ、行政による公的な力、また個人の力ではどうにもならないときがあります。これは、阪神淡路大震災や東日本大震災、また熊本地震でも教訓だったと思います。みんなで力を合わせて助け合わなければなりませんし、その地域でないとできないことがたくさんあると思います。

例えば、倒壊した家屋に閉じ込められた人がいて、早く助けないと命が危ないとなると、これはもう時間との勝負になります。この場合、近所の人や消防団など、近くにいる人にしか助けられません。また、どこに一人暮らしの方がいて、

どの家に子どもさんがおられるのか、どこで寝ておられるのかなどは、遠くから救助に来る人たちにはわからないと思います。

このようにですね、公助でできないところを共助でやる、地域だからできること、地域がやらなければならないことがたくさんあると思っております。

そういう中で、消防団の役割はますます大きくなっていくと感じておりますし、子どもたちも一緒になって訓練を行うことで、消防団に対する思いとか、防火防災に対して理解を深める場になると思います。ぜひ、前向きな取り組みをお願いしたいというふうに思っております。

次に、2番目、自主防災組織の活動と防災士の資格取得状況についてということでお伺いをいたします。

まず、最初に、自主防災組織の活動状況ということですが、自主防災組織の立ち上げについては、これも昨年の6月の議会定例会において質問をさせていただきました。報告では、令和3年度まで59組、令和4年度2組増で計61組が設立済みとのことだったと思います。

現在の状況はどうなっているのか、また、町の基本計画の中では目標値として86組を設定されておりますが、今後どういったかたちで取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員ご質問の、自主防災組織の活動状況につきましては、今年度までに議員おっしゃいましたように61組の組織が設立されております。

また、町では先ほど言われたように、町の基本計画であります美里町第2次振興計画に掲げております、防災対策の充実の成果の目標値としまして、令和7年度までに、自主防災組織の数を86組織にする目標を設定しております。この86組織につきましては、町内全ての行政区で組織の設立を目標としております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） ありがとうございます。

設立件数についてはですね、概ね順調に来ているのかなとは思いますが、大事なのは設立後の活動状況に課題があるように思っています。ここ数年、新型コロナウイルス感染症の影響で、難しいところもあったと思いますが、火災や災害から町民の命と生活を守るためには、先ほども申しましたが、自分たちの命は自分たちで守る、この自主防災、それから、地域のコミュニティに根差した取り組み、地域防災、この二つが不可欠だと思っております。先人たちの経験が無駄にしな

いためにもですね、訓練や学習を通して、防災意識の向上を高めていただきたいと思います
と思いますが、その辺の見解をお伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

現在の自主防災組織の活動状況としましては、災害時における避難方法などを
まとめた防災タイムラインの作成や防災訓練などを自主的に実施されております。
また、地域住民の方々の安否情報の把握のための取り組みなどを行われている組
織もございます。

さらには、活発とまではいきませんが、町の訓練に参加され、これまで導
入されてきた防災機材・資材等の点検や、災害時の連絡体制の見直しなども行わ
れている組織も複数あります。

しかしながら、この新型コロナウイルス感染症の拡大により、地区住民の方々
が合同で活動することが難しいが故に、地区の置かれた様々な条件や事情により、
活動の停滞が見られる組織もあることは認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 自主防災組織についてはですね、これはもう地域のことをよく
知ってるからこそ様々な対応ができる組織だと思っております。各地区のですね、
中心的な役割を担っていると思いますので、今後ともしっかりした組織づくりを
お願いしたいというふうに思っております。

それから、次の防災士についてです。防災士の資格取得と養成状況ということ
ですが、これも昨年の6月の定例会におきまして質問をさせていただきました。
その時点で、資格取得者が16名、その内12名の方が町内在住ということだっ
たと思います。

現在の状況と今後の見通しをお伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

防災士の資格取得状況につきましては、本町在住の防災士が、現在では17名
となっております。特に養成等を行っているということはありませんが、町では
令和2年度から防災士の資格取得された方に対し、研修会の受講料など、必要と
なる経費を補助する事業を行っております。これまで、令和2年度に1名、令和
3年度に1名、令和4年度に3名の方がこの補助制度を活用され、資格を取得さ
れています。

町としましては、今後も地域の防災力の向上を図るため、引き続き、熊本県が

行う防災士資格取得講座（「火の国ぼうさい塾」といいますが）の申請支援をはじめ、防災士の資格取得をサポートしていく計画でございます。

また、今後は町在住の防災士の方々が、防災活動について意見交換や知識向上を行える機会の創出も検討していくところでございます。

さらには、これに合わせまして、防災士の方々に町の防災活動にも参加していただけるよう、また、防災士であることをほかの方にも認知していただけるよう、令和5年度の当初予算におきまして、防災士の方へのユニフォーム購入費も計画しているところでございます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 防災士についてはですね、昨年末に協議会等の立ち上げについてですね、話し合いを初めて行わせていただいたところであります。今後も話し合いの場を設けていただいて、防災士の組織立ち上げに力を入れてもらえればと思っておりますし、地域をはじめ、各団体や組織との連携を図り、地域の防災リーダーとして、勉強会等を含めた育成や環境づくりを行っていただけるようお願いしたいと思っております。

それでは、次の3番目、鳥獣被害防止対策の現状についてということでお伺いをいたします。

まず、令和4年度の捕獲数と被害状況ということですが、本町では有害鳥獣による農作物の被害が後を絶たない状況が続いております。昨年の12月の広報みさにも特集として掲載されてはありましたが、とりわけシカ、イノシシについては以前に比べ増加している印象があります。民家の庭先まで入ってきたり、道路に出没し車と激突するなど、事故も起きていると聞いております。

先週、4日の朝刊にはですね、八代市泉町の男性の方が帰宅途中、美里町で突然シカが3頭飛び出してきて、1頭が正面に激突して車が大きくへこんだと、幸いケガはなかったものの、怖くてそのルートはもう通らなくなったということが載っておりました。対策をお願いしたいという記事が載っておったところでございます。冬場は特に多く出没する傾向だと思いますが、町は令和元年にですね、「美里町鳥獣被害防止計画」というのを策定されております。それに基づいて計画・実施されてきておるとは思いますが、4年が経過し、状況の変化も見られるかと思っております。

被害軽減に向けての令和4年度の目標値も設定されておりますが、そのあたりも含め、捕獲数と被害状況をお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺経済課長。

○経済課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

鳥獣による農作物の被害は、近年生息域の拡大等によりまして、中山間地域をはじめとして、全国的に深刻化及び拡大している状況でございます。

このような状況を早期に解決していくためには、個体数調整をはじめとするソフト面の取り組みと防護柵の整備等のハード面の取り組みを一体的に実施することが適当であることから、これからの取り組みを一体的かつ総合的に実施するために、本町におきましては、令和元年度に「美里町鳥獣被害防止計画」を策定し、令和２年度から令和４年度までの３年間を計画期間と定めまして、被害発生の抑止及び効果的な捕獲を図ることを目的といたしまして、目標値を設定し、事業を実施しているところでございます。

鳥獣の種類といたしましては、イノシシ・シカ・サル・カラス類・アナグマ・アライグマの６種類といたしまして、各鳥獣の種類ごとに被害の軽減目標値（被害の面積と被害の金額でございますけれども）、それと捕獲計画数を設定しております。

令和４年度の捕獲実績としましては、２月１０日時点で、イノシシ計画数７００頭に対しまして８８９頭、シカ計画数５００頭に対しまして４６１頭、サル計画数２０頭に対しまして５頭、アナグマ計画数５０頭に対しまして６８頭を捕獲されている状況でございます。

また、被害状況につきましては、毎年４月に「有害鳥獣による農作物被害状況調査」を嘱託員を通じて実施しているために、令和４年度の実績値は未確定なものでございますので、令和３年度の実績値を報告いたします。

鳥獣種類６種類の計画目標総被害面積につきましては、５．６ヘクタールに対しまして令和３年度の被害総面積につきましては、１．８ヘクタールでございます。鳥獣種類６種類の計画目標総被害金額８１３万円に対しまして、３７５万円で、計画目標値よりは減少しているところでございますが、今年度、令和４年度でございますけれども、現時点で昨年度より捕獲頭数が多く、目撃情報や被害の相談も多数ありまして、継続して被害防除に努めていくことが必要だと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○３番（吉住淳一君） わかりました。野生鳥獣による農作物の被害額でございますが、全国で言いますとですね、被害額が１５５億円と、令和３年度の金額になりますけれども、１５５億円に上り、全体の７割がシカ・イノシシ・サルと言われております。また、森林の被害面積には、全国で約５，０００ヘクタール、これは東京ドームにすると１，１００個分に当たるそうでございます。このうち、シカによる被

害が約7割を占めているということでもあります。

本町では、令和3年度においては、被害面積、被害金額とも目標を下回ってはありますが、令和4年度は捕獲数が増えているということから、被害状況については、今後もしっかり注視をしていただいて、対策を講じていてもらいたいというふうに感じております。

対策ということで、次の防止対策の取り組みということで質問させていただきます。対策については、これまでも地域を中心に取り組んでこられたと思いますが、近年、特に中山間地においてはですね、地域の高齢化もあって農作物を作られる所が減り、いわゆる耕作放棄地が広がりを見せております。併せて、最近では森林の皆伐も進んでおりまして、環境が変化する中、鳥獣対策においてもこれまで以上の取組が必要になってくると思いますが、これまでの評価、反省点も含めて、今後どう取り組んでいかれるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 鳥獣被害を防ぐためには、個人ではなく集落などで対策を講じて、集落や田畑に鳥獣を近づけないことが重要だと考えております。

集落で取り組む鳥獣対策といたしましては、潜み場となる耕作放棄地などの発生予防や解消、ワイヤーメッシュなどの侵入防止柵の設置などが有効と考えております。

本町におきましては、平成21年度に「美里町鳥獣被害防止対策協議会」を設置し、国の補助事業を活用しながら、集落へのワイヤーメッシュなどの侵入防止柵の原材料支給を行っております。

また、潜み場の解消などにつきましても、中山間地等直接支払交付金を活用した共同取組活動などで、耕作放棄地の発生予防や解消に取り組んでおられる集落も多く、集落全体での有害鳥獣対策に大きな効果をもたらしていると考えております。

このように、侵入防止柵の設置などにつきましては、町内全域で一定程度の普及は進んでおりますが、農業従事者の高齢化や離農により、耕作放棄地や荒廃農地が増加しており、有害獣の潜み場が増えているのが現状です。今後は、集落などでまとまって、潜み場の解消及び侵入防止柵の健全な維持管理や見回りを行っていただくことが被害の防止につながると考えております。

また、集落での話し合いを通じて、集落点検の実施や、集落点検マップを作成し、必要な対策の見える化を図り、有害獣が住みにくい環境を整備することも重要であると考えます。

先ほど議員もおっしゃいましたように、非常に高齢化等も進んでおりますが、

やはり、今述べましたような対策を地道ですがやっていくことが重要と考えております。

なお、このような活動には、県の補助事業等もございますので、そういった事業を活用しながら、集落で取り組む鳥獣被害対策の普及・啓発ということを引き続き推進してまいりたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 町長のお話をお伺いしました。

被害で言いますと、稲はもちろん、果樹とか野菜、ほとんどの作物でですね、被害が出ている状況でございます。また、作物を食べるだけでなく、踏み付けや掘り起こしなどの被害も発生しておるところでございます。

お話がありましたように、地域と一体となって集落の点検や点検マップですね、これを作成し、見える化を図るということでございますので、潜み場の解消も含め、防護柵の設置や環境の整備、捕獲による個体数の整備・調整など補助事業も活用しながら基本的な対策を講じて、今後とももらいたいというふうに思っております。

次の、被害防止対策にどんな助成があるのかということで、これも昨年の12月の広報紙、先ほど申しました、みさと広報にですね、掲載されておりました、特集で。改めてですね、こういった補助があるのか、お伺いをいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺経済課長。

○経済課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

町の単独補助といたしましては、野生鳥獣による農作物への被害を防止するために、農地に設置する侵入防護柵や捕獲罠の購入費用及び狩猟免許取得費用について、有害獣被害防止対策事業補助金交付要綱に基づきまして、交付をしているところでございます。

侵入防護柵、ワイヤーメッシュ柵や電気防護柵でございますけれども、これにつきましては、購入される際に、購入費の一部を補助しております。補助対象といたしましては、原則としまして、一団の農地を3人以上で耕作している範囲を囲う場合の資材新規購入及び修繕に要した費用で、消費税抜きの3分の1を交付しているところでございます。

捕獲罠、くくり罠や箱罠でございますけれども、こちらの捕獲罠につきましては、罠狩猟免許を所持し、猟友会に加入している方が罠を購入される際、費用の一部を補助しているものでございます。こちらにつきましては、消費税抜きの3分の1を交付しております。なお、捕獲罠1基につきましては、上限2万円としております。

狩猟免許取得、罟狩猟免許と猟銃免許になりますけれども、こちらにつきましては、狩猟免許を取得した者が免許取得に要した費用に対しまして、消費税抜きの3分の2を交付しているところでございます。

また、令和5年度の当初予算に計上しておりますけれども、野生獣による生息域の拡大等によりまして、深刻化及び拡大している状況であるため、侵入防護柵及び捕獲罟の補助率を2分の1に嵩上げしまして、捕獲罟の上限額を1基につき5万円に変更する予定としております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 侵入防護柵ですか、とか捕獲罟、狩猟免許取得などの様々な助成事業があるということです。申請方法など、詳細をわかりやすくですね、随時お知らせしていただければというふうに思っております。

それから、美里町鳥獣被害対策実施隊というのが、平成24年の10月に設置をされておりますが、これはこういった内容なのか、現在の活動状況も含めて伺いをいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺経済課長。

○経済課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

美里町鳥獣被害対策実施隊につきましては、平成24年10月1日に設置いたしまして、現在、実施隊員は町の職員29名を委嘱しているところでございます。

実施隊の活動内容につきましては、「有害鳥獣の被害状況確認及び追い払い作業を行う」と記載してありますが、近年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の影響を受けまして、町への報告があった場合は、実施隊員を限定してですね、現地の確認や追い払いを実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 職員29名に委嘱をしているということございました。コロナ関係で活動はなかなかできてないということで、現地に赴いてですね、確認や追い払いを要請があったのみ出ているというお話だったと思います。

今後、こういった組織があるのであればですね、有効に活用していただいて、活動をしていただければというふうに思っております。

それから、捕獲による報償金が支払われてると思っておりますが、これは国や県と連携して捕獲の推進を図っておられると思いますが、それぞれの金額の内訳はどうなっているのか、また、シカについてだったと思いますが、親と子で金額が違うと聞いてことがあります。その辺も含めてお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺経済課長。

○経済課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

捕獲奨励金の内訳につきましては、1頭当たりの単価を申し上げます。

イノシシにつきましては、成獣と幼獣がありまして、成獣につきましては、国費7,000円で町費3,000円を上乗せしました合計1万円を交付しております。幼獣につきましては、国費1,000円で町費9,000円を上乗せいたしました合計1万円を交付しているところでございます。イノシシにつきましては、国費の補助金額が違うため、以前は成獣と幼獣で差額を生じておりましたけれども、幼獣の頃からの捕獲を実施していただくために、現在では差額分を町が上乗せいたしまして、補助金額が同額になるようにしております。

次に、シカにつきましては、国費7,000円で県費1,000円、町費が2,000円を上乗せいたしました合計1万円を交付しているところでございます。

次に、サルにつきましては、国費8,000円、県費1万1,000円、町費2万1,000円を上乗せしました合計4万円を交付しているところでございます。

次に、アナグマにつきましては、国費1,000円、町費1,000円を上乗せしました合計2,000円を交付しているところでございます。

シカの成獣と幼獣で金額が違うというご質問でございましたけれども、シカの場合は成獣のみが現在捕獲の対象となっております。幼獣につきましては、捕獲の対象外のため、現在のところ補助金を交付していない状況でございます。しかし、シカにつきましては、捕獲計画数500頭に対しまして、令和2年度560頭、令和3年度590頭と、計画等数を上回っております。農産物や森林に多大な被害を及ぼしており、今後、美里町鳥獣被害防止計画を新たに策定する必要がありますので、シカの幼獣につきましても、被害防止対策協議会におきまして、補助金の交付の検討が必要と思っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 報償金についてはですね、捕獲されている方々にもわかりやすいように周知されていくことが重要だと思います。誤解やトラブルが生じないよう、定期的に公開されていくことをお願いしたいというふうに思います。

それから、4番になりますが、捕獲対象鳥獣の食品としての利用は考えておられるかというところで質問させていただきます。

捕獲鳥獣の食品、いわゆるジビエとしての利用に当たってはいろいろなハードルがあると思っておりますが、町の被害防止計画、これは令和元年度ですが、の中には、「シカ・イノシシについては、食品としての利活用を検討する」とあり

ます。しかし、本町では当時のシカ・イノシシの獲得数は1,200頭で、町単独での食肉加工施設の設置は困難と思われるとのことで、「広域的な処理加工施設の設置に向け、近隣の市町村を含め、関係機関と情報を共有し、協議を継続していく」とあります。4年が経過いたしました。現在、こういったところまで進んでおられるのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 一昨年度から、熊本連携中枢都市圏構想において、捕獲した有害獣の有効活用のため、御船町の食肉加工工場内に大型のジビエ処理施設を建設し、内臓や骨などについてはペットフード製造施設を建設する計画が持ち上がっております。

この施設の建設は、国の補助事業（補助率2分の1）を活用し、残り2分の1を各自治体、事業者が負担します。また、運営につきましては、事業者が行う計画となっておりますが、課題が多く、具体的な建設時期や建設の有無まで進捗していないのが現状でございます。

課題といたしましては、大きく三つございます。

まず、搬入体制です。捕獲者による直接の持ち込みが困難、猟友会では保冷車の管理ができない、1日に複数等捕獲された場合、何度も往復するのはかなりの労力と時間がかかる、などが挙げられます。

次に、施設整備費の課題です。持ち込み頭数見込が採算ラインの3分の1以下になりそうということです。1万5,000頭必要なのが4,000頭ぐらいしか持ち込めないという見込みだそうです。

そして、最後に事業費です。施設建設費用は5億2,000万程度見込まれておりますが、補助残については事業者と参加自治体の負担割合が確定していないというような状況です。

また、施設整備に伴う費用対効果の具体的な根拠が確定していない。現在、ジビエ利活用に要する経費が特別交付税の対象となっていない。などの問題点が事務レベルの会議で指摘されており、関係18市町村の中でも事業参加への意見が分かれている状況だと聞いております。

また、近隣では、山都町がジビエ処理施設を平成29年10月から稼働されております。山都町では、イノシシ・シカを合わせて年間約6,000頭が捕獲隊により駆除されているそうですが、処理施設までの距離や受け入れ頭数の制限、1日5頭まで、同時に2頭の受け入れは不可ということですが、そういったこともありまして、ジビエ処理施設への搬入は年に約600頭に留まっているとのこと

山都町におきましても、年間の捕獲頭数からすると、ジビエとして活用できているのは1割程度であり、捕獲後の処分については、各個人に任せている状況で、処分施設が必要との認識はあるものの、単独での設置は厳しく苦慮しているとのことでございます。

ジビエ処理施設を計画するに当たっては、と殺・放血後1時間以内での施設への搬入などを考えると、町内での建設が理想ではありますが、場所の選定や施設の建設費用及び運営方法や維持管理を考えると、美里町も同様に、単独での建設は難しい状況でございます。

仮に、施設を建設した場合、需要と供給のバランスが年間を通じて維持できるかといった課題もあります。また、現在稼働中の現状処理施設で黒字経営の施設は少なく、赤字経営になった場合に補填などの課題や問題は山積しております。

町といたしましては、捕獲従事者の負担を軽減したいとの思いはございますが、施設の建設は非常に難しいと考えております。

加えて、ジビエに利用できない個体の処分につきましては、焼却施設などの検討も必要となってきますので、捕獲従事者である猟友会のご意見なども参考に、実現可能な方法がないか等、模索してまいります。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 大変難しい問題ではありますが、協議等は継続していただいでですね、方向性を模索していただきたいというふうに思っております。

あと1問、町営住宅の件で質問を作っておりましたが、時間がまいりましたので、申し訳ありませんが、今回の質問に回させていただきたいと思います。

これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、吉住淳一君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を2時10分といたします。

—————○—————

休憩 午後1時59分

再開 午後2時10分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、9番、今田政行君の一般質問を行います。今田政行君。

○9番（今田政行君） 9番議席、今田政行でございます。通告書に従いまして質問を進めてまいります。本日の質問の事項でございますけれども、1番、人口減少対策について、2番、農業振興について、お尋ねをしていきたいと思っております。

まず、人口減少対策についてでございますけども、ご案内のとおり、国・県・町いずれにおきましても減少が進んでおりますが、本町で見えますと、平成17年に1万2,254名おられました。10年後、平成27年には1万491名ということで、14.4%の減少ということになっております。また、平成27年と令和4年12月のこの7年間で見えますと、13.6%の減少というふうになっております。

本町独自の推計では、令和7年の予想で8,400名。その10年後には、令和17年には7,058人という推計がされておまして、非常に危惧するところでございます。

しかしながら、今後の取り組み方次第では、その推計の数字も大きく変わっていくというふうに想像されますが、その方法として、大別しまして2通りの施策があると言われております。

一つには、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るということと、2番目には、今まで美里町を作ってこられた高齢者の方々が、しっかり健康診断等を受診していただき、健康長寿を目指すということであります。

町長は以前から、いかに減少カーブをなだらかにしていくかということをよく言われておられます。現状を見ますと、想像以上に減少カーブがきつくなっているように思われます。将来に向けて、持続可能な協働のまちづくりのために、5年後・10年後の町政に向けてどのように導かれていくのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 人口減少は全国的な問題であり、特に過疎地域と呼ばれる地域では、人口減少が急激に進んでおり、大きな問題となっております。

美里町も過疎指定を受けている自治体であり、近年の急激な人口減少に危機感を持っているところです。なお、これ先ほど議員もおっしゃいましたが、美里町では令和3年4月に、美里町第2次振興計画後期基本計画を策定しており、その中の基本構想では、令和7年の目標人口は8,400人となっております。

ご質問の5年後・10年後の町政をどのように導くのか、でございますが、原則といたしまして、町が目指す将来像と、それを実現するために必要な施策などの基本的な方針を定めた長期的計画である振興計画を軸に町政を進めてまいります。また、計画の中では、協働のまちづくり、健康福祉のまちづくり、教育文化のまちづくり、産業・観光のまちづくり、住みよく快適なまちづくりの五つがまちづくりの基本目標と定めてあり、さらにそれぞれにより具体的な目標も定めてございます。

これらを念頭に、将来像である「小さくても、キラリと光る私たちの町」「優しさと対話のまちづくり」の実現と継続を図ってまいります。

なお、先ほど申されました子育て世帯の負担軽減等に関しましては、この後、質問が予定されておりますので、その際に答えさせていただければと思います。

○議長（上田 孝君） 今田君。

○9番（今田政行君） 今、お話になられました「小さくても、キラリと光る私たちの町」「優しさと対話のまちづくり」の実現のために、ご尽力を願うとともに、期待をするところでございます。

今回は、子育て世帯経済的負担の軽減を目指すというところから、子育ての支援についてお尋ねをしていきたいと思います。

全国的な少子高齢化の中で、小中学校に通う児童生徒数が大幅に減少をしております。2020年に、全国で約956万人で10年前より100万人近く減少したと国の統計で示されております。

熊本県でも、2020年の児童生徒数が14万5,302人で、10年前と比べて7.2%減少しており、市町村別に見ますと38市町村で減少し、7市町村で増加をしております。

大都市を除く大半の自治体で児童生徒が減っておりますが、こうした流れに逆行して増加を続ける自治体もあります。ベッドタウンとして開発が進んだ町や、独自の子育て支援策が好評で、転入につながる事例もあります。

子育てのしやすさや教育環境の充実が大きな要因の一つと思われますが、そのような中、本町の児童生徒数は何名でしょうか。また、10年前と比較して何%減少したのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 令和4年度の児童生徒数は514名です。内訳としましては、小学校が319名、中学校が195名です。10年前の平成24年度は696名で、比率としましては26.1%の減少となっているところです。

○議長（上田 孝君） 今田君。

○9番（今田政行君） ただいま26.1%の減少と言われましたけども、県の平均減少率の7.2%より、相当高い数値で減少が進んでいることが見て取れると思います。

今後の見通しといたしまして、5年後、令和9年になりますけども、児童生徒数の減少率がどの程度になるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 令和9年度の児童生徒数は380名が見込まれております。

減少率としましては、26.1%の減少の見込みとなっているところです。

○議長（上田 孝君） 今田君。

○9番（今田政行君） 10年前との比較で26.1%減、今後の5年後でまた26.1%減になるということですが、政府も深刻化する少子化に歯止めをかけるべく、こども関連政策の強化に向けて議論が本格化し、岸田首相におかれましては、「異次元の少子化対策」を掲げておられ、3月末にたたき台をまとめると発言されておられますので、今以上の解決策ができてくるであろうとは思いますが、この少子化の中、各自治体はいかにして自分の所で子育てをしていただくかと競争であります。

今まで、子育て支援を近隣市町村に先駆けて行ってきましたが、今では子ども医療費助成事業、18歳までの医療費無料ですけれども、また、出産祝い金などにおいても、各自治体で取り組んでおられますので、特筆すべき事項ではなくなっております。しかしながら、何とかこの少子化の波を打破しなければなりません。

昨今、新聞紙上等においても、子育て支援に関する記事をよく目にするようになり、やはり国を挙げての課題であるということはあるかもしれません。

それぞれの自治体で、予算も課題も違いますが、子育てだけに突出するのはいかなものかと警鐘を鳴らす記事もありました。

しかしながら、町内で1年間に出生された子どもさんは30名前後と聞いております。いかに、若者世帯が少ないかということですが、個人個人、それぞれの理由で町を離れていかなければならないこともあります。しかし、そのような中にあっても、我々はいかにしてこの町を居住地に選んでもらえるかを考えていかなければなりません。

そこで、今後美里町を選んでもらえるような子育ての支援策について、お考えがありましたら、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 現在、子育て支援政策は、自治体間の競争が非常に激しくなっていると感じております。その背景には、急激に進む人口減少と少子化があると考えます。

美里町も18歳までの子ども医療費無償化や保育園での副食費の無償化等、子育て政策を実施してきましたが、他の自治体でも同等、あるいはそれ以上の支援策を展開されている現状でございます。

そこで、新年度予算案におきまして、新たな子育て支援策として、三つを提案させていただきます。

一つ目が、ゼロから2歳児の保育料の無償化です。現在、3歳以上の幼児教育、

保育の無償化は国の制度でなされておりますが、ゼロから２歳児は非課税世帯など一部を除いて無償化の対象外となっております。今回、町独自で、ゼロから２歳児の保育料を無償化できれば、幼児教育、保育の完全無償化が確立されることとなります。

二つ目が、現在、国から給付されている出産応援給付金５万円と子育て応援給付金の５万円に対し、町独自でそれぞれ２万５,０００円を上乗せ給付するものです。なお、今回の町独自分につきましては、令和４年度の補正予算にも一部計上しております。この上乗せによりまして、出産直後からの経済的負担を少しでも抑制できればと考えているところです。

三つ目が、小学校・中学校の給食費の半額助成です。この助成によりまして、子育て世帯の保護者の経済的負担軽減を図ってまいります。

限られた予算の中で、今できる効果的な支援策を提案させていただいている状況であり、引き続き、美里町で子育てをしたいと思われるような体制であったり、環境の整備にも努めてまいります。

○議長（上田 孝君） 今田君。

○９番（今田政行君） 子育て支援策だけで解決するとは思いませんけども、やはり独自の支援策というのは非常に大きなことだと考えております。今、新年度からの新たに３点の取り組みをされるということで発表いただきましたけども、どうぞ早急に対策をとっていただきたいというふうに思うところでございます。

また、平成２９年３月に発刊されました、美里町子育てガイドブックについてお尋ねいたしますが、子育てに関する施策をまとめたもので、言わば子育ての便利帳の役割もあるかと思えます。

現在、美里町子育てガイドブックは、活用されておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川幸生君） ご説明をいたします。

「みさと子育てガイドブック」につきましては、子どもが生まれる前から１８歳の期間において、子育てステージに応じた、子育てに関する支援や障がい福祉サービスなど、子育て支援を担う関係課が所管する支援メニューを１冊に集約したガイドブックとなっております。

このガイドブックの発刊につきましては、平成２９年３月に３,０００部作成し、実際に子育てをしている家庭やこれから子育てを始める家庭などへ配布されており、「町内の子どもたちをもっと元気に！」という応援メッセージをいただき、町商工会、町内の事業所も一体となって、子どもの成長にご協力いただき、発刊

された経緯がございます。

その後、令和３年３月に５００部作成し、ガイドブックの記載内容について修正を加え、福祉課において取りまとめられ、発刊されております。

現在は、このガイドブックをですね、妊娠届出に来られた保護者の方へ配布をし、町の子育て支援メニューについて内容を紹介し、これから安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田君。

○９番（今田政行君） このような媒体を利用しまして、お母さんだけでなく多くの皆さんにしっかりＰＲするということが大事じゃないかなと思います。

最初に発刊された平成２９年度ですけども、その後条例改正等がありまして、変更箇所があると思います。しかし、当初は多くの事業者からご協力をいただき、発刊に至っております。変更が生じるとき、どのような対策を取られるのか、年度ごとに作成されておられるのかお尋ねいたしますが、変更もあると考えからいけば、庁舎内で、カラーコピー等で作成するということは考えられませんか。以前いただいた、ここに広島県の世羅町の子育てハンドブックというのがありますけども、手作りなんですよね。こういうことで、差替えも即できるというふうに思われますけども、総体的に考えて、どちらが有利なのかわかりませんが、そこのお尋ねしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川幸生君） ご説明申し上げます。

議員ご質問の、条例改正等で変更が生じた場合、年度ごとに変更作成されておられるのかというようなご質問ですが、国の子育て支援に関する制度改正が近年毎年のように改正されております。改正後のガイドブックの変更作成はですね、今現在進んでいない状況となっております。

ガイドブックの支援メニューの中には、支給額の紹介や、費用助成額など、詳細にわたり記載されているところではございますが、国の制度改正に伴う最新の情報につきましては、対応できていない状況でございます。

このため、ガイドブックに記載がない最新の情報につきましては、別途チラシを作成し、対象者の方へ配布するとともに、国・県からパンフレットの配布等があった場合は、ガイドブックと併用しながらお知らせすることも可能と考えております。

なお、広報紙やホームページにおきましても、子育て支援に関するリアルタイムな情報の発信に努めて、美里町で安心して子育てができる環境の整備に努めて

まいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田君。

○9番（今田政行君） 今の、その都度対応ができていないというようなことだったか
と思いますけども、改正があればですよ、できるだけ早くスムーズに知らせると
いうのが基本だろうと思っておりますけども、年度ごとにですよ、改正していけ
ば、そのところはクリアできるんじゃないかなと思いますけどもどんなですか。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員のおっしゃいますように、年度ごとに改正して、発刊して
いければ一番いいのかもしれませんが、発刊するには、今は外注しておりますの
で、それなりに予算が必要ということでございます。

ただ、子育てをされる方々といいますのは、もうスマホ世代でございます。で
すので、もう紙媒体でいろんなお知らせをするのではなくて、美里町のホームペ
ージを覗いていただいて、そこで子育て施策については全てわかるというような
環境を作っていくことも必要だと考えております。

そういった意味では、新年度におきまして、ホームページをリニューアルする
予算も提案をさせていただいております。もう、見たらすぐ子育てのメニューが
わかるというようなホームページを念頭に作成をしていきたいと考えているとこ
ろでございます。

○議長（上田 孝君） 今田君。

○9番（今田政行君） 今、町長からホームページの話もありましたけども、ホームペ
ージ、またこういうふうないろんな媒体を使いながらですね、やっぱり美里町と
いうのをいかにアピールするかということだと思います。そういうことで、いろ
んな施策の中で、方法の中で、アピールをしていただきたいというふうに願うと
ころであります。

ただ、子育て支援策だけで問題が解決するとは思いません。支援対策を利用す
るためには、やっぱり美里町に住んでいただかなければならないわけでありませ
うけども、住むための住居はどうなっているのか、また、仕事はどうなのか、また、
教育はどうなのか、いろんな要件があります。

その中で、住環境について、いろんな形態があると思いますが、空き家バンク、
あるいは町営住宅関連、民間の賃貸住宅、あるいは戸建て、ありますけども、ま
ず、町営住宅について、これもう全体で構いませんけども、入居率がわかればお
尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

現在、建設課で管理をしております町営住宅につきましては、公営住宅法が適用された団地が、災害公営住宅を含め14団地、特定優良賃貸住宅が1団地、町単独住宅として熊本地震で被災者の応急仮設住宅として建設をされた後、改修整備を行った賃貸住宅を含めた4団地の、計19団地、254戸となっております。

入居者の状況といたしましては、令和5年2月28日現在で、空き家の戸数が政策空き家戸数を含め13戸で、入居率は95%となっております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田君。

○9番（今田政行君） 場所によってですね、入居希望者が多い所、そうでない所があると思いますけども、やはり誰もが住みたくなる住まいでなくてはなりません。

第2次振興計画の基本計画にも、町営住宅建設事業とありますが、建て替えを必要とする所もあるかと思います。その計画についてお尋ねいたしますが、併せて従来の町営住宅タイプではなく、若者が好むようなマンション形式の、例えばPPP事業、あるいはPFI事業の導入ができないものか、併せてお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 町営住宅につきましては、ほとんどの団地が昭和50年代から平成の初めごろに建てられており、耐用年数を経過した団地の今後の活用方法として、長寿命化を図るための修繕や建て替えなどを検討する必要があると考えております。

なお、建て替えを検討するに当たりましては、一部の町営住宅が、熊本県の指定する土砂災害警戒区域イエローゾーン内に位置していること、それから、町の将来的な人口減少を見据え、コンパクトシティへの取り組み等も勘案する必要があること、また、中央北地区におきましては、水道事業の進捗状況などを考慮する必要があることなど、これらの事柄に加え、町の財政状況も十分配慮した上で、統合建て替えなど、今後計画していきたいと考えております。

併せて、若者世代の定住や町外からの移住者の受け入れ先として、中堅所得者を対象とした地域優良賃貸住宅整備事業なども公営住宅の建て替えと併せて検討していきたいと考えております。

また、その建設の方法につきましても、住宅建設や維持管理、運営等を官民連携で行うPPP事業や、民間の資金、能力を活用するPFI事業の導入についても検討していきたいと考えております。

先ほど議員がおっしゃいましたように、若い人たちが入れるような、そういつ

た住宅というものも今後はですね、しっかり考えて建設していく必要があるというふうに考えております。

○議長（上田 孝君） 今田君。

○9番（今田政行君） やっぱ若い人が、一人で住めるようなですね、所も必要じゃないかなと常々思っていたところでございます。

また、仕事についてが、町内での就業が非常に厳しいものがありますけども、町内に働く場所がないとよく言われます。有安地区の工場跡地の活用、また、工場用地も考慮しながら企業誘致に努めていただきたいと思います。前回の定例会での一般質問にもあり、重なるかと思っておりますけども、企業誘致についての町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 企業誘致は、人口減少対策の重要な施策の一つとして認識しているところです。現在、T S M Cの進出決定以降、熊本市北部地域には多くの半導体関連企業の進出が見込まれており、さらにソニーの第2工場建設やT S M Cの第2工場建設の話も取りざたされておりますが、その北部地域ではすぐに用意できる産業用地や住宅用地が少なくなっているということが問題となっております。

美里町には、すぐに用意できる有安地区産業用地、これは今解体をし、整地をしているところでありますが、有安地区の産業用地がございします。スケジュールや地価の安さなどを重視する企業であれば、候補の一つに十分なり得ると期待をしております。

そこで、企業誘致の呼び水になればとの思いから、近隣市町村との競争にも負けない優遇措置の一つとして、今議会におきまして、美里町企業立地促進条例の改正を上程し、昨日ご承認をいただいたところでございます。また、この企業誘致の際に、大きな足かせとなりますのが農振の問題でございします。農振除外の、その農振除外の要件緩和につきましても、宇城市や宇土市と連携して、県に対して要望活動を行っていくということで、今協議をしているところでございます。

もっと、県北だけではなくて、この県央にですね、光が当たるようにしてほしいという要望を行っているところでございます。

町といたしましても引き続き、様々な策を考え、企業誘致に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方も、どうかご支援・ご協力のほどをよろしくをお願いを申し上げます。

○議長（上田 孝君） 今田君。

○9番（今田政行君） T S M Cの半導体工場に関する半導体関連企業の工場が、新設

あるいは増設の計画が30件を超えているという情報もあります。

我々も含めて、実現に向けて進めていけばと思うところであります。

続きまして、教育についてでございますけども、先ほど2番議員から、中学校統合問題についての質問があり、重複する部分があるかと思いますが、私の目線から質問をさせていただきたいと思います。

小中学校の教育においては、しっかり取り組んでいただいていることに対して、敬意を表するところでございますけども、出生数で、直近の6年間で180名であり、現状の学校体制で果たしてよいのだろうかと危惧するところであります。中学校の統合問題、以前ありましたけども、平成30年の12月の議会におきまして、町長が示された方針といたしまして、現時点での中学校の統合は難しい、また、児童生徒の意識を高める必要があり、学校間交流を活発にする、平成29・30年度に生まれた子どもの数から、10年後のことを考える必要があるということを言われておられます。

10年後ということであれば、令和10年であり、今年が折り返しの年になります。よって、準備をスタートさせなくてよろしいでしょうかということですが、やはり一番中心となるのは、保護者の方、あるいは今後保護者になられる方だと思いますし、その方々の意見の集約だと思います。よって、学校統合についての再検討はなされないのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 美里町における近年の出生数を見ますと、将来の学校運営並びに授業のあり方や校内イベントの開催等に、大きな影響が出てくるのではないかと危惧しているところでございます。

この学校統合の問題は、平成30年12月議会におきまして、事実上棚上げした状況でございまして、今日に至っております。あの時に感じましたのは、学校は子どもたちと同様に地域の宝であり、その現状を変更するためには、地域の理解が重要であるということでございます。また、どちらかの学校を使うとなると、総論では賛成の方も、各論では立場が変わられる方が増える傾向にあるということ、また、行政や教育委員会だけで進めても、理解と賛同を得られないこと、そういうことをあの平成30年に感じたところでございます。

とは言いましても、あれから5年が経ちました。学校間の交流も、コロナ前は頻繁に行われておりましたが、コロナ禍で以前のようにはいかないところもあったというふうに聞いておりますし、部活動の社会体育移行の問題等も非常に難しい問題があるというふうに伺っております。

このような状況を踏まえまして、学校の位置であったり、あるいはスクールバ

スの台数、そういった条件を設けずに、まっさらの状態で児童生徒、あるいは現在の保護者の方々、あるいは今後保護者になられる方々、そういった方々の話を一度しっかりと聞かせていただければというふうに考えるところです。

その上で、どの方向性が子どもたちにとって最良であるか、そのためには何をすべきか、など、多くの方々を巻き込みながら、慎重に進めてまいりたいと考えます。

○議長（上田 孝君） 今田君。

○9番（今田政行君） 今、お話のとおり、しっかりと準備をする必要があるんじゃないかなというふうに感じるところでございます。

続きまして、農業振興についてお尋ねをいたします。

本町の基幹産業であります農業が、従事者の高齢化と担い手の不足等によりまして、農業者数が減少の一途をたどっております。

農地の保全、集落機能等の危惧がされておりますが、遊休農地ももう500ヘクタールを超え、まだ増加を続けております。今後、遊休農地対策が重要な課題になるのではないかと思われますが、現在、農作業受託組織により、大型機械での作業を中心に、作業受託をされておられ、多くの農家は受託組織であればこそ農業を続けられるという要因になっていますが、今後もっと農業者数が減少すれば、委託作業も減少し、遊休農地が増えていくのではないのでしょうか。

そこで、遊休農地防止の観点から、農業経営を営む法人組織、これは集落営農も含みますけども、その組織づくりの手助けはできないものか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 本町の農業につきましては、農業者、農業従事者の高齢化によりまして、離農される方が増え、農業者の担い手不足が喫緊の課題となっております。

また、担い手不足と同時に、遊休農地や耕作放棄地につきましても、中山間地域で、地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域を中心に増加が進んで、今後の対策が必要不可欠であると考えております。

このような状況の中、各地域での法人組織や集落営農組織の立ち上げにつきましては、担い手の確保や遊休農地削減の観点からも、効果的な方法であると理解しているところでございます。

しかしながら、法人組織や集落営農組織の立ち上げにつきましては、何よりも地域であったり、組織のリーダーとなる方が必要であることに加えまして、経理の一元化や事務を担う人材の確保など、幾つもの課題を解決する必要がある、新

たな農業法人組織や集落営農組織の立ち上げが、これらの課題があるために進んでいないということになっております。

町といたしましても、先ほど述べましたように、法人組織や集落営農組織の必要性和有効性というものは十分に認識をしております。今後、今あります受託組合であったり、機械利用組合の方々とも連携をさせていただいて、法人化や集落営農組織への移行ができないかなどのご意見を伺ってまいりたいと思いますし、もし、移行したいといった意見が出た場合には、町でしっかりと支援できる体制というものも整えていきたいと考えております。

また、その受託組合、あるいは機械利用組合以外の方々でも、法人化したいというようなご相談がありましたら、ぜひ町の経済課のほうにお問い合わせをしていただければ、いろんな意味でお手伝いができるのではないかと考えるところでございます。

○議長（上田 孝君） 今田君。

○9番（今田政行君） 組織ができればですね、雇用の場ができ、また遊休農地対策にもつながるということではないでしょうか。ぜひ、ご一考いただくように希望するところでもあります。

また、農業を営みたいという、仮に移住定住の方がおられましたらですね、そういう組織ができておれば、そういう所で研修、勉強もできるというかたちになりますので、ぜひお願いをしておきたいというふうに思うところでございます。

次に、移住相談、2年連続最多ということで記事が新聞紙上に掲載がありました。これは、NPO法人ふるさと回帰支援センターが受け付けた、移住相談件数で、前年から5.7%増の5万2,312件があり、2022年移住希望地ランキングの14位に熊本県が載っておりました。すごいことだなあと思ったところですけども、そのような中、本町としましても、ぜひ移住定住に力を入れていただきたいというふうに思うところでございますけども、そこで、農業を職業として移住してこられた方がおられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺経済課長。

○経済課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

本町におきましては、農業を職業として移住定住された農業者は3名おられます。

現在も美里町に住所を有し、営農を継続されておられます。作型につきましては、露地野菜の栽培から畜産まで様々で、どの農業者におかれましても精力的に農作業を行われておられます。

今後も、町外からはもちろんのこと、町内でも農業を営む意思がある方の情報

があれば、積極的に関わり合いを持ちながら、友好な関係を構築するとともに、支援し、担い手の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田君。

○9番（今田政行君） ぜひ、担い手の確保ということで、ご尽力をいただきたいというふうに思います。

新型コロナウイルス感染症の影響が続き、首都圏近郊を中心に、地方移住への関心が引き続き高まっていると分析をされておられます。

美里町にも、住みたいという人が必ずいるはずでございますので、ぜひマッチングできるように対策を願うところであります。

最後になりましたけども、農業共済掛金に対して助成はできないかというふうなお尋ねでございます。

世界情勢が激変する中で、燃油高騰、物価高で、農業生産者も大きな打撃を受けておられます。また、頻発する自然災害や農産物の価格の低下も相まって、厳しい状況下にあるというのはご案内のところでございますけども、美里町の基幹産業である農業を継続的、また安心して行っていける収入保険掛金、また、水稻共済掛金への助成はできないものか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 水稻共済、収入保険ともに、農業経営を行う上での様々なリスクに備え、農業者自らが加入する保険制度となっております。

この質問に関しましては、以前も議員のほうから質問をいただいているところでございます。いろんな話をお伺いすると、それぞれの自治体でいろいろ補助を出しているという所も増えてきたというような話も聞いております。こちらでもいろんな情報収集をしましたところ、令和3年度から、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を活用して、農業経営収入保険の保険料を一部補助された市町村があったというふうに伺っており、一時的に増加した経緯があると伺っているところでございます。

これは、前回のときもお答えをさせていただきましたが、もし、町が補助を行うとするならばですね、その妥当性であったり、ほかの産業との整合性、平等性なども含め、慎重にやっぱり検討していく必要があるというふうに考えております。そういった意味では、今、この水稻共済掛金、収入保険掛金等へ助成をされている自治体というものが増えているというようなお話もありますので、そういった所にですね、お話を聞かせていただいて、例えば、ほかの産業の人たちとのその関わりですね、ほかの産業の人たちから何も声が出ないのかとか、そういっ

たことも含めて、どういう制度でそういう助成をされているのか、そういったお知恵をお伺いをしたいというふうに思います。

これは、恐らくうまくいくまではずっと質問されるのかもしれませんが、しっかりほかの所がですね、できているのに美里ができないと、それは何でかといったところも研究をさせていただければと考えるところでございます。

○議長（上田 孝君） 今田君。

○9番（今田政行君） 他産業との兼ね合いとかですね、全体的な中から、一部だけに補助というの、町長が心配されるところかと思えますけども、一部かもしれませんが、言えばこの中山間地域の中でしっかり頑張っておられる農業者に対してですね、手を差し伸べていただければという思いから、質問をさせてもらったところでございます。

ちなみに、隣の宇城市も今年からかな、収入保険のほうの助成をされるということでもありますので、今後検討をされるということでもありますので、ぜひよろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして今田政行君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を15時10分といたします。

—————○—————

休憩 午後2時54分

再開 午後3時10分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、6番、坂田竜義君の一般質問を行います。坂田竜義君。

○6番（坂田竜義君） 6番、坂田竜義でございます。

一応、質問は4項目予定はしております。ほとんど国の予算、あるいは地方財政対策等に関連する部分の4項目でございます。

一つは、新年度の町予算について、2点目がデジタルトランスフォーメーション計画について、3点目がグリーントランスフォーメーション計画について、4点目が地方財政計画のその他の重点項目について、順次質問をいたします。

国の予算はもうちょっと概略、導入部分で申し上げたいと思いますが、今、国会の衆議院を通過いたしまして、自然成立ということで年度内には、国の予算も成立するという状況になっております。初の114兆円という大きなですね、規模の額になっておりますけれども、規模ありきで後世に禍根を残す予算というのがですね、そういう見方をしている一人でございます。

特徴的には、防衛関係予算が11年連続で過去最大の更新をしておるというのが大きな特徴でございます。それとこの防衛関係予算については、43兆円ですか、そういった大きな額だけ先走りをしているような気がいたします。

それから、子ども関連の予算についても、倍増倍増と言われますけれども、その財源の確保の議論というのはほとんどされておらないということではないかと思えます。

3点目は、社会保障関連費については、過去最大を、扶助費等が当然増大しておりますので、過去最大を更新し続けておると、公共事業の関連は補正予算頼みになってると、それからGXの関係、グリーントランスフォーメーションの関係、それから物価高騰の関係もなかなかその、言葉では出ておりますが有効な予算がついてないように思います。そういった特徴があるだろうと思っております。

地方財政計画につきましても、後の関連で申し上げますけれども、地方財政対策を受けまして、町の予算も先日、予算が今提案されております、69億4,700万円というですね、規模で提案されておるところでございます。

そこで、町長の施政方針の中でも明らかにされておりますけれども、今年度の本町予算の重点的な施策の重点は何かということを、まずお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 令和5年度の施策の重点項目についてのご質問でございます。

現在、国におきましては、新型コロナウイルス感染症の発生から3年が経過したことを受け、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた新たな段階への移行が進められております。このような中、本町におきましては、物価高騰対策、子育て支援、マイナンバーカードの取得促進など、住民生活に直結する分野に重点を置いたまちづくりに努めてまいってきたところです。

それらの施策に加えまして、本年度から水道未普及地域の解消に向けた上水道の整備が始まります。併せて、美里町で安心して子どもを産み、子育てができる環境づくりの取り組みといたしまして、町独自でゼロから2歳児の保育料を無償化することによる保育料の完全無償化や、小中学校給食費の半額補助、さらには、国が実施する出産子育て応援給付金に町独自でそれぞれ2万5,000円の給付金への上乗seを行っております。

また、デジタル活用による住民サービスの向上に向けた取り組みといたしましては、まずは両庁舎及び東部出張所におきまして、公金の支払いを専用の機械で納めていただくことができる公金ステーション及びセミセルフレジの導入を行います。

また、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアで早朝か

ら深夜まで、各種証明書の取得を可能にするコンビニ交付システムの導入を行ってまいります。

なお、昨年までは、令和4年度の予算までは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これが約2億円ございました。しかしながら、今回ははっきりまだわかっていない状況でありますので、美里町としては、それを皆減をさせていただいております。ですので、非常に厳しいやりくりになってございますが、令和5年度も少子高齢化や人口減少社会への対応、また、産業の活性化や雇用創出、さらには自然災害に対する危機管理など、多くの課題に対応しながら、オール美里で町民一人一人が幸せに暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） それでは、この2点目の地方財政計画の収支の特徴について、お尋ねをいたします。

令和5年度の地方財政計画によりますと、92兆400億円ということでございます。一般財源総額45兆535億円ということになっておりまして、過去最大というふうになっております。

前の質問の中でも出ておりますけれども、交付税総額は非常に順調に増えてるということございまして、逆に、地方財政の健全化の目的と思っておりますけれども、臨時財政対策債が大幅に減っておりますところでございます。全体としてこの地方財政計画の収支の特徴について、どうなっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

国が示しています令和5年度の地方財政計画の概要につきましては、通常収支分の歳入に当たります地方の財源確保分としまして、地方交付税などの一般財源総額につきましては、令和4年度よりも上回る額を確保するとされております。

そこで、本町におきましても、大きな財源となっています地方交付税につきまして、国では前年度比1.7%増額の見込みとなっておりますので、本町の本年度の普通交付税は、前年度より7,300万円多い33億994万5,000円を計上いたしているところでございます。

また、地方交付税の振替として発行する臨時財政対策債につきましては、地方財政の健全化を図るため、前年度比44.1%減となっておりますので、本町におきましても、前年度より7,214万7,000円少ない2,385万3,000円を計上いたしております。

続きまして、歳出の主なものとしましては、国では、地域のデジタル化の推進

や地域の脱炭素化の推進、また、物価高騰への対策など14項目を重点項目として挙げられております。

その中の一つの、地域のデジタル化の推進につきましては、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取り組みなどを一層推進するため、地域デジタル社会推進費の事業期間を令和7年度まで延長し、住民サービスの向上のための取り組みに係る事業費をマイナンバーカード利用分特別枠として、500億円増額するとしています。

本町におきましては、マイナンバーカードを利用した、各種証明書のコンビニ交付サービスの導入や、行政手続のオンライン申請などに係る予算を計上いたしております。

二つ目の、地域の脱炭素化の推進につきましては、地方公共団体がグリーントランスフォーメーションの実現に向けた公共施設等の脱炭素化の取り組みを計画的に実施できるよう、新たに脱炭素化推進事業費を計上し、脱炭素化推進事業費を創設することとされています。

三つ目の物価高騰への対応につきましては、学校や図書館などの自治体の施設の光熱費の高騰を踏まえまして、一般行政費を700億円増額することとされております。

そのほか、子ども・子育て支援の強化としまして、令和4年度から実施されています出産子育て応援交付金の地方負担に対し財政措置がなされ、本町におきましても国の交付金に上乗せを行い、子育て家庭の経済的負担軽減を図るための予算を、令和5年度も計上いたしているところでございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） わかりました。わかりましたと言うか、また、2番・3番に関連がございますので、その所でお尋ねをいたします。

で、1番目の3点目ですね、自伐型林業の今年度の重点について何かということなんですが、一般会計の令和4年度の補正予算の中で、地域おこし協力隊の報償費、それと活動費ですか、約350万強の減額補正というのがございましたですね、で、結局自伐型林業の担い手である地域おこし協力隊の隊員の募集をするけども、なかなか手がないと、こういう現実ですね。ですから、本年度の予算の説明の中では、3名の地域おこし協力隊を募集するということでの予算が立ててございますけれども、そういうことも含めて、また、環境税ですね、の環境譲与税の関係も含めて、自伐型林業の今年度の重点、これについて、何を重点にされるか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明申し上げます。

自伐型林業の重点は何かというご質問ですが、昨年に引き続き、令和5年度も自伐型林業のスキルアップを目的に、町内外の方が自伐型林業を目指すために、チェーンソーの作業資格取得や伐倒・造林の研修及び壊れない作業道の開設研修、現地で実際に間伐を行うための選木、間伐材を作業道まで運ぶ運材研修などを行います。

また、持続可能な林業従事者を育成する観点から、芳ノ谷町有林を提供することで、各種研修会や本年度も募集する地域おこし協力隊の研修場として活用し、次世代につながる林業を目指します。

しかしながら、県内はもちろん、全国で広がりつつあります自伐型林業は、林業機械の導入や間伐の調整率、間伐率ですが、国の補助事業要件に該当をしないのが現状でございます。

今後は、研修会や地域おこし協力隊を募集しながら認知度を深め、環境譲与税の配分率の見直しとともに、自伐型林業が重要な国の施策となり得るよう美里町から発信してまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） だから、実態がなかなか地域おこし協力隊が、今度は3名募集しますよと言ってもなかなか、はっきり言ってですね、そう簡単にいくのかなって思うんですね。ですから、いろいろ固有名詞を上げませんけれども、町にもいろいろ林業専門に仕事されてる方も何人もおられますし、また、例えば、今度チェーンソーの講習だとか伐倒とか、材を運ぶ研修、あるいは作業道の研修、私も2回ほど参加をしておりますけれども、やっぱりそういう人の中からですね、協力隊はその町に住んどると該当しないということですから、ほかの町から研修に来た人が、例えばおったりすれば、そういう人を例えばもう頼み込んでですね、協力隊になってもらうとか、あるいは、町内に住んでおられる方がおられれば、例えばその地域おこし協力隊に該当しなくても、いわゆる会計年度任用職員とかですね、いろんなかたちでやっぱり人を持って来るとなかなか先に進まないわけですね。高知県の佐川町とか、我々もあちこち視察に行きました。今度も行こかという話もありますけれども、ただ、私の頭にはイメージがありますけれども、頭でっかちになって、地元の実際の人づくりが進まないならですね、なかなかいい構想があっても、なかなか先に進まんと思うですね。ですからそれを本当に具体的に人をやっぱり、そういう研修に来た人から見つけるとか、やっぱり

地域おこし協力隊でぼっと来てもですね、草刈り機も使えない人が大半なんですね。チェーンソーなんかもっと使えない。我々は日頃からやりよるからわかりますけど、ただすぐぼっと出て、「なら、チェーンソーば使え」と言ってもですね、やっぱり半年以上も訓練しないとケガでもするということですから、それよりも、その一番身近に考えれば、その研修に来た人、例えばですよ、そうしてくれということじゃなくて、例えばそういう研修に来るということは大変意識の高い人だと思いますから、そういう人をやっぱりもう、協力隊でできなければ会計年度任用職員とか、いろんなほかの方法も使ってですね、やっぱり短期間に雇うとか、いろいろそういう知恵を働かせてしなければ、なかなか先に進まんという、本当に実感として思うわけですよ。

だから、そういうことで、ぜひですね、取り組みを進めていただきたいと、このように思います。

それでは、2番目は、デジタルトランスフォーメーション計画と、非常に最近ではカタカナ語とかですね、英語の造語が増えまして、我々もわかりませんし、町民の方も何のこっちゃと、非常に言葉がわかりにくいわけですね。ですから、余分なことですが、できれば今度は広報紙の中で、そういう用語解説とかですね、ぜひ機会を捉えてやっていただきたい。ソサエティ5.0と言ったっちゃですね、わからんわけですよ。ソサエティ5.0とか、DXとかGXとか、新しくその行政では、中央省庁は頻繁に使いますが、一般町民は全然わかりませんから、そういうこと用語解説あたりも広報紙でぜひですね、していただきたいと思います。

それで、先ほど総務課長から説明ございました。この地方財政計画の収支の特徴について、詳しく話がありました。その中で、歳出の特徴の中で、一般行政経費42兆800億円というのがございますが、その中に、デジタル田園都市国家構想の反映というのが出てまいります。ですから、DXと、トランスフォーメーションというのは、変化とか変容とか直訳するようになるようですけども、もうここにデジタル田園都市国家構想と言ったほうがよっぽどわかりやすい、漢字があるから、私はそう思いますけどね。ただ、「DX、DX」とみんな言うから、使わないとしょうなかですけども、ただその、デジタル田園都市国家構想の反映ということで、先ほどもありますように、公共施設の光熱費の高騰を踏まえた経費対応、あるいは、デジタル田園都市国家構想事業費の新設ということでですね、出ております。従来の、いわゆるまち・ひと・しごと創生事業費とですね、地域デジタル社会推進費というのが、もう一緒になりまして、デジタル田園都市国家構想事業費と、こういうことになっております。

まち・ひと・しごと創生事業費というのは、地方創生推進費に改称されまして、

総額 1 兆円というのは変わりませんが、結局、地域デジタルのほうと一緒に
なってしまったと、こういうことでございます。

それで、石破大臣が大々的に打ち出された「地方創生」という言葉がですね、
どうも最近ではトーンダウンしてですね、担当大臣は誰だろかと思うくらいの状
況になってるのかなと思います。岸田政権の政策に合わせた、これ便宜的な見直
しではないかと思うところでございます。

今回の地方創生とデジタル推進との包括化ですね、一緒にした時の政権の政策
に合わせた場当たりの見直しではないかというふうに識者は言ってる人もござ
います。

そういうことでありますけれども、その中で、このいわゆるまち・ひと・しご
と創生事業費が地方創生推進費になりましたけれども、DX だけでなく全体的
な従来の経緯も踏まえて、今年度の地方創生推進費はどう使っていくのか、お
尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員おっしゃいましたように、デジタル田園都市国家構想交付金の中には、三
つの交付金がございます。その中で、本町では、地方創生推進交付金とデジタル
田園都市国家構想推進交付金の活用を考えております。

まず、地方創生推進交付金につきましては、平成 28 年度より産業連携推進事
業に活用しております。また、令和 2 年度からは、恋人の聖地を持つ自治体同士
が連携しまして、「恋人の聖地観光誘客連携による地域活性化事業」を行って
おります。さらに、令和 4 年度からは、「緑川を中心に地域資源を活かした活性化
プロジェクト事業」としまして、甲佐町と連携し、主に交流人口でしたり、関係
人口の創出事業に活用を行っているところでございます。

令和 5 年度におきましても、先に述べました地方創生推進交付金を活用し、こ
れまでの取り組みを発展させたかたちで取り組んでまいります。

また、2 点目ですが、デジタル田園都市国家構想交付金につきましては、令和
4 年度で、税金や手数料等をコンビニやキャッシュレスで納付ができるように、
今環境整備を行っているところでございます。

令和 5 年度におきましても、デジタル活用による住民サービスの向上事業とし
まして、マイナンバーカードを利用した、先ほど説明しましたが、全国のコンビニ
エンスストアで各種証明書の取得が可能となるコンビニ交付サービスでしたり、
あとは中央庁舎・砥用庁舎をテレビ電話で結び、一方の庁舎に行かなければでき
なかった手続や相談を可能にするテレビ会議システムの導入を計画しているところ

ろでございます。

あと、町長からもありましたけども、税金や手数料等の納付処理がスピーディに行える公金ステーション等の導入に、当該交付金を活用する事業申請を行っているところございます。

併せまして、現在町で進めていますeスポーツでいい里づくり事業につきましても、令和5年度から当該交付金を活用するよう、同じく事業申請を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） それでは、2点目の、町のDX計画の重点と推進体制について、お尋ねいたします。

町では、昨年12月ですか、町のデジタルトランスフォーメーション計画が策定をされました。その概要版についても一応いただいておりますけれども、先日12月の10日の熊日新聞に載っておりますけれども、これは芦北町の記事がですね、載っております。「DX推進、町をよりよく」ということで、ここでは、芦北町では昨年の6月にデジタル化推進本部、町でも設置されておりますけれども、研修はDMM社ということで、提携のインターネットの関連会社に100万円で委託をしてですね、そのグループ企業のインフラトップという企業が実施したということで、詳しく載っております。とにかく、町もそういうことで推進体制をつくっておられて、いろいろ計画をされているかと思いますが、やっぱり住民が何に困っているかを最も理解しているのは現場の役場職員であると、DXは一つの手段だが、町をよりよくできるように結び付けてほしいというのが、この企業のリーダーの言葉として出ております。

そういうことで、町のこのデジタルトランスフォーメーション計画の重点と推進体制、これがどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

町では、第2次振興計画によるまちづくりを、DXの観点から下支えし、側面から支援する計画としまして、美里町DX推進計画を昨年12月に策定したところでございます。

DX推進計画の基本方針としまして、「デジタル活用による住民サービスの向上」、「地域のデジタル化の推進」、「行政内部のデジタル化の推進」という、三つの基本目標を掲げております。令和5年度における重点取組としましては、基本目標1のデジタル活用による住民サービスの向上では、マイナンバーカード

を利用した各種証明書のコンビニ交付サービスの導入でしたり、町のホームページ内でのＡＩチャットボットによる問い合わせ対応のデジタル化、先ほど言いましたが、両庁舎をつなぐテレビ電話システムの導入なども実施し、住民の利便性の向上を図ってまいります。

次に、基本目標２の地域のデジタル化の推進では、地域住民がデジタル化から取り残されることがないように、スマートフォン等の使い方を教える講習会の開催や、学習用端末を使った学校ＩＣＴ教育の充実を引き続き実施してまいります。

基本目標３の行政内部のデジタル化の推進におきましては、行政の業務の効率化につながるシステムの導入を検討してまいります。

推進体制としましては、全庁的・横断的にＤＸを推進することが重要であることから、町長、副町長、教育長、管理職で構成される内部組織である美里町ＤＸ推進本部会議のもとで、各種取組の推進や進捗管理を実施してまいります。

また、各課横断する事業に取り組む場合は、職員によるワーキンググループを設置するとともに、専門的見地からの助言ができる外部人材の活用や内部のデジタル人材育成に関する国の支援も検討し、計画推進に努めてまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○６番（坂田竜義君） 続きまして、先ほども出しましたこの地域デジタル化社会推進費ですね、これについて、５００億円を追加してございまして、マイナンバー交付率の高い上位３分の１以上に割増補正と、ただ交付率の低いところも不利な算定はしないということでございますけれども、この地域デジタル化社会推進費は、どのような事業になるのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

地域デジタル化社会推進費につきましては、議員おっしゃいましたように、交付税の算定としてされておりますが、本町におきましては、先にご説明申し上げました、美里町ＤＸ推進計画の基本目標２で掲げています地域デジタル化の推進事業を実施してまいります。具体的には、地域住民が、先ほど言いましたようにデジタル化から取り残されることがないように、スマートフォン教室等の講習会を開催する予定でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○６番（坂田竜義君） わかりました。わかりましたというか、次に関連もありますの

で、3点目のグリーントランスフォーメーション計画について、お尋ねをいたします。

この、今度の地方財政計画の中でもですね、非常に、このグリーントランスフォーメーション計画については重点を置いてあります。とりわけ、国の重点項目として挙げられておりまして、「地球温暖化や環境破壊、気候変動などを引き起こす温室効果ガスの排出を削減し、環境改善とともに経済社会システムの改革を行うという対策」という解説がされております。これは世界中の企業が対策をしております、いろんな2050年までに温室効果ガスをゼロにするというですね、いわゆるカーボンニュートラルということで、取り組みが進められているところでございます。

このGX計画については、私はもう法律が成立したかなと思って、注視しておりましたけれども、まだ2月の、閣議決定はされておりますけれども、今開かれている国会で法律ができると。まだできたというのは聞いておりませんが、恐らく今国会中に成立するものというふうに思っております。

それによりまして、この自治体に対してもですね、いろんなその財源措置も含めて、国からの要請というのがですね、一応この閣議決定された中身を見ますといろいろ出てきております。

ですから、その具体的な指示、総務省等からの指示はまだ当然来てないかと思っておりますけれども、当然これは、町独自の再生エネルギーの関係の計画は既にできておりますが、この国の計画を受けての計画というのは、新たに、当然つくらなければならないと思っておりますけれども、この辺りの今後の予定といたしますか。何に重点を置いていくのか。この辺りをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 国では、昨年7月から開催されておりましたGX実行会議におきまして、基本方針が取りまとめられ、その後パブリックコメント等を経て、議員がおっしゃいましたように、本年2月10日に、GX実現に向けた基本方針が閣議決定をされたところでございます。

その概要によりますと、エネルギー安定供給の確保に向け、徹底した省エネに加え、再エネや原子力などのエネルギー自給率の向上に資する脱炭素電源への転換など、GXに向けた脱炭素の取り組みを進めること。それから、GXの実現に向け、GX経済移行債等を活用した大胆な先行投資支援、カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ、新たな金融手法の活用などを含む、成長志向型カーボンプライシング構想の実現・実行を行うことの2点の取り組みを進めるというふうにございます。

で、なお、G X実現に向けて必要となります関連法案に関しましては、これも先ほどおっしゃいましたが、現在開会中の国会に提出することとなっており、法案が可決されればG X推進戦略の策定・実行や、G X経済公債の発行、成長志向型カーボンプライシングの導入や、G X推進機構の設立など、そういった個別具体的な動きが出てくるというふうに思います。

これも、おっしゃいましたように、現在国の重点目標となっておりまして、これから国のほうでも、しっかりとした内容を詰めてこられるものというふうに思います。

そういったこともございますので、町といたしましては、現在のところ、それらの動向を注視しながら、しっかりとした計画、重点目標等を定めていきたいと考えている状況でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） また、法律が成立してから、またいろいろ、お尋ねする機会があるかと思います。

続きまして、脱炭素化推進事業費の使途についてお尋ねをいたします。

この地方財政計画の中の投資的経費の中にですね、緊急防災減災事業費に併せて、脱炭素化推進事業費の新設というのが出てきております。その中に、実際における脱炭素化の取り組みとして、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化、公用車の電動化とか、いろいろ例示してございますけれども、この脱炭素化推進事業費の使途について、どうお考えかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

脱炭素化の推進費につきましては、本町に該当するかどうかはあれですけども、本町におきましては、令和5年度の当初予算で、中央庁舎のLED化及び電気自動車の購入に係る予算を計上しております。今回、中央庁舎のLED化につきましては、創設された交付税等の財政措置及び財政負担の平準化等を考慮しまして、実際に工事ではなくリースで整備することが有益であると思われましたので、リースでの整備を検討しております。

また、電気自動車の購入につきましても、他の起債（地域活性化事業債といたしますが）を財源として実施することとしておりますので、脱炭素化推進事業債での活用は見送ったところでもございます。

今後、施設のLED化など、新たな脱炭素推進事業を行う場合には、この脱炭素推進事業債も含めまして検討させていただきます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） それでは、次の地方財政計画のその他の重点項目の関係に移ってまいります。

地方財政計画のその他の部分で、地域デジタルグリーン化などの成長分野の人材育成というのが一つ出てまいります。また、人材確保のための経費の計上、これには先ほど、自伐型林業に関連してきますけれども、地域おこし協力隊のサポート体制の財政措置の拡充ということで、中身は詳しくわかりませんが、その報酬額を上げるとかいろいろですね、言われておるようでございますけれども、そういうもの、それから、地域公共交通の再構築に係る国庫補助事業、あるいは公立病院の新設査定、これはあんまりうちの町には関係ありませんけれども、そういうことが言われております。で、まず、公共施設の光熱費の増の見込みとですね、対策、これをどうお考えかお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

公共施設の光熱費につきましては、令和4年度の所要見込額と令和5年度の当初予算額を比較してみますと、全体では約29%の増額を見込んで計上しております。最も差が多いところでは48%の増額を見込んでいる施設もございます。

光熱費の抑制対策としましては、基本的な節約に努めるとともに、消費電力の低い機器への更新などを行うことも挙げられます。

一度に全ての施設において機器等を更新するのは困難ですので、老朽化等により優先順位を決めまして、実施していくことになります。令和5年度におきましては、先ほど言いましたように、中央庁舎の照明をLED化する予算を計上しております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 続きまして、やはり、地方財政計画のその他の項目の中で、緊急防災・減災事業（対象事業の追加等も含めましてのことですが）の計画について、どうなっているか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

これまで、緊急防災・減災事業債を活用しまして、車中避難所や地域の防火水槽などの整備を実施してまいったところでございます。本年度も、地域の防火水槽の整備を検討いたしておりましたが、用地等の関係で実施を見送っております。が、令和4年度の繰越事業としまして、砥用庁舎の北側の車中避難所の整備を予

定しているところでございます。これにつきまして、緊急防災・減災事業債を活用する予定でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 続きまして、3点目の地域のデジタルグリーン化などの人材育成についてはどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

地域のデジタルグリーン化などの人材育成のご質問ですが、地方公共団体におけるデジタル化の人材育成の確保に関する財政措置が創設されることに伴い、それをどのように活用していくのかというお尋ねであると思われませんが、総務省の資料によりますと、地方団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員の育成に係る経費の約7割を特別交付税で措置するとされております。

これにつきましては、今後創設されるもので、具体的な事業内容等は示されておりませんが、現時点で予算化している事業はございません。

質問の内容とは、多少異なるかもしれませんが、地域のデジタル化の推進につきまして、全ての人にデジタル化の恩恵を受けられる機会を与える、誰一人取り残さないための取組が必要であり、これまで行ってきましたスマホ教室などを実施し、デジタルデバйд解消に努めてまいりたいと思います。

また、本町のDXの取組を推進するために、地域活性化起業人制度を活用し、三大都市圏に所在するICT分野の民間企業等から、専門知識や業務経験などを有する人材の派遣を受け、本町におけるDX事業についての伴走型で、実施での施策や検討、問題解決等の支援を受けることといたしております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 先ほどもちょっと申し上げましたが、人材確保のための経費の計上ということで、地域おこし協力隊のサポート体制の財政措置の拡充というのが出ておりますが、これを受けての対応策について何か考えがありますか。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 現在のところ、その地域おこし協力隊サポート体制についてのですね、予算計上というものは行っていない状況であります。ただ、先ほど議員もおっしゃいましたように、地域おこし協力隊が自伐に関して言わせていただければ、なかなか集まらないという状況の中で、そういった予算も活用させていただきながら、人をしっかり確保しながら育成していくことは大事であり

ますので、そういったことはしっかり検討させていただければというふうに思います。ただ、現段階では予算計上はさせていただいていない状況でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 地方財政計画がですね、非常に、今度の場合は交付税特別会計の財政健全化に重点を置いた地方財政計画だというふうに言われております。で、それが一つと、一般財源総額の実質同水準ルールというのがございますが、これが果たして十分かなというのが、いろいろ本を読みますと出てきます。なぜかと言うと、今回の地方財政計画の歳出ではですね、デジタル化、脱炭素化、地域の人材への投資、児童福祉や保健所関係の専門職の充実、地域公共交通の対応と、いっぱい地域の未来を描く自治体の重要な施策がいっぱい盛り込まれておりますけれども、これだけ多くの施策を盛り込みながら、水準を超える経費は除くということでございまして、一般財源総額の増加はわずか1,500億円ということでございまして、果たして、十分なですね、この言葉だけはいっぱい施策に並べておられる割にはですね、予算の付け方は非常に少ないと、こういうふうに感じられるところでございます。一般財源総額実質同水準ルールというのが果たして、満たされておるのかというようなことでございます。

それと、今回の問題、デジタル田園都市国家構想事業費ですけれども、昨年末に策定されましたデジタル田園都市国家構想総合戦略は、第2期のまち・ひと・しごと総合戦略の改訂版という位置づけがされております。従来の地方創生とデジタル関連の臨時的経費を包括する理屈は成り立つように見えますけれども、しかし、時の政権の政策に合わせて臨時的経費を安易にですね、更新していくということについては、標準的な行政経費を積算し、交付税算定を通じて財源の補償をする制度のあり方から見て、適当ではないというのがですね、この財政の専門家の見方になっております。

ですから、非常に先ほど言いますように、地方創生の担当大臣がころころ変わって、石破大臣のように、坂本大臣までは知っとりますけどですね、地方創生というのがずっとある程度定着して、同じ名前を使って事業がされていくものと思っておりましたところが、先ほど言いますようにデジタル田園都市国家構想というのが一緒くたになって、何かその地方創生というのがトーンダウンしているように見えるわけですね。で、将来的にまたこの事業が、中身が変わらなければいいですけども、こういうことをずっと続けられるように、特に地方6団体等の町村会その他、議長会もございまして、その中でも十分町としての意見をですね、反映させていただきたいということでお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、坂田竜義君の一般質問を終わります。

以上で、通告されておりました一般質問は全部終了しました。これで、一般質問を終わります。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

また、お諮りします。明日 9 日、木曜日は休会とし、午前 10 時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会し、明日 9 日、木曜日は休会とし、午前 10 時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただくことに決定いたしました。

なお、常任委員会の会場は、総務文教常任委員会が委員会室、産業厚生常任委員会が大会議室をご利用ください。

明後日 10 日、金曜日は、午前 10 時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後 3 時 58 分

第 3 号

3 月 1 0 日 (金)

令和 5 年第 1 回美里町議定会定例会会議録（第 3 号）

令和 5 年 3 月 10 日（金）

午前 10 時 00 分開会

1. 議事日程

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | | 各常任委員会報告及び質疑
(1) 総務文教常任委員会委員長
(2) 産業厚生常任委員会委員長 |
| 日程第 2 | 議案第 21 号 | 令和 5 年度美里町一般会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第 22 号 | 令和 5 年度美里町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 4 | 議案第 23 号 | 令和 5 年度美里町土地取得特別会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第 24 号 | 令和 5 年度美里町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第 25 号 | 令和 5 年度美里町生活排水特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第 26 号 | 令和 5 年度美里町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第 27 号 | 令和 5 年度美里町簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第 28 号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第 10 | 議案第 29 号 | 有安地区旧工場跡地解体工事請負契約の一部変更について |
| 日程第 11 | 議案第 30 号 | 町道路線（船津吐合線）の廃止について |
| 日程第 12 | 議案第 31 号 | 町道路線（船津吐合線）の認定について |
| 日程第 13 | 議案第 32 号 | 町道路線（上靄中川原線）の廃止について |
| 日程第 14 | 議案第 33 号 | 町道路線（上霍中川原線）の認定について |
| 日程第 15 | 議案第 34 号 | 町道路線（上鶴線）の廃止について |
| 日程第 16 | 議案第 35 号 | 町道路線（上霍線）の認定について |
| 日程第 17 | 議案第 36 号 | 町道路線（古町上原線）の認定について |
| 日程第 18 | 同意第 1 号 | 美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第 19 | 同意第 2 号 | 美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第 20 | 同意第 3 号 | 美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第 21 | 発議第 1 号 | 美里町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 22 | 発議第 2 号 | 美里町議会の個人情報保護に関する条例の制定について |
| 日程第 23 | | 議員派遣の件について |

日程第24

各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第25

議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

2. 出席議員（10名）

1番 村 崎 公 一 君
3番 吉 住 淳 一 君
5番 高 田 美千子 君
7番 濱 田 憲 治 君
9番 今 田 政 行 君

2番 平 野 保 弘 君
4番 隈 部 寛 君
6番 坂 田 竜 義 君
8番 福 田 秀 憲 君
10番 上 田 孝 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長	上 田 泰 弘 君	副 町 長	吉 住 慎 二 君
教 育 長	宮 寄 幸 仁 君	総 務 課 長	坂 村 浩 君
企画情報課長	松 岡 征 二 君	税 務 課 長	池 永 英 治 君
住 民 課 長	松 永 栄 作 君	福 祉 課 長	谷 口 信 也 君
健康保険課長	中 川 幸 生 君	経 済 課 長	西 寺 清 君
林務観光課長	高 田 浩 幸 君	建 設 課 長	富 永 英 司 君
水道衛生課長	安 達 浩 一 君	会 計 課 長	中 川 利 加 君
学校教育課長	酒 井 博 文 君	社会教育課長	長 井 一 浩 君

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長 立 道 誠 君 書 記 野 田 ま や 君

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 各常任委員会報告及び質疑

○議長（上田 孝君） 日程第 1、各常任委員会報告及び質疑を行います。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。総務文教常任委員会委員長、濱田憲治君。

○総務文教常任委員会委員長（濱田憲治君） 改めまして、おはようございます。

昨日行いました、総務文教常任委員会の報告をいたしたいと思います。

中央庁舎議会委員会室において、参加者が、福田副委員長、上田委員、吉住委員、村崎委員と私、濱田。執行部より、坂村総務課長、松岡企画情報課長、池永税務課長、松永住民課長、中川会計課長、酒井学校教育課長、長井社会教育課長出席のもと開会をしております。

議題としまして、令和 5 年度美里町一般会計予算について、各課、主な予算の説明を受けております。

まず、総務課では、地方交付税令和 5 年度の歳入予算の約半分を占めている金額の上程であります。デジタル田園都市国家構想推進交付金、両町へのテレビ会議システム機器、公金ステーション、セミセルフ、コンビニ交付システム等への充当の交付金があります。歳出の中に、職員昇任試験審査手数料というのがありまして、新規であり、課長・係長への昇格試験のための手数料となるということでした。

中央庁舎 LED 照明リース料、これは 10 年間のリース契約であり、その後は無償譲渡となり、起債を活用した場合とリース契約では、約 600 万程度が安くなる試算でリース契約になるという説明でありました。

次に、企画情報課では、地方創生推進交付金（緑川連携事業）、甲佐町との連携事業であるという説明であります。

また、ホームページ作成業務委託料、これはコンペ方式により、検索しやすい画面で、トレンド（流行）を意識したホームページの作成の委託料であります。

美里未来づくり業務委託料、これは新規事業であり、美里地域課題の掘り起こし等を実施される予定であります。

地域経済活性化事業委託金、これも新規事業で、市場調査等のための予算であります。

有安地区旧工場跡地調査業務委託料、これは解体後の土壌調査を 170 か所の地

点で調査をされる予算であります。生活交通路線維持費補助金、令和4年度より約22%の増であるということで、赤字の拡大が主な要因であるという説明でありました。

次に、税務課では、町税の収納の計上の考え方として、町民税は98%、軽自動車税は98.5%、滞納繰越分は30%で計上しておるということでした。

次に、住民課では、マイナンバーカードの取得率、2月末で県下30位であり、62.81%の実績であると報告を受けております。また、戸籍システム改修業務委託料、法律に伴う氏の読み仮名表記に対する委託料だそうであります。

次に、会計課では、財政調整基金利子、これは令和4年12月2日に新規国債を1億円購入され、その利子も含むということであります。

公金ステーション購入費は、全ての納付書が対象で、両庁舎に設置をされる予定です。

セミセルフレジ購入費、これは両庁舎と東部出張所の3か所に設置し、職員が対面で処理する機器の導入であるということでした。

次に、学校教育課では、未来を創るふるさと教育事業委託金、これは新規事業とし、テレビ局と連携し、中学生が町のCMを作り（約30秒間）を通して、ふるさとのよさを実感する事業であるという説明でありました。

また、スクールバス購入費、砥用小学校に2台あるスクールバスの経過年数が21年と20年であり、1台を新規に購入する予算で、日野自動車の24人乗りのマイクロバスを購入予定であるということであります。また、修繕料（中央中・学校教育係）、これは地域に開かれた図書室にするため、2階にある図書室を1階に移し、中庭の花壇を撤去し、駐車場の整備をする予算であります。

次に、社会教育課では、中央公民館駐車場舗装工事、これは現況の舗装を修理するというもので、身障者用を1台分新設し、安全な車両の駐車場の整備に携わることというであります。

次に、霊台橋保存工事記録写真デジタル化、これは昭和53年から55年に行われた霊台橋の調査工事及び保存修理工事において、撮影された当時の記録写真を工事関係者より寄贈されたため、貴重な写真を後世に残すための、デジタル化の保存であります。

午後1時から現場調査とし、まず、中央庁舎駐車場舗装の工事を見ております。これは令和4年度事業であり、中央庁舎駐車場を東側駐車場、西側駐車場、職員駐車場と区分し、東側駐車場の舗装工事を実施され、傾斜が少ないので浸透性のアスファルトでの工事で完了しているということになっております。

次に、中央公民館駐車場舗装工事、これは令和5年度事業であり、高齢者の方も

利用が多く、白線がほぼ消えており、安全面の向上にもつながるための工事であり
ます。身障者マークの場所を1台追加し、車回しの植栽部分はそのままとし、大集
会室前の植栽部分は今後、撤去するか現況のままにするか検討をしていくというこ
とであります。

次に、熊本県企業局緑川発電所を視察しております。これは、県支出金の電源
立地地域対策交付金、また、熊本県企業局水力発電所地元振興支援事業交付金が交
付をされており、また、2020年から行われていた発電所設備の更新工事が20
22年8月に完了され、発電を再開をされておりました。緑川ダム本体の中にある
エレベーターと通路を通り、真新しい発電機を見学をすることができました。美里
の小学生や多くの見学者を受け入れ、発電所やダムの役割を周知される計画でもあ
ると聞いております。また、今後、熊本県企業局水力発電所地元振興支援事業交付
金の増額も検討されているということを聞いております。

次に、砥用小・中学校プールろ過機取替工事を視察しております。これは令和4
年度事業で、ろ過機の入れ替えは終わっており、今後試験運転を実施し、夏に向け
て調整をされる予定であります。

次に、砥用中学校グラウンド防球ネット修繕、これは令和5年度事業で、グラウ
ンド南側の防球ネット3本が何らかの影響で道路側に倒れかかっている状況であり
ました。グラウンド側に引き起こし、土台を補強し、安全面の確保をされる工事に
なります。

最後に、中央小学校給水装置取替工事、これは令和5年度事業であり、プール横
にある給水装置、ポンプ、操作盤が度々不具合を起こしているそうです。小学校へ
の給水と併せ、隣接している片平町営住宅への給水も併用されているポンプと操作
盤であります。工事期間におきましては、仮設のポンプ・操作盤を設置し、支障が
出ない状況で工事を実施していくということでありました。

以上で報告を終わりますが、報告漏れがありましたら、ほかの委員さんからよろ
しくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（上田 孝君） 以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。他の
委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 補足なしと認めます。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、各常任委員会委員長に対する質疑は、申し合わせ事項により審査の経過と
結果に対する質疑に留めることになっておりますので申し添えます。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。産業厚生常任委員会委員長、坂田竜義君。

○産業厚生常任委員会委員長（坂田竜義君） おはようございます。

令和５年度美里町議会第１回定例会における産業厚生常任委員会の報告をいたします。

本定例会会期中に産業厚生常任委員会活動をいたしましたので、その概要を報告します。

３月９日午前１０時より、大会議室におきまして、高田委員、今田委員、隈部委員、平野委員、坂田、執行部より谷口福祉課長、中川健康保険課長、安達水道衛生課長、西寺経済課長、高田林務観光課長、富永建設課長出席のもと、一般会計当初予算審議を中心に会議を行いました。

まず、福祉課からは、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金をして４，７１８万。これは、こもれび等の大規模改修とか入っておるところでございます。地域福祉計画等策定業務委託料７２６万円、障がい者基本計画等策定業務委託料５８３万円、出産子育て応援給付金３７５万円等について説明があり、児童手当、障がい者団体補助などについてして質疑がありました。

健康保険課では、健康保険特別会計への繰出金１億７６１万円、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金等の２億２，５０４万円、同じく後期高齢者の特別会計への繰出金の７，２００万円、子ども医療費扶助等の２，３３５万円、予防接種委託料等２，５１０万円等について、詳しく説明がありました。

経済課では、中山間地域等直接支払交付金８，２５５万円、鳥獣被害防止対策関係１，６００万円、ワイヤーメッシュとかトータルの金額は１，６００万円でございます。農業用機械導入補助金１，３００万円、農地等整備関係が１，２００万円、萱野揚水機場改修関係が２，０００万円、農業農村整備事業３，４５０万円、多面的機能支払交付金２，５９９万円などについて説明がございました。

林務観光課では、自伐型林業推進業務委託料３１９万円、林業調査業務委託料１，０５５万円、町有林造成事業５４５万円、除間伐推進事業費１，０５６万円、林道開設工事１，７００万円等について説明がありました。

建設課では、町道維持工事として３，４００万円、舗装補修工事３，１００万円、委託料として、社会資本整備総合交付金事業（通学路対策）として３，９００万円、

単独改良事業として3,700万円、工事請負費1億6,550万円、公有財産購入費1,296万円、補償補填、賠償金2,148万円、道路メンテナンス事業委託料6,400万円、道路メンテナンス工事費6,100万円、町営住宅の改修費500万円、災害工事土捨て場関連費2,500万円などについて説明がございました。トータル的に、若干の質疑がありました。

その後、現地調査といたしまして、町道三本松千間線災害復旧工事（山出地内ですけれども）、夏水側から上がって調査を行いました。ちょうど迂回路の道路の崩壊等もございまして、緊急に処理をしていただいて、車が1台通れる道幅は確保したということでございますけれども、夏水のほうから上がって調査を行いました。併せて、夏水水路の災害応急本工事についても状況を調査をいたしました。

2点目は、先日218号、霊台橋歩道の開通がございましたけれども、その歩道を見て、併せて霊台公園の雑木の伐採の関係の予算が上がっておりますので、その説明を担当課長から受けたというところでございます。

3点目は、坂貫の用水路整備工事の現場を視察をしまして、3時半過ぎに帰着をいたしました。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、産業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 補足なしと認めます。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

これで、各常任委員会報告及び質疑を終わります。

—————○—————

日程第2 議案第21号 令和5年度美里町一般会計予算

○議長（上田 孝君） 日程第2、議案第21号、令和5年度美里町一般会計予算を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

お諮りします。本案の質疑は、逐条としますか、一括としますか。

〔「逐条でお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） それでは、本案の質疑は逐条で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

それでは、本案は逐条質疑で行います。先にお配りしております表のとおり行います。

まず、1 ページから 11 ページ。歳入歳出事項別明細書の 2 歳入、12 ページの款の 1 町税から、16 ページの款の 12 分担金及び負担金まで。

次に進みます。16 ページから 18 ページの款の 13 使用料及び手数料まで。19 ページの款の 14 国庫支出金から、25 ページの款の 15 県支出金まで。

2 番、平野君。

○2 番（平野保弘君） 2 番、平野でございます。ただいま上程されております、令和 5 年度美里町一般会計予算書について質問いたします。

19 ページでございます。中ほどにあります、デジタル田園都市国家構想推進交付金が上がっておりますけれども、マイナンバーカードの交付率・申請率とかがですね、がこの交付金に何らかの影響があったのか。これからその可能性があるのかについてお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員お尋ねの、マイナンバーカードの交付率に応じて、このデジタル田園都市国家構想交付金の交付率が変わるのではないかとというご質問だと思いますが、このマイナンバーカードに応じて交付率が変わることにつきましては、この地域のデジタル化の基盤となる、ツールとなるマイナンバーカードの交付率が高く、マイナンバーカードを活用した取組に係る需要が多く生じると想定されることから、マイナンバーカードの交付率に応じて割り増しをされるということになります。

マイナンバーカードの交付率につきましては、交付の率の中で上位 3 分の 1 の市町村が達成している交付率まで、以上の市町村については、割り増しで交付率により交付されるということになります。ということは、3 分の 1 以下であれば、割り増しはありませんけれども、通常の交付になるということになります。3 分の 1 以上の市町村が割り増しで交付されるということになります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2 番（平野保弘君） はい、割り増しができなかったということだと思います。このデジタル田園都市国家構想推進交付金で、いろんなデジタル化の事業が行われております。この予算書を見てもですね、たくさんありまして、国の方針に沿ったかたちで自治体のデジタル化が進んでいくと思いますが、当面はですね、デジタル化し

ていくことが一番になるかと思いますが、デジタル化すればですね、それで終わりということじゃないと思います。町民の方が自由に使えるようにですね、周知とそれから手ほどきといいますか、指導をしていただきたいと思います。デジタル化してよかったと、町民の皆さんが思っただけのようにですね、皆さんで力を尽くしていただきたいというふうに思っております。

終わります。

○議長（上田 孝君） ほかにございませんか。進行します。

25ページの款の16財産収入から30ページの款の20諸収入まで。30ページから31ページの款の20町債まで。

8番、福田君。

○8番（福田秀憲君） ただいま上程中の議案21号について質問いたします。

31ページになりますけれども、本年度の町債、これは5億台になっております。前年度が7億ということになっておりますけれども、この2億減ったというのは、コロナが落ち着いて、その分のやつがなくなったんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、以前はですね、限度額を3億にしようということでやっておりました。で、3億ではちょっと普通のほうで足りないところあるんで、ちょっと増やしてもということだったんですけれども、その上限といいますか、どれだけでもこれ増やしていいっていうわけには、私は財政上いかないと思うんですよね。だから、今現在、大体どれくらいでしようかなというふうな考えでつくっておられるのかを伺いたい。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 以前、行革があつた時はですね、3億。3億っていいものは、当時は投資的経費の起債を3億ということになっておりました。ですので、例えばほかに起債がソフトで使える分とか、合併特例債のソフト分とか、そういったのは使ってましたので、町債の合計は3億を優に超えておりました。これは当時もそうです。ただ、熊本地震の後、災害の復旧かなり、災害の復旧でですね、工事が増えたときに、起債の限度枠っていうのがだいぶ緩くなっておりました。ですので、去年は、本年よりも約2億多い7億でスタートをしております。

どこが適正な金額かというのは、ここで幾らとなかなか言えないんですが、ただ、将来、これから先ですね、水道を始めます。水道は補助が今回もうつきませんので、その裏は、水道事業債であつたり、あるいは過疎債を使わせていただくことになりますので、今後そういった、総合的に見ながら、これ借金ですので、ですので、あまり後世に負担が残らないように、考えながら起債は使っていきたいというふうに考えております。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） 以前ですね、3億にしてたときはもう、災害復旧なんかを除いた分で3億というかたちにしておりましたですね。今度は水道工事なんかが始まって、それは今度は、実際にはこの将来的に負担が必ず町でもかかってくるので、平準化してこう計画はされてると思いますけれども。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） はい、基本的に償還、今年はもう10億を超えました、起債の償還がですね。その償還する分よりも、それを超えないようには、まずはしなければいけません、それはもう大前提です。できればそれよりも少ない起債でやっていくということが、これからの財政をしっかりと見ていく上では大事だろうと思います。

それと、少し訂正でございます。水道はですね、特会のほうですので、また別になるということでございます。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） 水道工事は特別会計でやられるわけですね。わかりました。終わります。

○議長（上田 孝君） ほかにございませんか。

3の歳出に入ります。32ページから33ページの款の1議会費まで。33ページの款の2総務費、項の1総務管理費の、目の1一般管理費から40ページの目の3財政管理費まで。

9番、今田君。

○9番（今田政行君） ただいま上程中の議案について、お尋ねをいたします。ページが37ページの表の上から5段目ですか。文書管理及び庶務事務電子決裁システム導入の委託ということで、計上してございますけども、先般、坂村課長のほうからご説明があったかと思っておりますけども、もう1点、もうちょっと中身を説明をお願いしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

この文書管理及び庶務事務電子決済システム導入委託料1,527万5,000円につきましては、役場内部のDXを推進するために、また、併せまして業務の効率化を図るために、現行の紙媒体での文書管理を一部ですけども、ペーパーレス化しまして、押印を押さずに電子決済ができるものとするものでございます。

また、庶務事務につきましては、役場職員の年休取得でしたり、時間外勤務関係の庶務事務関係のですね、システムを導入するものでございます、に合わせまし

て業務の効率化を図ることが目的でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田君。

○9番（今田政行君） はい、承知しました。すいません、あと1点お願いします。

38ページの、節の14工事請負費の防犯灯の設置で208万円計上してございますけども、今年はこれはどちらに計画されておられますか。お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

防犯灯の設置工事208万円につきましては、国道443号線の中から椿地区まで、一応5基を工事を行う予定でございます。併せまして、国道218号線の南栄木材から、ゆきぞの学園までの付近になりますが、一応10基を工事する予定でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田君。

○9番（今田政行君） 終わります。

○議長（上田 孝君） 40ページの目の4会計管理費から、43ページの目の5財産管理費まで。

9番、今田君。

○9番（今田政行君） ただいま上程中の議案に対して質問いたしますが、43ページの節の14工事請負費の両庁舎電気自動車充電設備工事の165万3,000円ですけども、これは、両庁舎に設置されるということですが、役場内で使われるという想定ですか、あるいはその来場者にも使っていいというシステムでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

両庁舎の電気自動車ですね、充電設備設置工事につきましては、脱炭素化の推進を図るために電気自動車を購入するわけですが、それに合わせて充電スタンドが必要になるということで、庁舎内の公用車のみの充電施設になります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田君。

○9番（今田政行君） はい、終わります。

○議長（上田 孝君） 43ページの目の6企画費から51ページの目の12特定目的基金費まで。

4番、隈部君。

○4番（隈部 寛君） それでは、ただいま上程中の議案、質問いたします。

45ページの款の2総務費、項の1の総務管理費、節の12有安地区旧工場跡地調査業務委託料ですけど、この調査の内容をお願いいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

調査の内容ですが、まず今回、建物を解体いたしまして、あそこの敷地が1.8ヘクタールあるんですが、その全体につきまして、まず過去にさかのぼって、あの土地をどういうふうに使っていたのかというような地歴調査、それから、あの全体の敷地の話になりますので、170か所の地点をとってその資料、土壌を採取しまして、その分析を行う。それから、土壌ガスも採取をしまして、そのまた分析も、これ70地点、やるようなかたちになります。併せて、あそこの地層といいますか、岩盤までの深さ、いわゆるN値といいますけども、そういったものを調べるために、ボーリング調査を5か所、その土質の検査ですね、解析を行うかたちを予定しております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） わかりましたですけど、この2,000万円もかかる調査費用ですね、大変やっぱし高額になってきます。以前は、解体工事に向けての地質調査で1,000万ほどかかっております。そのとき、私が一般質問しまして、土壌には何ら問題なしの回答が得られました。この回答には、やはり大きな誤りがあったと思います。土壌の中に油、ケミカル等物質が見つかり、汚染度の撤去作業にも、後の高額なかたちとして現れたと思います。早くから見つかれば少しは軽減できたと思いますですけど、そこのところは大事な部分だったと思います。この調査に以前の会社が加わるのでしょうか。お聞きします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 隈部議員、昨年9月にこれに関する一般質問をされております。そこで、地質調査等を行っているかという話をされておりますので、担当の課長のほうから、工場建屋内の土壌調査も併せて実施したという説明をですね、させていただきます。

つまり、この前の1,000万円は解体用の予算でございます。解体用の調査をしたということです。今度は更地になりました。で、そのときの答えも、あくまでも解体工事に付随するものであり、今後、企業誘致や定住団地の整備に当たっては、その活用用途に合わせた地質調査等を別途発注する必要があると考えており、旧工場の解体を直ちに調査を行っていただければと考えているというふうに答えてあります。

つまり、この前は解体工事用の予算であったということです。今度は、更地にした後、住宅用地にするのか、あるいは企業誘致をするのか、そのための準備のための調査でございます。ですので、全くこれは予算が違うというところはお理解をいただければと思います。

それと、この前、使った所を使うのかどうか、という話ですが、これはまた新しく入札等によって新しい所が決まるんだというふうに理解をしているところでございます。

○町長（上田泰弘君） 隈部君。

○４番（隈部 寛君） まずは、後にしこりが残らないような確実な調査を望みます。今後、跡を掘り起こして何か出たとか、そういうのがないようにお願いいたします。以上です。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） ひょっとするとですね、今度１７０数か所いろんな調査をする中で、まだ見つかっていないものが見つかる可能性もあるというふうに思います。それをするための今度は調査というふうに考えていただければと思います。

例えば、宅地にした後に何か家の工事をしていたら、下から何かが出てきたとか、例えば企業が何か進出してきますと。で、杭を打ったときに何かに当たったと。それ掘ってみたら何か入ったというようにならないために、後からそういったら町がちゃんと元に戻してくれと言われないうえにする調査でありますから、まず、この後にもう何も出てこないというような環境を作るための調査ということでご認識いただければと思います。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○４番（隈部 寛君） 今まで解体から解体用の地質調査、で、解体、そすと汚染土の除去、総額１億５，０００万かかっております、大体。で、いろんな方面に使っていただきたいという考え方もありますですけど、とにかくあそこは何かしなければならぬという考え方、それはもう間違いございませんので、確実にお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（上田 孝君） ほかにございませんか。５１ページの項の２町税費の目の１税務総務費から５３ページの目の３地籍管理費まで。５４ページから５５ページの項の３戸籍住民基本台帳費まで。

２番、平野君。

○２番（平野保弘君） ２番、平野です。ただいま上程中の議案についてご質問いたします。５４ページから５５ページにかけて、コンビニ交付システム関係の予算が計

上されておりますが、具体的にはよくわからないんですけども、コンビニで交付するために、コンビニに機械が必要なのか、コンビニにある機械にシステムを導入するだけでよいのかをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 松永住民課長。

○住民課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

コンビニ交付サービスにつきましては、既存のコンビニにある機械で対応できるものでございます

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） わかりました。コンビニの機械で交付するときにはですね、手数料がかかるとは思いますけれども、その手数料については設定されているのでしょうか。それから、交付するとき、マイナンバーカードが必要かどうかもお願いいたします。

○議長（上田 孝君） 松永住民課長。

○住民課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

まず、コンビニの交付手数料でございますけれど、予算のほうは第11節の役務費にコンビニ交付手数料として3万6,000円計上をしております。こちらのほう、単価が117円ということで、コンビニの事業者にお支払いするものでございます。

また、コンビニ交付サービスにつきましては、基本的にマイナンバーカードが必要になってくるものでございます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） ただいま質問したのはですね、交付を受ける人が手数料を幾ら払うのかということですけども。

○議長（上田 孝君） 松永住民課長。

○住民課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

コンビニ交付サービスを利用される方の手数料につきましては、現在窓口交付につきましては、住民基本台帳の写し等は300円いただいておりますけれど、その金額については、今から検討していきたいと思っております。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） ほかの自治体ではですね、ものすごく手数料を安くして、マイナンバーカードの普及にですね、つなげていったりとかされております。マイナンバーカード普及の促進につなげるためにもですね、手数料を下げたり、またコンビニで受けると便利ですよといったような周知もですね、していただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（上田 孝君） ほかにありませんか。先に進みます。

55ページから57ページの項の4選挙費まで。58ページの項の5統計調査費から59ページの項の6監査委員費まで。59ページから70ページの款の3民生費まで。

8番、福田君。

○8番（福田秀憲君） ただいま上程中の議案第21号について、質問いたします。

61ページなんですけれども、ここです、eスポーツでいい里づくり事業ということで今やっておられます。以前はですね、3か所でやってたんですけれども、これを令和4年度は6か所ぐらいにしようかなということでやっておられましたけれども、6か所ぐらいに広がったのか。それと、また令和5年度につきましては、もっと広げていこうというのがあるのか。というのは、eスポーツというのはもうどこも取り入れてやっておりますけれども、その老人福祉、子どもたちのプログラミングとか、いろんなやつを勘案してやっておりますけれども、できるならですね、一番最初手を挙げた所ですので、ずっとこう、「わあ、あそこはやってるな」というふうにはほかの所に見せていきたいというかな、そういう思いがあるんですけれども、広がり方はどうでしょうか。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

令和4年度は、当初6地区を予定して予算をいただいております。その後、補正におきまして、9地区開催したいということで、3地区をプラスした事業を令和4年度は行っております。今回ご質問いただきましたeスポーツでいい里づくり事業委託料351万4,000円につきましては、15地区を予定して計上させていただいております。

なお、eスポーツに取り組むところで、まだ通いの場とかが設立してない所におきましては、これを受ける事業と併せて、設立のお願いもですね、していきたいと考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） このeスポーツでいい里づくり事業ですが、高齢者の方ですね、これだけ集ってできる、されているっていうのは、実は全国で美里だけということを知っております。この産・学・官でいろいろやっていきたいという思いの中で、いろんなデータを、仮にですね、データをとった場合、これだけたくさんの被験者になる、データを取れる高齢者の方々がeスポーツ一生懸命やってらっしゃるっていう地区はやっぱり美里だけというふうに聞いておりますので、今後もこ

の高齢者の方が集って、eスポーツでいきいきと生活をしてもらう、そういう環境というものは整えていきたいというふうに思いますし、この美里版のeスポーツが全国にですね、広まることを願っているところでございます。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） 谷口課長から説明ありましてけれども、要するに今9か所やってるんで、今度6か所増やして15か所にしようということで理解をしております。

で、これはですね、今データを取ってると言われましたけれども、例えば認知症の対策とか何とかで、「すごい効果を上げたよ」とかいうあれがあればですね、もっと広がっていくんじゃないかなという思いがしておりますので、そのあたりの検証もですね、ぜひやって行ったらいいかと思います。終わります。

○議長（上田 孝君） ほかにございせんか。70ページから74ページの款の4衛生費まで。74ページから81ページの款の5農林水産業費の項の1農業費まで。

3番、吉住君。

○3番（吉住淳一君） 質問します。81ページになります。節の10需用費ですね、この中の説明の中で、一番下になりますが、農業構造改善関連施設修繕料というのが700万上げてあります。この内容をちょっと説明いただければと思います。

○議長（上田 孝君） 西寺経済課長。

○経済課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

農業構造改善関連施設修繕料700万円につきましては、佐俣の湯関連、それから農村婦人の家関連で、一応7件予定をしております。

佐俣の湯関連では、ブロワーの修繕ということで、ひのき風呂・岩風呂・家族風呂、それからひのき風呂の脱衣室のウォシュレットの修繕、それから家族風呂脱衣室ウォシュレットの修繕、それからロッジのですね、手すりの修繕、それからロッジの目隠し塀の修繕、それから施設内のですね、畳替えといたしまして、大広間・小部屋・ロッジのところで一応6件を上げておりまして、農村婦人の家につきましては、消防施設修繕ということで1件上げまして、合計の700万円のほうを計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） はい、内容はわかりました。

これで質問を終わります。

○議長（上田 孝君） ほかにございせんか。82ページの項の2林業費から85ページの項の3水産業費まで。85ページから88ページの款の6商工費まで。

1番、村崎君。

○1番（村崎公一君） 1番、村崎です。現在上程中の件について、質問いたします。

86ページの目の観光振興費、節の役務費の中の広告料501万6,000円の内容の説明を求めます。

○議長（上田 孝君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明申し上げます。

広告料501万6,000円につきましては、雑誌等ですね、広告宣伝料が300万円余り、残りの熊本バス当たりのバスのラッピングですね、そちらのほうに60万、それと熊日の広告紙が「あれんじ」等とかございますけど、そちらのほうに99万円ほど、それと、今SNSを使ったネット配信関係にですね、27万円程度をですね、上程して、合計の501万6,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） 続けて質問させていただきます。

88ページの恋人の聖地デジタル連携共同事業負担金550万円、これが単年度の経費なのか、又はこの連携共同事業で何が行われたのか、また、何を行われる予定なのかを説明を求めます。

○議長（上田 孝君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明申し上げます。

連携事業のですね、負担金からまずご説明いたします。こちらのほうは、昨年度まで行われました事業とは別にですね、新たに5年間、17の自治体で行う事業でございます。中身としましては、3年前とはですね、大まかに共通している部分がございます。二つの祭りとか、あとアタック・ザ・日本一、どんど祭りとか、そういうイベント等ですね、そちらに対しての事業に対してですね、行うものでありまして、その負担金というのは、その17の市町村が共同というか持ち合って事業を行うと、交流人口を拡大するという内容で、負担金を550万円をやるということになります。

それと、別に歳入のほうでですね、地方創生のデジタル連携共同事業ということで2,900万円余りありましたが、そちらのほうの、うちのほうとしては2,100万円ほどが今申しました祭り等のイベントのほうに50%の補助を受けると、交付金を受けると。

それと、この令和5年度からですね、ハード事業の面もですね、一部使えと。この予算書にもございますけど、ガーデンプレイスの修繕工事700万円ほど計上しておりますが、そちらのほうの修繕にもですね、活用できるという、幅広い、広がりがある交付金事業ということになります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） 終わります。

○議長（上田 孝君） ほかにございませんか。

8番、福田君。

○8番（福田秀憲君） ただいま上程中の議案第21号について、質問いたします。

86ページなんですけども、ここにですね、商工振興費の中で、このやまびこ祭りが、令和5年度は380万と80万上げてあるんですけども、あそこは花火を打ち上げるんで、その花火が高くなったとか、そういうやつにされているのか、ふるさと祭りはそのままなんですよね。やまびこ祭りだけ80万上げてあるんですけど、何か理由があるんでしょうか。

○議長（上田 孝君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明申し上げます。

やまびこ祭りが80万円ほど上がっているというご指摘ですけど、確かに議員が言われるとおりですね、花火の値段がもちろん昨年度よりも上がっております。それに加えてですね、我々としてはですね、今までとはちょっと趣向を変えたですね、上げ方ですかね。今、津留川沿いに設置してやっていますけど、その見方をですね、南北から見えるんじゃなくて東西からも見えるように、位置を変えた部分でですね、追加したかたちで行うという提案をする業者もありますので、その分を含めてですね、80万円上がっているということになります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） 私はふるさと祭り、やまびこ祭り、ずっと参加をさせていただいておりますけれども、何かですね、盛り上がりが年々なくなっているような感じがしてるんですよ。最初の頃はですね、けっこう盛り上がっていたと思いますけれども、この辺りがですね、そのあり方についてもまた検討したほうが、私はいいんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、そのあたりの検討を。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 私のほうで、やまびこ祭り・ふるさと祭り、両方実行委員会の会長をさせていただいております。先ほどちょっと花火の補足になりますが、前は職人さんが点火するような花火だったんですが、今はパソコンで打ち上げられるそうです。ですので、1か所にいて、遠くに置いてある花火がパソコンで打ち上るということで、今までとは違うような打ち上げ方もできるし、今までよりも玉が大きくなるということもできるという提案を今受けているということでございます。

やまびこ祭り・ふるさと祭り、それぞれですね、それぞれの会議のときに、あり方について、いろいろと話がもう出ているところです。例えば、道中のパレードをどうするかとかですね、そういったのも出ておりますし、本当は1回コロナで中止だったもんですから、今度やる時はもう合同でやろうという話も出ました。しかしながら、なかなか急には変えられないというような意見もありましたし、地域の方々の意見もあって、「今までどおりやるけども、いろんなところで少しずつやっぱり変えていかなければいけないよね」というような話は出ているところでございます。

議員がおっしゃいますように、もうなかなかパレードしても誰も見ていらっやらないとか、というのもありますので、そういったところも含めて、今後、会議ですね、いろんな話が出て、少しずつ変わってくるのではないかなと感じているところでございます。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） 検討をよろしくお願いします。終わります。

○議長（上田 孝君） ほかにございませんか。89ページから94ページの款の7土木費まで。94ページから97ページの款の8消防費まで。97ページから104ページの款の9教育費、項の1教育総務費まで。

2番、平野君。

○2番（平野保弘君） 2番、平野です。ただいま上程中の議案について、質問いたします。

103ページ、中ほどにあります給食費補助金1,213万1,000円が計上されておりますけれども、町長の施政方針の中で、美里町で安心して子どもを産み、子育てができると感じていただける取り組みの一つとして、小中学校給食費の半額補助を上げておられます。町長の決断には、大変ありがたく思っています。保護者の方々も大変喜ばれると思います。

先に発表されました宇城市よりも、早い実施となりましたが、宇城市では半額ではなく完全無償化になっています。完全無償化も考えられなかったわけではないと思いますが、半額補助になった経緯をお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 経緯といたしましては、まず宇城市、隣がもう完全無償化をするという話がありました。いろんな方からもご質問いただく中で、やはり美里も何らかのことをやるべきではないかというような声もありました。

今、ご案内のとおり、物価高騰対策で、このページにもありますが、給食費の物価高騰対策の補助も出しております。併せて、この半額の補助もするということで、

本来、物価が高くなければ、ひょっとしたらもっと出せたのかもしれませんが。そういったのも含めて、まずは物価高騰対策もありますが、まずは半額から始めようということでのスタートです。私は、あまりしっかりと財源をですね、確保しながら確実にやっていかなければ、引いては、これはいきなりやめるなんていうことはできませんので、しっかり順序だてをしながらやっていくという思いの中で、まずは半額から始めようということでのスタートでございます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） よくわかりました。確実にやっていくということでは、私も半額からでもよかったのではないかなというふうに思っております。

それから、この補助の支払いの方法ですけれども、多分各学校の給食会計にその補助分を入金するという方法なのかなというふうにも思っておりますけれども、例えば給食費を支払った保護者にですね、全額払って半額を返すとかいう方法もあるのかなというふうに思いますけれども、その方法については決まっていますでしょうか。

○議長（上田 孝君） 酒井学校教育課長。

○学校教育課長（酒井博文君） ご説明申し上げます。

いまのところ、各保護者個人に補助を払うのではなく、学校に対して半額補助を支払うというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 少し補足で、さっき言い忘れました。

それぞれの学校で、給食費がちょっと違うというような話もありました。で、小学校は小学校の値段、中学校は中学校の値段、とにかく同じ金額で同じ給食が出るようにしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） 私がですね、昨年12月の議会定例会の一般質問で言いましたが、全く同じ献立内容にした場合ですね、少しずつではあると思いますが、小規模校のほうが単価が上がってしまいます。それを勘案してですね、配分していただけたらいいなというふうに思っています。人数できちっと分けるのに加えてですね、少しでも均等割の部分があったらいいのかなというふうに思っているところです。

終わります。

○議長（上田 孝君） ほかにございませんか。104ページから112ページの項の2小学校費まで。112ページから118ページの項の3中学校費まで。118ペ

ージの項の４社会教育費から１２７ページの項の５保健体育費まで。１２７ページの款の１０災害復旧費から１２９ページの款の１３予備費まで。最後に、１３０ページから１４５ページまで。

そのほか、質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。当初予算の採決は起立により行います。

議案第２１号、令和５年度美里町一般会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第２１号、令和５年度美里町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。再開を１１時２５分とします。

—————○—————

休憩 午前１１時１４分

再開 午前１１時２５分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

日程第３ 議案第２２号 令和５年度美里町国民健康保険特別会計予算

○議長（上田 孝君） 日程第３、議案第２２号、令和５年度美里町国民健康保険特別会計予算を再度上程し、議題とします。

お諮りします。議案第２２号から議案第２７号までの令和５年度美里町特別会計予算の質疑については、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２２号から議案第２７号までの令和５年度美里町特別会計予算の質疑は一括質疑で行います。

これから質疑を行います。

議案第 22 号、令和 5 年度美里町国民健康保険特別会計予算について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

なお、議案第 22 号から議案第 27 号までの採決は起立により行います。

議案第 22 号、令和 5 年度美里町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第 22 号、令和 5 年度美里町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 4 議案第 23 号 令和 5 年度美里町土地取得特別会計予算

○議長（上田 孝君） 日程第 4、議案第 23 号、令和 5 年度美里町土地取得特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 23 号、令和 5 年度美里町土地取得特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第23号、令和5年度美里町土地取得特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第24号 令和5年度美里町介護保険特別会計予算

○議長（上田 孝君） 日程第5、議案第24号、令和5年度美里町介護保険特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第24号、令和5年度美里町介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第24号、令和5年度美里町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第25号 令和5年度美里町生活排水特別会計予算

○議長（上田 孝君） 日程第6、議案第25号、令和5年度美里町生活排水特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第25号、令和5年度美里町生活排水特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 全員起立です。

したがって、議案第25号、令和5年度美里町生活排水特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第26号 令和5年度美里町後期高齢者医療特別会計予算

○議長(上田 孝君) 日程第7、議案第26号、令和5年度美里町後期高齢者医療特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第26号、令和5年度美里町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 全員起立です。

したがって、議案第26号、令和5年度美里町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第27号 令和5年度美里町簡易水道事業特別会計予算

○議長(上田 孝君) 日程第8、議案第27号、令和5年度美里町簡易水道事業特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7 番、濱田君。

○7 番（濱田憲治君） 議案第 27 号について、お尋ねをいたします。ページ数は 9 ページです。工事請負費 4,500 万、中央北地区簡易水道事業新設工事ということで、議会初日の説明で、小筵から中央中学校付近という延長距離が 990 メートルと聞いております。その工事に対して、幾つかわかりませんのでお尋ねをいたします。

まず、この水道工事に対して、どのような有資格者、会社によって資格を持っている方がどういう方がいなければいけないのか、また、水道管を埋設されていられると思いますけども、水道管の口の大きさ、管の大きさというか、そういったのがどういうことになっているのかお尋ねと、それとその管の種類、まだ決まってないかもわかりませんけども、ダクタイル鋳鉄管というのがある、また、水道用水用ポリエチレン管の 2 種類が主に使われているということを聞いております。どちらも耐震性ではあるということで、ただ、管の単価がかなり違うと聞いております。使用される管の種類が決まっておるのかということと、4 点目が、その管の埋設の深さ、どれくらいで延長されていくのか、この 4 点について、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 安達水道衛生課長。

○水道衛生課長（安達浩一君） ご説明申し上げます。

まず、1 点目ですけども、水道施設の工事の関係ですけども、土木工事になりますので、水道の施設の資格といいますか、入札のやつに上げてる水道施設のところを指定して上げるようなかたちになります。よろしいですか。

2 点目ですけども、管の大きさは 100 です。深さ、勘定が 800 になります。と、あと種類ですね、はポリエチレン管を予定しております。

以上になります。

○議長（上田 孝君） 濱田君。

○7 番（濱田憲治君） 4 点お尋ねして、4 点返答いただきました。

まず、1 点目の有資格者というその土木業者でされるという意味合いはわかったんですけども、その資格の免許っていうのかわかりませんが、そういうところがわからなかったのが 1 点と、給水管の口の大きさですけども、小筵が源とすれば、末端は西山地区が末端というようなイメージができると思うんですけども、そこで 10 でいいのか悪いのかも私にはわかりませんけども、最初から小さくなるとれば、奥の方がなかなか行き渡らないなとイメージが湧きましたので、その 2 点、お尋ねをします。

○議長（上田 孝君） 安達水道衛生課長。

○水道衛生課長（安達浩一君） ご説明申し上げます。

管の大きさですけども、送水管ですので、送るのは100で送って、配水池からのやつは150とか大きいやつになってくるようなかたちになります。と、土木工事の件ですけども、管の一級管理士がそこちょっとはつきりわからないんですけど、そこはまた調べて回答したいと思います。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） これから、今回の議会でもですね、一番最初にもお話をさせていただきましたが、10年で30億という大事業です。ですから、一つ一つ確実にやっていく必要がありますし、慎重に進めていく必要があります。今、土木というような話もありましたが、土木でやるのか、あるいは水道の工事として土木じゃない分野でやるのかっていうのは、これからしっかりと検討させていただいて、何よりもこの事業がですね、しっかり前に進んでいくようにしていかなければいけないというふうに考えます。

また、管を埋めた後にですね、いろんな所で漏水をすとか、そういうことも起こってはいけませんので、そういったことも考えて、どういう工種で出したほうがいいのかとっていうのは、これからしっかり検討させていただきたいというふうに考えます。

○議長（上田 孝君） 濱田君。

○7番（濱田憲治君） 聞いたところによればですが、その土木業者でも組合でも、管をつなげるときには資格者がおらなければいけないというようなことを聞いたことがありましたので、再三お尋ねをしたところですよ。そこのところもクリアされて、もちろん工事がされていくものだと思いますので、新しい事業でありますので、スムーズにいくように期待をしながら見守っていきたいと思います。

以上です。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ございませんか。

8番、福田君。

○8番（福田秀憲君） ただいま濱田議員が質問しましたけれども、同じところについて質問をいたします。

この北地区の工事においてですね、もうやるっていうのは住民の方みんな知っておられますけれども、私たちもやるというのは、大体住民と同じ、知ってるのは共通なぐらいで、工程表というような大まかなやつをですよ、あったら作って、そして出していただけないかなという思いがしております。いろいろですね、ここ、住民には聞かれるんですよ。議員さんたちもそのあたりのある程度の知識があったほうがいいんじゃないかなという思いがしております。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君）　これから座談会等もですね、開催するに当たって、やはりその前にはしっかり議員さんたちには説明をしとくべきだというふうに思います。そういった意味では、今後の計画ですね、であったり、いろんな、もう少し突っ込んだところまで、近いうちに、準備ができ次第、時間をとっていただいてそういう説明をさせていただく場を設けていただければというふうに考えます。

○議長（上田　孝君）　福田君。

○8番（福田秀憲君）　それとですね、いろいろ話をしてる中では、「これはもう取りかかってからでくつとに10年もかかる、そんなに悠長なことはして待っておられん」というような方もおられますので、この住民の方にはですよ、例えば最初に荒崎から引いて、緊急といいますか、最初にやらなきゃいけない所はやっていきますよというような工程表あたりが見えるとですよ、すごくわかりやすいのかなという思いがします。それで、今度、住民説明会かなんかはされるわけでしょ。そのときにですよ、10年で完成するんであって、順次、こぎゃんやってどっからていうかな、困っておられる地区からやっていきますよというような説明をしないとですね、みんなやっぱ思いがですね、10年かかるんだという、10年経つとどぎゃんなるかて、もう水はいらんぞて言われる方も多いんでですね、そのあたりの住民周知もやったほうがいいんじゃないかなと私は思いますので、どうでしょうかね。

○議長（上田　孝君）　上田町長。

○町長（上田泰弘君）　10年というのはですね、一番長くかかって10年ぐらいかかるかなっていうようなところですよ。いずれにしても、こら30億の事業です。例えば、その10年の、今から何年後かに、大きな災害があったとします。そしたらやっぱり、そっちを集中的にやらなければなりませんので、事業は遅れてきます。そういったことも、いろんなことをですね、考えて最長10年というような、今後は説明をですね、座談会等ではさせていただいて、私はできればもう4年でも5年でも6年でも、もう早く終われば早く終わるほど、その価値は上がると思ってますんで、そういったところはしっかり説明をですね、させていただければと思います。やっぱりあの、「5年でできます」って言うって、それが逆に10年かかると「嘘ついた」ってなりますんで、10年かかると言ったのが5年だったといったら、「よう頑張った」という話になりますので、そういったことも含めて、しっかり説明をしていきたいと思います。

○議長（上田　孝君）　福田君。

○8番（福田秀憲君）　ぜひですね、住民がわかりやすい、納得できるような説明をしていただければいいかなと思いますので、よろしくお願いします。終わります。

○議長（上田　孝君）　ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 27 号、令和 5 年度美里町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第 27 号、令和 5 年度美里町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 9 議案第 28 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（上田 孝君） 日程第 9、議案第 28 号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、まずはじめにシステムの同期をお願いいたします。なお、議案第 28 号の議案につきましては、システムの 01 議案集フォルダー内の㊸議案第 28 号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約をご覧ください。

それでは、議案第 28 号につきましてご説明申し上げます。

議案第 28 号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 5 年 6 月 30 日限りで熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指令市町村第 16 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 5 年 3 月 7 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第 290 条の規定により、議会において同文議決

を経る必要があるため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

熊本市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約でございます。

熊本市町村総合事務組合同規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のように変更する。変更内容につきましては、別冊説明資料の新旧対照表によりご説明させていただきます。資料につきましては、システムの02説明資料フォルダー内の㊸議案第28号説明資料をご覧願いたいと思います。熊本市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約の新旧対照表でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

1ページの別表2中の「玉名市」を削除するものでございます。

再度、01議案集フォルダー内の議案第28号をご覧ください。

附則でございます。

第1項、施行期日でございます。「この規約は令和5年7月1日から施行する。」といたしております。

なお、第2項で、この規約の施行日に係る経過措置を規定いたしております。

以上で、議案第28号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第28号、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第28号、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第29号 有安地区旧工場跡地解体工事請負契約の一部変更について

て

○議長（上田 孝君） 日程第10、議案第29号、有安地区旧工場跡地解体工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

内容説明を求めます。松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） 議案第29号について、ご説明申し上げます。システムの同期をお願いします。

議案第29号、有安地区旧工場跡地解体工事請負契約の一部変更について

次のとおり有安地区旧工場跡地解体工事請負契約の一部を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月7日提出 美里町長 上田泰弘

1 契約金額、9,145万700円を1億2,429万3,002円に変更する。

2 契約の相手方、熊本県下益城郡美里町堅志田356番地、有限会社プログレ、代表取締役 早速芳和。

提案理由でございますが、有安地区旧工場跡地解体工事に係る請負変更契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

内容につきましては、説明資料フォルダー㊹議案第29号添付資料で説明いたしますので、しばらくお待ちください。

工事箇所の平面図になります。当初設計により、この①から⑰の表にあります建物等を解体しております。今回、この解体工事の施工中に、この赤の斜線部分ですね、ここの地中から新たに埋設物等が見つっております。今回の設計変更は、これを処分するためのものになります。

種別や数量につきましては、右下のですね、平面図右下にそれぞれ記載しております。コンクリートくず266.4トン、混合廃棄物土砂300トン、混合廃棄物90トンになります。

以上で、議案第29号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を。

8番、福田君。

○8番（福田秀憲君） ただいま上程中の議案第29号について質問をいたします。

この変更といいますか、額というのは、コンクリートとかアスファルトとか、いろいろ出たやつの処分ということで出されてると思います。で、全体的には650ぐらいですか、全体で出たということで、うちのほうの予算の中では2,500万を計上しましたですね。で、今回は逆にそれを超えて、3,300万ぐらい。何かその特別に処理するときにお金がかかるようになって、その800万近くですね、2,500万から上がったのか。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） 今回契約金額ですね、変更しておりますが、設計費用の変更で増額が見込まれる分と、それから前回の入札の結果のその契約残といいますか、その差額を今回補正予算で上程するかたちにしております。

内容なんです、今回の設計変更の主なもの、混合廃棄物土砂の処分費で大体900万ほど、それからその運搬に220万ほど、それから地中埋設物の混合廃棄物処分費で400万余り、その運搬に120万余り、それから盛土の撤去、分別、積込に300万程度というかたちになっております。さらに、それに試掘調査や廃棄物の分析費用ですね、そういったものになります。

ま、特別なものといいますと、そういう油分を含んだ土砂とか、そういったものを処分する所が県内にはなくて、大分まで運んだりとかしなければいけませんので、そういったものが費用として嵩んでいるというところになります。

以上です。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） 先ほど4番議員も質問されましたけれども、ここはですね、敏感といいますか、大事なところでですね、きちんとですね、その説明ができるようなかたちになってないと、なかなかですね、難しいところがあるんじゃないかと。

一つはですね、コンクリートとかアスファルトなんかは、その大分まで持って行かなくても、普通の処分ができるんじゃないか。で、いろいろ混合物があって、その廃棄物のやつで大分まで持って行かなきゃいけないやつもあるんじゃないかということで、大分まで持って行かなきゃいけないのは相当やっぱ高くつくと思うんですけども、普通の処理のやつは、コンクリート片の処理のやつは、県内にもありますし、そういうところでこうできるんじゃないかなという、で、そんなにかかるのかというやつも一つありますし、その辺りはどういうふうにお考えなんでしょうか。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） まず先ほどのですね、補正予算2,500万しか組んでないのに、何で今度はそれ以上なのかという話がありましたが、それは、前回の予算の残

がありましたので、その分で最低限の金額を補正予算で出させていただいたということで、これはお認めをいただいている分でございます。

それと、妥当かという話でございますが、これはもう、私も素人ですのでわかりませんが、しっかりそういう処理をされる所はしっかりとした制約とか決まりごとに基づいて処分をされるというふうに思います。ですから、後から何か起こらないためにも、ちゃんと処分をしていただくための予算だというふうに考えております。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） なかなか素人ではわからないところがあって、出していただいたと思いますけれども、その中身というのが、これでこれだけかかるんだよというような、ちゃんとしたですね、説明ができるやつがあればいいのかなという思いがしております。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） これ、入札といいますか、契約するに当たって、ちゃんと積算をしてあるはずですので、そういった資料をですね、後ほど提出させていただければと思います。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） はい、よろしくお願いします。終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第29号、有安地区旧工場跡地解体工事請負契約の一部変更については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第29号、有安地区旧工場跡地解体工事請負契約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。再開を13時ちょうどいたします。

-----○-----

休憩 午後 0 時 0 0 分

再開 午後 1 時 0 0 分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 1 議案第 3 0 号 町道路線（船津吐合線）の廃止について

日程第 1 2 議案第 3 1 号 町道路線（船津吐合線）の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第 1 1、議案第 3 0 号、町道路線（船津吐合線）の廃止について及び日程第 1 2、議案第 3 1 号、町道路線（船津吐合線）の認定については、関連がありますので、一括して議題としたいと思います。

お諮りします。日程第 1 1、議案第 3 0 号及び日程第 1 2、議案第 3 1 号の 2 案件について、一括して議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第 1 1、議案第 3 0 号及び日程第 1 2、議案第 3 1 号の 2 案件について一括して議題とします。

それでは、議案第 3 0 号、町道路線（船津吐合線）の廃止について及び議案第 3 1 号、町道路線（船津吐合線）の認定についてを続けて内容説明を求めます。富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） お待たせしました。それでは、システムの同期をお願いいたします。

なお、議案第 3 0 号、町道路線（船津吐合線）の廃止につきましては、システムの議案集フォルダー内の㊸議案第 3 0 号、町道路線（船津吐合線）の廃止についてをご覧ください。

まず、はじめに、議案第 3 0 号について、ご説明申し上げます。

議案第 3 0 号、町道路線（船津吐合線）の廃止について

道路法第 1 0 条第 1 項の規定により、町道路線を別紙のとおり廃止する。

令和 5 年 3 月 7 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。国道 2 1 8 号、霊台橋歩道及び周辺の整備に伴い、起点の変更が生じ、町道路線の廃止が必要となるため、道路法第 1 0 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次のページ、別紙をご覧ください。町道の区分は、2 級町道でございます。路線

名が船津吐合線、起点が美里町豊富字肉伏 1 6 4 4－2 番地先から、終点が美里町甲佐平字筒川 3 0 1 7－2 番地先まで、延長が 2, 5 3 8. 6 メートル、幅員が 4. 0 メートルから 3 4. 6 メートルでございます

内容説明につきましては、一括して議案第 3 1 号、町道路線（船津吐合線）の認定についてのときに説明をいたします。

引き続き、議案第 3 1 号について、ご説明を申し上げます。

なお、議案第 3 1 号、町道路線（船津吐合線）の認定につきましては、システムの議案集フォルダー内の㊸議案第 3 1 号、町道路線（船津吐合線）の認定についてをご覧ください。

議案第 3 1 号、町道路線（船津吐合線）の認定について

道路法第 8 条第 2 項の規定により、町道路線を別紙のとおり認定する。

令和 5 年 3 月 7 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。国道 2 1 8 号霊台橋歩道及び周辺の整備に伴い、起点の変更が生じ、町道路線の認定が必要となるため、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次のページ、別紙をご覧ください。町道の区分は、2 級町道でございます。路線名が船津吐合線、起点が美里町豊富字肉伏 1 7 4 9－1 番地先から、終点が美里町甲佐平字筒川 3 0 1 7－2 番地先まで、延長が 2, 5 3 6. 4 メートル、幅員が 4. 0 メートルから 3 4. 6 メートルでございます。

内容の説明につきましては、システムの議案集フォルダー内の㊸議案第 3 1 号説明資料をご覧ください。

すいません、失礼いたしました。別紙の船津吐合線、終点につきまして、終点が美里町甲佐平字咄合 3 0 1 7－2 番地先までになります。訂正のほう、させていただきます。

それでは、説明資料のほうに移ります。認定路線の位置図でございます。起点が国道 2 1 8 号線、霊台橋の付近になりますが、国道 2 1 8 号との接合部で、終点が緑川沿いを下りまして、咄合橋を渡った県道三本松甲佐線との接合部までとなっております。この 2 1 8 号の霊台橋歩道並びに周辺整備に合わせて、国道から咄合方面へ安全に出入りができるよう、熊本県・宇城警察署を協議を行い、外側線の引き直しを行い、国道との道路管理区域を定めたことにより、起点の位置が変更となり、延長が 2. 2 メートル減となるものでございます。

以上で、議案第 3 0 号並びに議案第 3 1 号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

まず、議案第３０号、町道路線（船津吐合線）の廃止について、質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第３０号、町道路線（船津吐合線）の廃止については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第３０号、町道路線（船津吐合線）の廃止については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３１号、町道路線（船津吐合線）の認定について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第３１号、町道路線（船津吐合線）の認定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第３１号、町道路線（船津吐合線）の認定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１３ 議案第３２号 町道路線（上霧中川原線）の廃止について

日程第 1 4 議案第 3 3 号 町道路線（上霍中川原線）の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第 1 3、議案第 3 2 号、町道路線（上霍中川原線）の廃止について及び日程第 1 4、議案第 3 3 号、町道路線（上霍中川原線）の認定については、関連がありますので、一括して議題としたいと思います。

お諮りします。日程第 1 3、議案第 3 2 号及び日程第 1 4、議案第 3 3 号の 2 案件について、一括して議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 1 3、議案第 3 2 号及び日程第 1 4、議案第 3 3 号の 2 案件について一括して議題とします。

それでは、議案第 3 2 号、町道路線（上霍中川原線）の廃止について及び議案第 3 3 号、町道路線（上霍中川原線）の認定についてを続けて内容説明を求めます。

富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） それでは、システムの同期をお願いいたします。

なお、議案第 3 2 号、町道路線（上霍中川原線）の廃止につきましては、システムの議案集フォルダー内の㊸議案第 3 2 号、町道路線（上霍中川原線）の廃止についてをご覧ください。

まず、はじめに、議案第 3 2 号について、ご説明申し上げます。

議案第 3 2 号、町道路線（上霍中川原線）の廃止について

道路法第 1 0 条第 1 項の規定により、町道路線を別紙のとおり廃止する。

令和 5 年 3 月 7 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。県道三本松甲佐線からの道路管理区域の移管に伴い、終点の変更が生じ、町道路線の廃止が必要となるため、道路法第 1 0 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次のページ、別紙をご覧ください。町道の区分は、その他の町道でございます。路線名が上霍中川原線、起点が美里町甲佐平字上霍 1 3 4 4－3 番地先から、終点が美里町甲佐平字上霍 1 3 9 0－1 番地先まで、延長が 4 8 3. 0 メートル、幅員が 4. 4 メートルから 1 9. 1 メートルでございます

内容説明につきましては、一括して議案第 3 3 号、町道路線（上霍中川原線）の認定についてのときに説明をいたします。

引き続き、議案第 3 3 号、町道路線（上霍中川原線）の認定について、ご説明申し上げます。

なお、議案第 3 3 号、町道路線（上霍中川原線）の認定につきましては、システ

ムの議案集フォルダー内の㊸議案第33号、町道路線（上霍中川原線）の認定についてをご覧ください。

議案第33号、町道路線（上霍中川原線）の認定について

道路法第8条第2項の規定により、町道路線を別紙のとおり認定する。

令和5年3月7日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。県道三本松甲佐線からの道路管理区域の移管に伴い、終点の変更が生じ、町道路線の認定が必要となるため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次のページをご覧ください。町道の区分は、その他の町道でございます。路線名が上霍中川原線、起点が美里町甲佐平字上霍1344-3番地先から、終点が美里町甲佐平字下霍1391-2番地先まで、延長が497メートル、幅員が4.4メートルから20.2メートルでございます。

内容の説明につきましては、システムの議案集フォルダー内の㊸議案第33号説明資料をご覧ください。

認定路線の位置図でございます。起点が県道三本松甲佐線との接合部で、筒川沿いを通り、終点が県道三本松甲佐線の十枚坂橋手前の接合部までとなっております。接続する県道三本松甲佐線につきましては、1.5車線化への改良工事が既に行われているため、県道三本松甲佐線と接続する町道上霍中川原線の道路管理区域の見直しを行い、県道から町道へ移管されたことにより、終点の位置が変更となり、延長が14メートル増となり、また、併せて路線名並びに起点・終点のツルの字が字名の漢字と違っていたため修正するものでございます。

以上で、議案第32号並びに議案第33号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

まず、議案第32号、町道路線（上霍中川原線）の廃止について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第３２号、町道路線（上鶴中川原線）の廃止については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第３２号、町道路線（上鶴中川原線）の廃止については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３３号、町道路線（上霍中川原線）の認定について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第３３号、町道路線（上霍中川原線）の認定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第３３号、町道路線（上霍中川原線）の認定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１５ 議案第３４号 町道路線（上鶴線）の廃止について

日程第１６ 議案第３５号 町道路線（上霍線）の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第１５、議案第３４号、町道路線（上鶴線）の廃止について及び日程第１６、議案第３５号、町道路線（上霍線）の認定については、関連がありますので、一括して議題としたいと思います。

お諮りします。日程第１５、議案第３４号及び日程第１６、議案第３５号の２案件について、一括して議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第１５、議案第３４号及び日程第１６、議案第３５号の２案件について一括して議題とします。

それでは、議案第34号、町道路線（上鶴線）の廃止について及び議案第35号、町道路線（上霍線）の認定についてを続けて内容説明を求めます。富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） それでは、システムの同期をお願いいたします。

なお、議案第34号、町道路線（上鶴線）の廃止につきましては、システムの議案集フォルダー内の㉔議案第34号、町道路線（上鶴線）の廃止についてをご覧ください。

まず、はじめに、議案第34号について、ご説明申し上げます。

議案第34号、町道路線（上鶴線）の廃止について

道路法第10条第1項の規定により、町道路線を別紙のとおり廃止する。

令和5年3月7日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。県道三本松甲佐線からの道路管理区域の移管に伴い、起点の変更が生じ、町道路線の廃止が必要となるため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次のページをご覧ください。町道の区分は、その他の町道でございます。路線名が上鶴線、起点が美里町甲佐平字上鶴1323-1番地先から、終点が美里町甲佐平字中園1654-1番地先まで、延長が220.8メートル、幅員が4.3メートルから15.0メートルでございます

内容説明につきましては、一括して議案第35号、町道路線（上霍線）の認定についてのときに説明をいたします。

引き続き、議案第35号について、ご説明申し上げます。

なお、議案第35号、町道路線（上霍線）の認定につきましては、システムの議案集フォルダー内の㉕議案第35号、町道路線（上霍線）の認定についてをご覧ください。

議案第35号、町道路線（上霍線）の認定について

道路法第8条第2項の規定により、町道路線を別紙のとおり認定する。

令和5年3月7日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。県道三本松甲佐線からの道路管理区域の移管に伴い、起点の変更が生じ、町道路線の認定が必要となるため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次のページ、別紙をご覧ください。町道の区分は、その他の町道でございます。路線名が上霍線、起点が美里町甲佐平字上霍1322-2番地先から、終点が美里町甲佐平字中園1654-1番地先まで、延長が232.8メートル、幅員が4.3メートルから15.0メートルでございます。

内容の説明につきましては、システムの議案集フォルダー内の㊸議案第３５号説明資料をご覧ください。

認定路線の位置図でございます。起点が県道三本松甲佐線との接合部で、新築された中川原公民館前を通り、終点が県道三本松甲佐線の十枚坂橋の先の接合部までとなっております。接続する県道三本松甲佐線につきましては、１．５車線化への改良工事が既に行われているため、県道三本松甲佐線と接続する町道上霍線の道路管理区域の見直しを行い、県道から町道へ移管されたことにより、起点の位置が変更となり、延長が１２メートル増となり、また、併せて路線名並びに起点・終点のツルの字が字名の漢字と違っていたため修正するものでございます。

以上で、議案第３４号並びに議案第３５号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

まず、議案第３４号、町道路線（上鶴線）の廃止について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第３４号、町道路線（上鶴線）の廃止については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第３４号、町道路線（上鶴線）の廃止については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３５号、町道路線（上霍線）の認定について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第３５号、町道路線（上霍線）の認定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第３５号、町道路線（上霍線）の認定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１７ 議案第３６号 町道路線（古町上原線）の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第１７、議案第３６号、町道路線（古町上原線）の認定についてを議題とします。

内容説明を求めます。富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） それでは、システムの同期をお願いいたします。

なお、議案第３６号、町道路線（古町上原線）の認定につきましては、システムの議案集フォルダー内の㊸議案第３６号、町道路線（古町上原線）の認定についてをご覧ください。

議案第３６号について、ご説明申し上げます。

議案第３６号、町道路線（古町上原線）の認定について

道路法第８条第２項の規定により、町道路線を別紙のとおり認定する。

令和５年３月７日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。当路線は、美里町町道編入基準第１条第３項第２号の要件を満たす生活道路であり、町道路線として認定するため、道路法第８条第２項の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次のページ、別紙をご覧ください。町道の区分は、その他の町道でございます。路線名が古町上原線、起点が美里町土喰字岩屋３６１－１番地先から、終点が美里町土喰字上原４３６番地先までとなっております。延長が２４０．０メートル、幅員につきましては、現地確認により、最小幅員２．１メートルを確認をしておりますが、詳細につきましては、認定後調査を行い、確定をしたいと考えております。

次に、内容の説明を行います。内容の説明につきましては、システムの議案集フォルダー内の㊸議案第３６号説明資料をご覧ください。

認定路線の位置図でございます。起点が町道土喰内山線との接合部で、善通寺駐車場の手前から町営住宅古町団地の横を通り、再度、町道土喰内山線の接合部までとなっております。

新たな町道の認定につきましては、美里町町道編入基準により、町道に編入する際の基準が定められております。町道古町上原線につきましては、編入基準の第1条第3項第2号の幅員が2.0メートル以上で延長が100メートル以上あり、住家5戸以上に直接関係のある生活道路であるとの基準を満たしており、その他の町道として認定を行うものでございます。

以上で、議案第36号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第36号、町道路線（古町上原線）の認定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第36号、町道路線（古町上原線）の認定については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

—————○—————

休憩 午後1時30分

再開 午後1時39分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの議案第30号並びに議案第31号の説明内容につきまして、富永建設課長より説明を求めます。富永課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

議案第30号と議案第31号で、町道路線の船津吐合線の廃止並びに認定の説明を行ったところでございますが、別紙の、まず議案第30号の別紙におきまして、起点・終点を記載をしております。その終点で、美里町甲佐平字筒川3017-2

番地先までとしております。こちらにつきましては、船津吐合線の認定時に認定の字をですね、筒川の３０１７－２番地ということで認定をしていただいておりますけれども、今回、新たに廃止・認定を行う際に、地番を確認をしまして、字の確認を行いましたところ、次の議案第３１号の別紙の終点に記載をしておりますとおり、美里町甲佐平字咄合の３０１７番地先までということがわかりましたので、認定に合わせてですね、終点の字のほうを、筒川から咄合のほうに修正のほう、行っております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で説明を終わります。

—————○—————

日程第１８ 同意第１号 美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第１９ 同意第２号 美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第２０ 同意第３号 美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（上田 孝君） 日程第１８、同意第１号、美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてから、日程第２０、同意第３号、美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてまでの３案件について、一括して議題としたいと思います。

お諮りします。日程第１８、同意第１号から、日程第２０、同意第３号までの３案件について、一括して議題としたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第１８、同意第１号から、日程第２０、同意第３号までの３案件について、一括して議題とします。

それでは、同意第１号、美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてから、同意第３号、美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてまで、続けて内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） では、同意第１号から同意３号につきまして、ご説明を申し上げます。同意第１号から同意第３号。

美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

美里町職員懲戒審査委員会の委員に下記の者を選任したいので、地方自治法施行規程第１６条第５項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

まず、同意第1号、住所 [REDACTED]、氏名 鷲山啓、
生年月日 [REDACTED]

次に、同意第2号、住所 [REDACTED]、氏名 上田
隆信、生年月日 [REDACTED]

次に、同意第3号、住所 [REDACTED]、氏名 松永栄
作、生年月日 [REDACTED]。

令和5年3月7日提出 美里町長 上田泰弘
提案理由でございます。

懲戒審査委員会の委員を選任しようとするときは、地方自治法施行規程第16条
第5項の規定により、議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

3名の委員の任期につきましては、令和5年3月31日までとなっておりますが、
引き続き、委員に選任させていただきたくご提案申し上げます。よろしくお
願いを申し上げます。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

まず、同意第1号、美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求める
ことについて、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

同意第1号、美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めること
については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、同意第1号、美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同
意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第2号、美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求める
ことについて、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

同意第2号、美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、同意第2号、美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、次の案件で当事者の松永栄作君がおられますので、松永栄作君の退出を求めます。

（松永栄作君 退出）

○議長（上田 孝君） 次に、同意第3号、美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

同意第3号、美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、同意第3号、美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、松永栄作君の入場を許可します。

（松永栄作君 入場）

日程第 2 1 発議第 1 号 美里町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第 2 1、発議第 1 号、美里町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提出議員の趣旨説明を求めます。

7 番、濱田憲治君。

○7 番（濱田憲治君） それでは、発議第 1 号の説明をいたします。

発議第 1 号、美里町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
美里町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出します。

令和 5 年 3 月 7 日提出 提出者 美里町議会議員 濱田憲治、賛成者 美里町議会議員 福田秀憲、美里町議会議員 上田孝様
提案理由でございます。

新型コロナウイルス感染症のまん延を機に、社会全体がリモートワークの導入やまん延防止に対する行動様式の変化に伴い、議会としても環境や時代に対応した議員活動が求められております。これらの時代において、適切かつ効率的な委員会等の運営や災害時に参集することが困難な状況やワークライフバランスの観点から、委員会室に集合することが不合理な状況等、議決機関としてあらゆる状況でも対応できるようオンラインでの会議の開催を可能とするよう改正を行うために提出するものでございます。

次のページをお開きください。

美里町議会委員会条例の一部を改正する条例でございます。

美里町議会委員会条例（平成 1 6 年美里町条例第 1 4 7 号）の一部を次のように改正する。

内容につきましては、別紙、発議第 1 号資料をご覧ください。システム内は 0 2 説明資料内の④発議第 1 号説明資料でございます。美里町議会委員会条例新旧対照表でございます。左が改正前、右が改正後でございます。

第 1 3 条の次に、次の 1 条を加える。委員の会議出席の特例、第 1 3 条の 2、委員長は災害の発生、感染症のまん延防止、その他やむを得ない事由により委員会を開催する場所へ委員を招集することが困難であると認めたときは、インターネット回線を用いた映像と音声の送受信により、出席者の状態を相互に確認しながら通話することができる方法を活用した会議（以下、オンライン会議という）に委員が参加することを許可することができる。

第 2 項、委員は、オンライン会議に出席するときは、前項の規定による委員長の許可を得なければならない。

第3項、委員長は、第1項の許可をするときは、当該許可を求める委員の意見を聴いて、オンライン会議に必要な装置が設置された場所であって、委員長が相当と認める場所を指定して行うものとする。

第14条ただし書中「第16条」を「第16条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。第2項、前条第2項の規定により、委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前項の規定による会議に出席した委員とみなし、並びに次条第1項及び第27条第1項の出席委員とみなす。

第16条の次に、次の1項を加える。第2項、前項の規定は、オンライン会議についても同様とする。

第18条第1項に次の、ただし書を加える。ただし、オンライン会議は、秘密会議とすることができない。

第26条の2第3項中「第26条」を「前条」に改める。

再度、議案集の発議第1号にお戻りください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で、発議第1号の内容説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

発議第1号、美里町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、発議第1号、美里町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第22 発議第2号 美里町議会の個人情報保護に関する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第22、発議第2号、美里町議会の個人情報保護に関する

条例の制定についてを議題とします。提出議員の趣旨説明を求めます。6番、坂田竜義君。

○6番（坂田竜義君） 発議第2号について、説明いたします。

発議第2号、美里町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
美里町議会の個人情報保護に関する条例の制定について、別紙のとおり提出します。

令和5年3月7日提出 提出者 美里町議会議員 坂田竜義、賛成者 美里町議会議員 高田美千子、美里町議会議員 上田孝様

提案理由でございます。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報の保護に関する法律が改正され、議会は同法の適用除外となるため、議会における個人情報の保護に関する条例を制定する必要があるために提出するものであります。

次のページをお開きください。

美里町議会の個人情報の保護に関する条例でございます。第1章から第6章の6章立てとなっております。主なものだけ説明いたします。

1ページの第1章は総則で、第1条の目的でございますが、この条例は、美里町議会（以下、議会という）における個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正および利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的といたします。

以下、第2条の定義、第3条の議会の責務、3ページの第2章は、個人情報等の取扱い、第4条の個人情報の保有の制限等から、第16条の匿名加工情報の取扱いに係る義務まで、特に第12条の第2項第3号には、標準団体のほか、町の機関を定めております。

8ページの第3章は個人情報ファイルで、第17条が個人情報ファイルの作成及び公表、9ページの第4章が開示、訂正および利用停止等で、第1節開示から第4節の審査請求となっております。

19ページの第5章は雑則、第6章は罰則を定めており、関係職員等が正当な理由なく個人情報を提供した場合は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金等を定めております。

最後に、附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

以上で、発議第2号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

発議第２号、美里町議会の個人情報保護に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、発議第２号、美里町議会の個人情報保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第２３ 議員派遣の件について

○議長（上田 孝君） 日程第２３、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり、議員を派遣したいと思います。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たに派遣が必要となった場合等の判断は、議長に一任していただきたいと思います。が、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たな派遣が必要となった場合等は、議長に一任していただくことに決定しました。

—————○—————

日程第２４ 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第２５ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

○議長（上田 孝君） 日程第２４、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について、及び日程第２５、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件についてを一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第24及び日程第25を一括して議題とすることに決定をいたしました。

日程第24及び日程第25を一括して議題といたします。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に上程されました案件は全部議了しました。

したがいまして、会議規則第8条の規定により、閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に先立ち、上田町長に挨拶を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 閉会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今回、提案させていただきました35の案件、全てにおきましてご承認をいただき、誠にありがとうございます。

なお、令和5年度の一般会計の予算が、69億4,700万円でスタートをいたします。限られた予算ではありますが、この69億4,700万円を執行しながら、美里町がさらに発展していくことと、町民サービスが低下しないように、しっかり執行していきたいというふうに考えております。

もう、3月13日からマスクも個人の自由となりますし、5月には2類から5類に感染症の分類も落とされるということでございます。本当にウィズコロナ、アフターコロナがいよいよ始まるなど、本当に昔の、通常の生活に戻れるのかっていう一抹の不安もありますけども、ただ、また元に戻すね、戻って、そしてたくさんの方がこの美里を訪れてくれるような、そういう日が一日も早く来ればいいなと思いますし、町民の皆さんも安心してマスクを外して活動ができる、そういう日が一日でも早く来ればいいなと思っているところでございます。

繰り返しになりますが、通していただいたこの予算を、適正に執行しながら、美里町が令和5年も輝くように頑張ってまいりますので、どうか議員の皆様にもご指導とお願いを申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長の挨拶を終わります。

それでは、これをもちまして、本日の会議を閉じ、令和5年第1回美里町議会定例会を閉会します。

—————○—————

閉会 午後2時04分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名いたします。

美里町議会議員

美里町議会議員

美里町議会議員

美 里 町 議 会 会 議 録
令 和 5 年 第 1 回 定 例 会

令和 5 年 3 月 発行

発行人 美 里 町 議 会 議 長 上 田 孝
編集人 美里町議会事務局長 立 道 誠
作 成 株式会社アクセス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
美 里 町 議 会 事 務 局

〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地  
電   話 (0964) 46-2111